臺灣時報

六月號

三月二十九日攝政宮殿下平和博覽會場へ行啓

始政記念日を迎へて
時報（臺灣時事）
臺灣の鹽政に就て
進化論及び進化論者
廣東市政觀
外人監督の支那鹽政

國有財產法に就て
南洋發展と臺灣の使命
產業組合と臺灣
香港の貿易
在支那獨逸人の活動
臺灣地方自治法令研究

臺灣時報發行所

SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED
JUL 8 1922

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す。（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

△評議員長 賀來佐賀太郎

△評議員（以下イロハ順）

池田幸甚
石坂莊作
市來半次郎
今井周三郎
新元鹿之助
西川利藤太
醫學博士 堀內次雄
宮島元治
宮地近思
陳鴻鳴
陳中和
李景盛
林熊徵
林獻堂
林烈堂
林鶴壽
李延禧
大竹勝一郎
農學博士 大島金太郎
大越大藏
奥田重榮
大川盛行
大賀基作
渡部英太郎
片山秀太郎
川崎軍治
川中子安次郎
簡朗山
簡阿牛
顏雲年
菅野善三郎
吉田平吾
吉岡荒造
楊吉臣
高木友枝
醫學博士 高田元治郎
高田富藏
高橋辰次郎
工學博士 立川連
田村武七
田村藤四郎
田賀奈良吉
法學博士 谷野格
高山仰
瀧田傳吉
常吉德壽
津田毅一
津久井誠一郎
永田隼之輔
中村啓次郎
內藤正太郎
武藤針五郎
樟谷光貞
野呂寧
草鹿砥祐吉
倉岡彥助
松岡富雄
牧山濟砂
松井榮堯
藤野幹
福留喜之助
小松吉久
吳昌才
辜顯榮
古賀三千人
黃欣
吳汝祥
黃春帆
枝德二
江口良三郎
江崎眞隆
鄭拱辰
鄭神寶
生駒高常
服部武彥
赤石定藏
赤司初太郎
後宮信太郎
相賀照鄉
阿部滂
麻生誠之
荒卷鐵之助
淺田知定
近江時五郎
佐藤勤
坂本素魯哉
佐々木紀綱
楢瀨軍之佐
佐藤小次郎
皿谷廣次
葉蓮舫
木村匡
木村久太郎
許廷光
北村吉之助
喜多孝治
三村三平
三好德三郎
進藤良英
徐杰夫
森俊六郎
平山寅次郎
平山午介
末松偕一郎
角源泉
鈴木重臣
諏訪禮次郎
法水了禪
豐田勝藏

△編纂委員

農學博士 東鄉實
富田松彥
羽生雅則
和田一次
鎌田正威
橫光吉規
東忠藏
淺野安吉
赤松寅七
水越幸一
三浦碌郎
下村充郎
本山文平
深川繁治
古山榮三郎
田阪千助
堤一馬
岡本佃
中瀨拙夫
中村壽太郎
宇都宗一
前田稔靖

△常務員

編輯係 鷹取田一郎
同 高橋惇
同 拓大雄
同 中野順三郎
同 小森德治
同 秋澤次郎
囑託 池田壯太郎
同 蜂谷彬
囑託 大槻綱彥
同 池田忠吉
同 橫尾善夫
同 眞倉民治
同 志田潔之
同 杉山秀
庶務及會計係 伊藤憐之助

大正十一年六月十三日印刷
大正十一年六月十五日發行（每月一回一日發行）
（定價一冊郵稅共金三十錢）
（廣告料一頁金二十圓）

發行所 臺灣總督府內 臺灣時報發行所
振替貯金口座臺北第二〇七〇番
電話總督府內第八九番

編輯兼發行人 臺北市兒玉町四丁目四十八番地 中野順三郎

印刷人 臺北市大和町三丁目二番地 澤田照基

印刷所 臺北市大和町三丁目二番地 臺北印刷株式會社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店
東京、京橋（東京）、京都、神戸、兵庫、尼崎、尼崎東、西宮、姫路、廣島
德島、阿波池田、奈良、伊丹、傳法、臺南、高雄、（大阪市内）南、
天滿、難波、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色
銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店　臺北市本町二丁目
（電話三四、五六、二一九五）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報大正十一年六月號　目次

（第三五號）

口繪▼田總督の本誌に寄せられたる近作　□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

始政記念日を迎へて（卷頭言）……一

時報……二―五

英皇儲御歸途▼皇后陛下臺灣館へ御行啓▼衛國軍艦始めて臺灣に來る▼總督閣下の炭坑視察▼税關長及知事の更迭▼臺灣史料編纂委員會の創設▼感化教育の改善▼陸軍の耐熱飛行試驗開始▼臺灣酒專賣令の發布▼海軍記念日▼竹仔嶺隧道の開通▼水利に關する協議會▼依田特務曹長の慘死

臺灣の鹽政に就て……松下芳三郎　六

國有財產の讓渡及國有財產に關する私權の設定に就て（其一）……川村直岡　一六

我邦の南方發展と臺灣の使命……木村增太郎　二七

產業組合と臺灣に於ける其の助長……千石興太郎　三五

進化論及進化論者……小泉丹　四六

廣東市政觀……佐藤矢　五八

內地通信（伏見丸、長崎及東京から、中野屯山）……六四

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

外人の監督せる支那の鹽政……松下芳三郎 六七
香港の貿易……井出季和太 七八
支那に於ける獨逸人の活動……後藤改平 九三
征蕃私記（前長官水野遵氏纂述）……九八
島情……一〇一
大正十一年度臺灣地方歳入出豫算（内務局州廳課）▼金融概況（財務局金融課）
田總督の臺北商工會に於ける演説……一二一
樺山總督が最初の臺南視察……蕉鹿夢 一二一
長江感慨ぼつり／＼……GS生 一二六
臺灣地方自治法令研究……内務局内同研究會 一三〇
詞苑……一三四
臺灣日誌▼人事消息▼寄贈書目……一三五
漢文欄▼廣東市政觀（佐藤矢）……一三一
南支南洋其他海外重要記事（其一）……一

株式會社
臺灣銀行
（臺北）

支店出張所

臺灣

基隆　臺中　嘉義　臺南　高雄

宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投

屏東　臺東　花蓮港　澎湖島

支店出張所

支那

上海　九江　漢口　福州

廈門　汕頭　香港　廣東

其他

新嘉坡　盤谷　スラバヤ　スマラン

バタビヤ　孟買　倫敦　紐育

內地

神戸　大阪　横濱　東京　門司

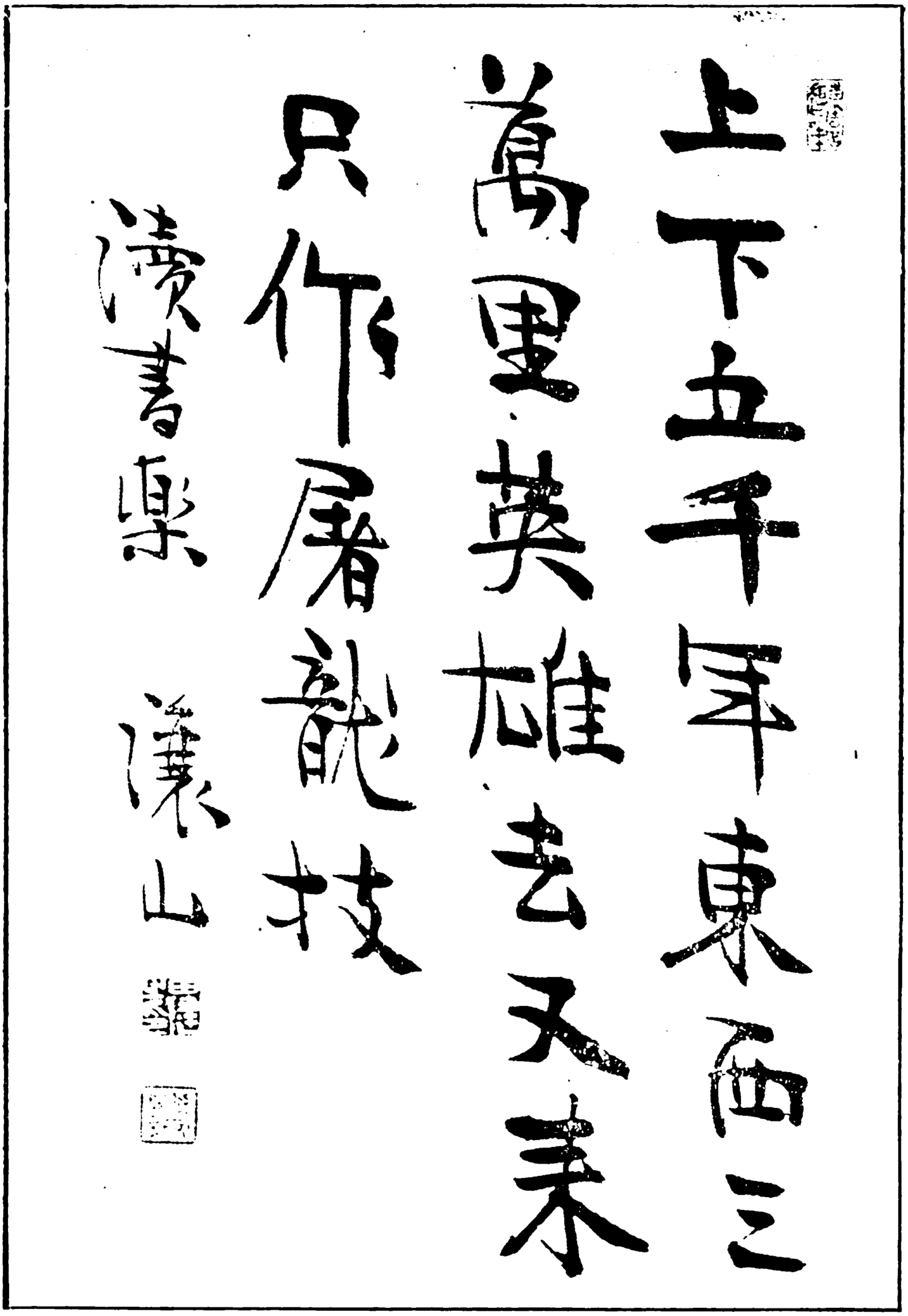

田總督の本誌に寄せられたる近作

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

始政紀念日を迎へて

我等は國威を宣揚し文化を扶植せんが爲めに、勇んで此の灼熱と戰は無ければならない。去ぬる明治二十八年の本月十七日、我等の先輩は先づ此の灼熱と戰ふ可く、勇敢に其のスタートを切つたのである。

爾來我等の先輩は勇壯活潑に此の灼熱と戰つた。その効果は臺灣統治の偉大なる史實を爲し、臺灣產業の豐饒なる資源を開き、文明の華は絢爛として斗樞に輝いて居る。今茲に其二十七回を迎へんとする始政紀念日は、炎帝火龍に鞭ちて天地を焦さんとし、鐵馬も猶ほ汗するの時である。此日杯を擧げて萬歲を三唱するは、卽ち我等が灼熱と戰はんとする心裡の宣誓を新にする所以であらう。灼熱の下に淸風ありとは、我等が諸君と俱に其の杯裡より感得する所ではないか。嗚呼、奮闘、奮闘、我等は灼熱と奮闘せん。

「君が代は千代に八千代」と高唱しつゝ。

文化生活の年々に具體化するを見つゝ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

英皇儲御歸途

我國御訪問中なりし英國皇太子殿下は各地御觀光を終らせられ五月九日御召艦レナウン號にて鹿兒島灣御出發、ダーバン號は之れに供奉し、我か第三艦隊大井、木曾各艦の御警衞にて海路御歸英の途に就かせられ、十日午後より十一日に掛け我か臺灣近海を南に向つて御通過あらせられたのである。此時に際して我が田總督は臺灣官民一同を代表して殿下に對し御奉送の挨拶を無線電信に由つて通せられた。其の電文は『無事我國の御旅程を終らせられ、錦帆恙なく臺海近海を通過し給ふ殿下に對し臺灣總督田男爵謹んで惜別の御挨拶を申上く、冀くは風濤平穩にして玉體益々御健勝ならんことを。遙に海上を望んで殿下の御多祥を祈るは本總督無上の光榮とする所なり』と云ふのであつた。殿下からは直に『余は閣下の御告別と余か歸旅に關して申越されたる御希望とに對し深厚なる謝意を表す。曩に閣下か余を臺灣近海に歡迎せられし以來、余は愉快と興味とを以て四週の日子を貴國に送り、到處無上の慇懃と懇切とを以て待遇せられたり。今や貴國を辭せんとするに當り、只管惜別の情に堪へず』との返電があつた。

皇后陛下臺灣館へ御行啓

平和記念東京博覽會臺灣館にては五月十三日を以て第二回の臺灣デーを催した。此日は皇后陛下平和博へ御行啓あらせられると云ふので格別に又た景氣を添へた。飛行機を利用して宣傳ビラを撒布する、臺灣デーと記した小旗を無數配布する、活動寫眞は最近撮影のフヰルムを以て開場する、飲食店喫茶店等は割引をする、例の范謝兩將軍の臺灣練物は今日を晴れと景氣付いて活躍する、諸般の催し遺憾なく遂行せられ、非常に盛況を極めたことである此日皇后陛下には第一會場平和塔から臺灣デーの盛況を遙かに御臺覽あらせられ、更に五月二十日を以て改めて臺灣館には行啓あらせられたのであつた。愈々五月二十日午後三時陛下は第二會場御巡覽の末臺灣館に御入御、末松内務局長、鼓參事官、色部技師、牧野主任屬等館前に奉迎し館中御案内申上けたるに各種陳列品に就き夫々御下問あらせられ樟樹栽培養蠶狀況。時計草、釋迦頭等の果物。其他詳細に說明を聞し召され日月潭の水電事業、阿里山檜材の說明等殊に熱

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

心に御聽取あらせられ、事々物々に就き綴密なる御下問を給はること、日頃臺灣の事情に大御心をつくさせ給ふ御有様を拜察せられ、洩れ承玉はるだに恐懼に堪へざる次第であつた。因に謂ふ。第三回の臺灣デーは本月十七日、卽ち始政記念日を以て催さるゝ筈である。是又た盛況を極むることで有らふ。

葡國軍艦始めて臺灣に來る

五月三日葡萄牙の軍艦パトリア號(六八六噸)か始めて基隆に入港した同艦は澳門を發して横濱に向ふ途中石炭積取の爲め寄港したもので別に意味は無いのである。艦長はヨース、レゾウ、パトラ中佐、副長をフエルジナンド、バスコンセル大尉で其他乘組員數十名である。此の副長は前年内地を巡覽したことがあると云つて、愛嬌よく日本内地の風景を語つて居た。入港の翌日艦長は副長外二名の士官と共に總督を訪問して敬意を表し其翌五日拔錨した。

總督閣下の炭坑視察

五月十九日田總督閣下は臺北州下石碇に於ける炭坑視察に出張された。隨行は喜多殖産局長、松田秘書官、渡部技師、照屋、海野の諸氏、同日八時五十分に臺北驛を發し八堵驛からは太陽礦業の顏雲年兄弟、基隆炭礦の大竹氏等一行を出迎へ獅子頭山附近河峽に無限の詩思を湧かし更に三瓜子から太陽礦業の私設鐵道に乘換へ七曲の嶮を越へて石碇に至り此處に午餉を認め更に山中の難所を經て太陽礦業會社經營の第一坑に到著し此處にて閣下を始め一行孰れも作業服を著して坑内に入り仔細に視察を遂けられ臺北に歸著せられたのは旣に薄暮であつた。

税關長及知事の更迭

臺北醫院に於て永らく療養中であつた税關長齋藤愛二閣下は遂に四月二十四日に突然危篤を報せられ續いて其の卒去を報せられた。閣下は會津の人で才識博敏、意氣英邁、實に將來を囑望せられた一奇材であつた。今此人を喪ふたことは誠に痛惜に堪へない所である。續いて五月十五日に至り臺中州知事立川連氏が其跡を襲ふて税關長を拜命し、常吉新竹州知事は臺中州に轉任を命せられ、歸朝後勅任參事官として寧ろ閑散であつた梅谷光貞氏が新竹州知事を拜命することゝなつた。

臺灣史料編纂委員會の創設

史料編纂委員會なるものを臺灣總督府に創設せらるゝことゝあり五月十四日を以て該委員會規程が發表せられた。該會の組織は今尙ほ詮衡中であるが遠からず夫々任命或は囑託せられて其の事業に著手せられる

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ことであらふ。完全なる大臺灣史の編纂せらるゝことは蓋し世人の希望して止まざる所である。慶すべし。賀すべし。

感化教育の改善

感化法第十三條の三の規定を臺灣に施行することは四月二十七日勅令第二三三號を以て發布せられ、同時に臺灣總督府感化院官制が發布せられ、將來財團法人として臺北州下七星郡松山庄に存在した成德學院の事業府營とすることゝなつた。感化教育の改善は更に一歩を進めることであろう。

陸軍の耐熱試驗飛行開始

屏東飛行場に於ける陸軍の耐熱飛行試驗は五月十三日から開始された。此日今田騎兵中尉ニウポール式飛行機を操縦して各種の妙技を演じ、更に藤葉曹長同機に乘つて高空飛行を試み、最後に今田中尉再び同機を操縦して高等飛行各種を試みて見物の膽を寒からしめ、多數群衆の熱狂的歡呼の裡に無事著陸した。此日の飛行は單に飛行機の組立を終りたる爲めの試驗に過ぎず、更に十四日から公式の試驗を開始されたので有つた。此日最高度は一千米突、最初に此の好成績を得たのは賀すべきある。

臺灣酒專賣令の發布

臺灣酒專賣令は五月五日を以て發布せられた。本令は三十四箇條、同施行規則は四十二箇條より成るもので、大正十一年七月一日より實施すると云ふことになつて居る。又た別表に專賣支局の位置か定められて、各市各郡には大抵支局か設置せられ、邊陬の地に在つても亦た其の出張所を設置せられることゝなつて居る。詳略は別に記述する所があるであらう。

海軍記念日

二十七日夜鐵道ホテルに催された海軍記念日祝賀會には來北中の海軍士官十三名を招待し田總督、福田軍司令官高木博士を始めとして出席官民三百數十名席定まるや賀來長官は發起人を代表して『日本の國際的地位に一大轉機を劃した日本海大戰は常時世界有史以來の大戰捷として宇內を震憾したのみならず我が日本民族の至誠の極度に發揮された時代の象徵であつた殊に當時の臺灣に在住せる者の覺悟は實に壯烈にして光輝あるものであつた爾來十年にして世界大戰亂を經て我が國民の精神は如何に變化したか臥薪嘗膽の大覺悟は今は如何ワシントン會議の結果軍備縮小に依り平和の確保を期する事となつたのは幸福は即ち幸福である併しながら國力の伸張は國防の

充實に依らねばならぬ然り軍備は縮小すべきである
が夫と共に寸時も國防を忽せにする事は許さぬ」と
て縷々數百言大いに國民の奮起と覺悟とを促がす處
があつた次で大橋市理事官は東郷元帥、加藤海相、
山下海軍司令部長に對し本會より祝電を發したる處
何れも鄭重なる返電があつたとて其の電報を披露し
君ヶ代の吹奏があつて田總督の發聲で天皇皇后兩陛
下、攝政宮殿下の萬歲を福田軍司令官の發聲で帝國
海軍の萬歲を何れも三度唱和して宴を開き七時半過
ぎ散會した。

竹仔嶺隧道の開通

基隆八堵間の鐵道改良線工事中經費百五十萬圓を投して作業せる竹仔嶺隧道は五月十八日を以て開通した。是に由つて從前の六十分一の急勾配が百分の一と爲つたので。特に汽車を徐行せしむるの必要なく、隨つて事故も減少するであらう、殊に舊線は之を保存して石炭運搬の專用に充てると云ふことであるから新舊兩線互ひに相活動する爲め非常に輸送力を增すの結果となるであらう。是又た喜ふべきことである。

水利に關する協議會

臺灣水利組合令は五月二十二日を以て發布せられ、之れに附隨する諸法令も亦た同時に發布せられた。隨つて諸般の事務を打合するの必要を生じ、其の二十二、三の兩日總督府に於て各州の主任官及び公共埤圳聯合會理事又は主事を招集して水利に關する協議會を催した。斯くて從來復雜を極めたる埤圳の事務漸次統一さるゝことゝなるであらう。

依田特務曹長の慘死

依田特務曹長と謂へば陸軍飛行家中の奇傑である。曩に我が警察飛行班敎養の爲めに盡力されたることは尋常一樣でなく、臺灣飛行界の最大恩人であることは普く世人の承知せる所である。殊に前年臺中管內蕃地爆擊飛行に際し彼の遠藤警部と共に雪山坑溪上流の蕃地に墜落し、遠藤警部の慘死したるに拘らず。獨り曹長のみ萬死に一生を獲たことは。宛も曹長が特別の天佑を享けたるものゝ如く、當時世人が仰天の眼を見張つたものであつた。然るに五月二十九日所澤飛行場に於て飛行作業中案外にも機體に故障を生じ突然墜落して重傷を被むり遂に幾もならずして絕命に至る。嗚呼彼の蕃地の墜落に死せずして平地の飛行に命を失ふ。天命の數奇、實に驚くべきものあると同時に飛行界の損失は、其の非常なることを思ふ。誠に惜しみても尚ほ惜しむべきことの極みである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣の鹽政に就て

臺灣總督府專賣局鹽務課長
松下芳三郎

一

臺灣の鹽專賣は明治三十二年五月の創始に係り阿片に續いて本邦專賣制度の急先鋒である。最も改隷以前には夙に專賣制度が布かれてあつた、卽ち鄭氏亡び清領と爲つて間もなく雍正四年(西紀一七二六年)支那本土の制度に倣つて鹽制を發布し以て我邦の領臺に迨んだのである然るに領臺の初明治二十八年五月政府は民心收攬の一手段として、舊來の專賣制度を廢止し鹽の生產販賣に對して何等の許可を要せず又何等課稅しない事にした。於是乎從來束縛を受け來つた製鹽者販賣者は俄に自由の營業者となつたのであるから之を一方から觀察する時は彼等の營業は忽然として隆盛を致すべく又需要者たる一般人民は廉價な鹽を自由に求め得る樣であつたが事實は政府の豫期と全く反對の結果を生じて從來の鹽田は漸く荒廢した、卽ち舊制度が廢止せられた爲砂濱に富んだ西海岸の人民は競つて從來の方法と異つた上濱式製鹽をやつてその附近に販賣し

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

たのみならず、北部地方では南部製鹽地よりは距離の近い對岸福建省方面から多額の鹽を密輸入して來たので、南部地方從來の天日製鹽田はこゝに一大影響を被るに至つたのである。加之專賣制度なるものは全島の賣下價格を可成的均一ならしめるものであるが自由販賣の結果は常に需要供給の平均を保つことが出來ないのみならず產鹽地を隔つこと愈々遠ければ運搬費は益嵩んで來た、殊に鹽缺乏の場合に於ては供給者はほしいまゝに價格を引上げる樣になつた。今清領時代の賣下價格と所謂自由販賣時代の價格を對比すれば左の如くである。

清領時代の賣下價格	百斤に付一圓四十錢乃至一圓六十錢
自由販賣時代の價格	同　七八十錢　乃至　八九圓

抑も清領時代は公定相場であつたから一度之を告示した上は容易に復た變更する事が出來なかつたのである。當時の臺灣の樣な交通不便な土地で運搬の困難な鹽が長く價格の平準を得て居たと云ふのは全く政府の專賣品であつたが爲である。故にこれを俄然自由販賣に放任する時は右の樣に價格の變動常なく且激烈なるに至るは寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

實狀右の如くであつたから專賣制度の廢止は乍些少政府の一財源であつたものを失つたばかりでなく民心收攬の目的をも達する事が出來なかつた。そこで遂に明治三十二年五月專賣制度を施行して幾分なりとも政費を補充するのみならず、本島天與の地勢と氣候とを利用して以て鹽業の發達を期し、清領時代に單に島內の需要を充すに過ぎなかつたものを進んで島外へも移輸出するの方策を建てたのである。

專賣施行當初には鹽田面積一百三甲餘、鹽の產額僅に一千九百萬斤であつて、島內需要に對しては尚一千五百萬斤の不足であつたからこれを對岸からの輸入に俟つたのであるが、政府は鋭意荒廢鹽田の復興を圖り

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一面又新規鹽田の開設を補助獎勵した處翌年には早く己に島内需要額に超過するの盛況を見るに至つた。而してその餘剩額は悉くこれを島外殊に内地に移出した。その額は明治三十三年度の二千百萬斤から漸次上つて大正六年度の一億六千八百萬斤となつた、今年度も亦これ以上輸移出の見込である。偖て大正七、八兩年度に亙つて内地は非常な鹽不足に悩んだ處本島上等鹽の需要が特に旺盛であつたから大正八年度以來四百五十甲歩の擴張計畫を建て主として臺灣製鹽株式會社をして之が實行に當らしめ今日漸く完成の域に達した。今年度の天日製鹽見込は二億二千萬斤であつてその約七割は上等鹽である。製鹽會社は又内地で今尙煎熬鹽の嗜好が盛なるの事實に鑑み安平天日製鹽田の鹹水を採取煎熬することゝし目下安平の工場では年額三千萬斤の製造能力を發揮して居る。島内には右 外製鹽會社の再製鹽工場が臺北に設けてあるが、この製品は主に北部地方在住の内地人に供給せられて居る。政府は又大正七年自ら安平に天日製鹽洗滌の工場を建て年額一千萬斤以上を洗滌するに至つたこれは差當内地の漁業家に供給の目的である。

本島に於ては鹽田を開設し鹽を製造するには政府の許可を要するのであるが、その出來た鹽は必ず一定の公示價格で皆これを政府に買收するその價格は左の通である。

買收價格 (百斤に付)

	鹽田所在地	價格
天日製鹽	油車港	六五錢
	鹿港	四八錢乃至五七錢
	布袋、北門	三〇錢乃至四三錢
	安平、烏樹林	三三錢乃至四六錢
	安平煎熬鹽	一六三錢
	臺北再製鹽	二二七錢

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

政府はこの買收鹽の中天日製鹽の一部と、再製鹽とを島内に販賣し、その餘はこれを島外に移輸出する。

島内賣捌人の販賣價格は政府これを一定して居る即ち左の如し。

島内鹽價格（百斤に付）

天日製上等鹽	三、一〇錢
同　下等鹽	二、六五錢
再製鹽	四、二五錢

内地での小賣價格が少くとも、五圓位であるのに想ひ到る時は、本島では尚大に安價な鹽を使用して居るものと云はねばならぬ。この外政府は工業用鹽等に對しては思ひ切つて價格を引下け、需要者に直接販賣して居る。

島外販賣としては内地の外從來香港、朝鮮、シベリヤ沿海州等へ出した事があつたが、近來は專ら内地へ移出して居る。内地に送る鹽は全部これを内地專賣局へ賣渡すのであるが、其の價格は買收價格に僅少の官廳經費を加算したものであるから、勿論本島では利する處がない、内地專賣局は本島の鹽を内地へ輸致してこれから百斤約二圓の差益を得て販賣して居るのである。

本島に於ける鹽の專賣收入は明治三十二、三年度は共に創業の際とて三十萬圓内外であつたが、三十四年にヤツと五十萬圓を越えた。この内專賣差益は僅々十數萬圓に過ぎない。當時の本島財政は尚幼稚であつて、總歳入僅々二千萬圓内外であつたとは云へ鹽の收益は殆ど何の役にも立たなかつた位である。鹽專賣の目的か一に沿岸産業の勃興を圖り且安價に潤澤に供給するにある以上右の結果は當然の事と云はねばならぬ。その後鹽の需要は人口の增加と一般生活の向上とによつて漸次增加したがその價格は一般物價竝に引上げられて居ない、即現在の價格は專賣施行當時から約五割方高いに過ぎないのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正十年度鹽專賣收入は約百八十萬圓であつてその利益に至つては依然として殆ど云ふに足らない。現在島內の全需要額は約五千五百萬斤であつて一人平均十五斤を示して居る、又之を地方別に云へば濁水溪以北は一人平均二十斤以南は十斤である。

二

本島鹽業の根幹をなすものは天日製鹽である。天日製鹽とは鹽の結晶を得るに天日による方法であつて、本島に於ては既に鄭氏の時代に發達した、此の方法は先海邊に堤防を造つてその

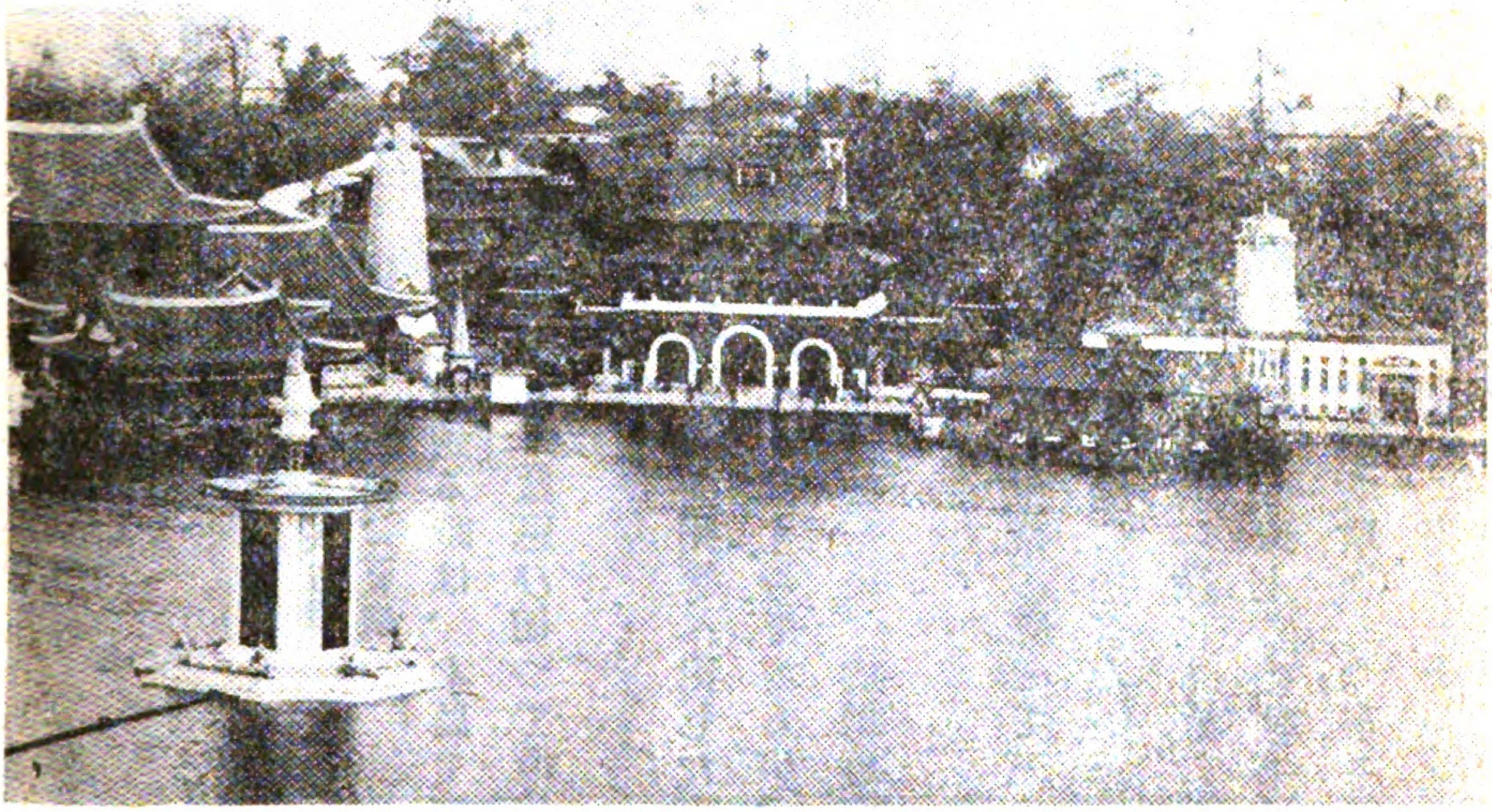

平和紀念博覽會第二會場の全景（一）

中を鹽田となし、之を蒸發池と結晶池とに別つ。滿潮時を利用して海水を淺く之に導入し數日を以て蒸發、結晶せしめる。從て鹽田の土質は水の洩らぬ强粘土であり、空氣は乾燥して居て海水の蒸發旺盛なることを要する。本島西海岸の中部以南は最もこの條件に適して居る。內地海岸一帶は殆どこの條件に適して居ない蓋し內地は一般に始終雨があり且海岸が砂濱だからである。內地に於て今尚入濱式によつて鹹水を得煎熬法を採行しなければならないのは之が爲である。抑もこの天日製鹽法は古來支那山西省の鹹湖地

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

方及埃及地方で天然結晶鹽採取の傍小規模に行はれたものらしいのであるが、その今の規模に行はるゝに至つたのは十一世紀シシリー島の一僧侶の發見にかゝるこの方法は耶蘇宣敎師によつて清初康熙帝の時支那に輸入せられた。支那海岸地方では從來皆火力煎熬法をやつて居て、勞力を要すること大なるものがあつたが、この天日製法は頗る簡單であるので、康熙帝は普くこれを弘通せんとして、先天津の海岸へ試驗場を造り、又沿海地方の地方官に命じてこの方法を採行せし

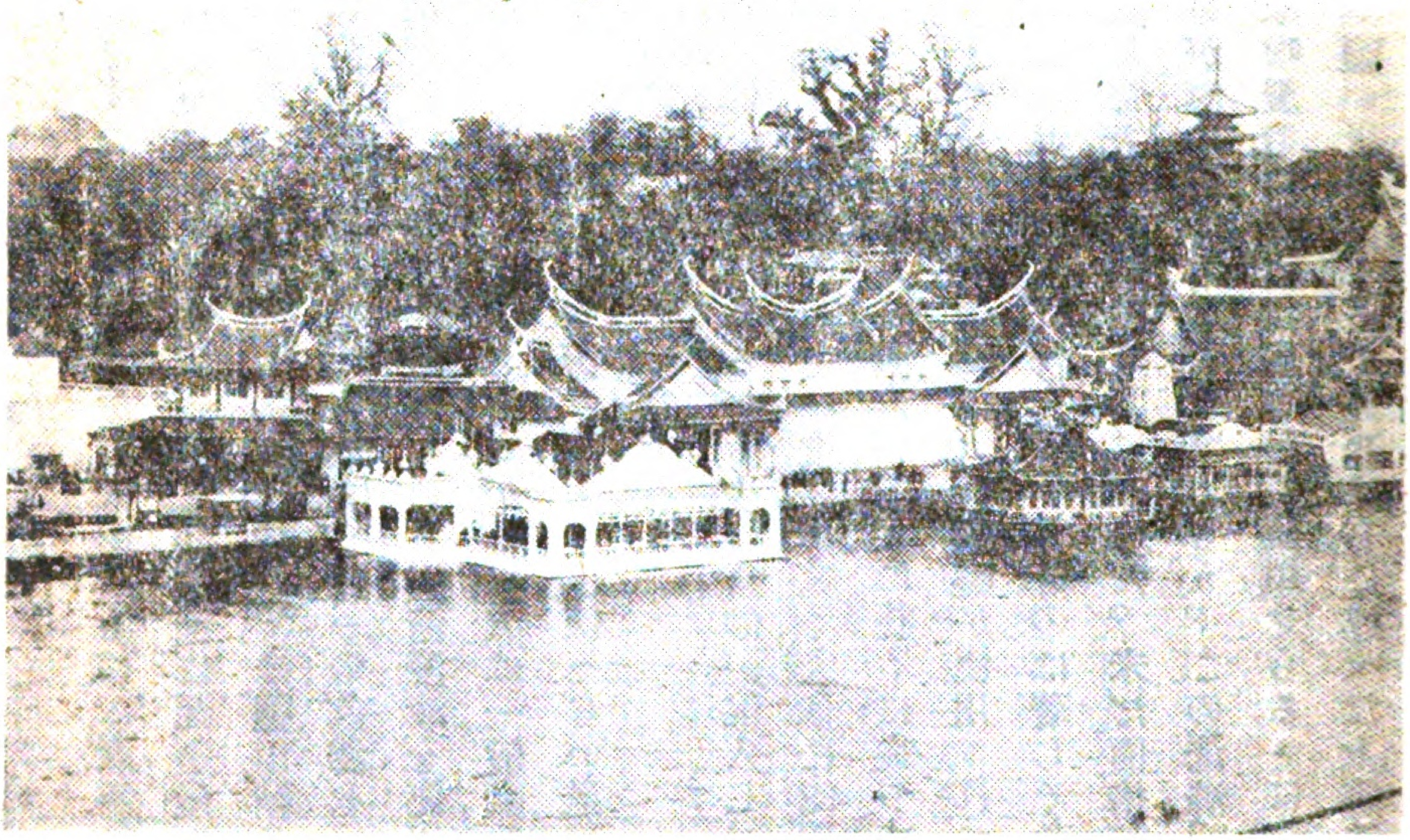

平和紀念博覽會第二會場の全景（二）

めた處須臾にして頗る隆盛に赴いた。殊に北支那勃海灣沿岸地方から、山東半島沿岸にかけては土質が良好であり、空氣は頗る乾燥して居るので忽ちにして非常な産額を示すに至つた。中南支地方の沿岸でも淮南鹽場を除いては全部この方法が行はれて居る。最近又朝鮮の西海岸へも輸入せられて次第に同半島在來式煎熬鹽を壓迫して居る。本島天日製鹽業も亦支那へ輸入後間もなく鄭氏によつて對岸から輸入せられたものであつて、それまでは沙濱で鹹水を採つて煎して居たのである。本島では先、臺南附近に初めて鹽

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

場が出來漸次他へ及んだ。

天日製鹽は天日によつて蒸發結晶するものであるから火力をもつて煮沸結晶せしめるものに比してその結晶粒は粗大なるを免れない、殊に北支那地方の鹽田の樣に結晶池に瓦を敷き詰めないものにあつては結晶粒中に土砂を包み、粘土に塗れるのを免れないが而し本島に在つては鹽田結晶池に瓦を敷き詰め且製鹽者が熟練して居るので、その上等鹽は純白美麗で殆ど上等煎熬鹽と同一の色澤を持つて居る。大體支那人は天日製鹽を使用する時にはこれを水に溶解して土砂を沈澱せしめその清澄液を使用するのであるから鹽の小々汚れて居る事は問題にならない。本島人も亦それである。處が日本人は一般調味料としてはもとより味噌製造用及漬物用として其儘これを使用するのであるから汚れたものは使へない道理である。內地で煎熬鹽か頗る高價なるに係はらず今尚その生命を失はないのはその爲である。

只乍然天日製鹽は煎熬鹽に比して餘程安價であるから少々土砂が混入して居ても差支ない處に使用せらるゝは勿論である。卽魚類鹽藏用の如き日本海方面では從來諸處で大量に使用せられて居たのであるが、日露戰役以後露領沿海州方面から樺太へかけて邦人の漁業が盛大に赴くに從つて天日製鹽の需要は俄然起つて來た。現在我邦の鹽魚用年額二億五千萬斤の中大部分は天日製鹽が使用されて居る。然しながら普通天日製鹽が結晶粒粗大であつて、土砂を多量に混入し且苦汁比較的多いのは著しく魚類の素質を害するので一部漁業家は遂にこの天日製鹽を粉碎洗滌したものを使用するに至つた。未だ價格が天日製鹽に比して比較的高いので普く使用せらるゝには至らないが漸次需要增加するであらう。この洗滌鹽は鹽分が多いため近時醬油製造用として又その中の上等品は辛味噌製造用及漬物用として使用せらるゝに至つた。漬物用及味噌製造用としては何と云つても大勢は未だ煎熬鹽の世界であるが近來は右に述べた上等洗滌鹽の外純白美麗な本島上等鹽

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が漸次使用せられる傾向になつて來た。

醬油製造用及曹達工業用としての天日製鹽は一旦溶解し濾過して二十度以上の鹹水を造りこれを使用するのであるから、鹽の中に土砂が混入して居るのは問ふ處でない一に價格か低廉で鹽分が多ければよいのである。故に醬油製造用としては我邦の需要年額三億斤中大部分は天日製鹽が使用せらるゝに至つた。曹達工業用としては六、七兩年度各一億斤以上の需要があつたが、その後次第に減じて來た。實際我邦の曹達需要年額六萬噸を全部自産するとせば約十二萬噸即約二億斤の鹽を要するのであるが不幸にして我邦では曹達工業は今の處大に起る見込がない。我邦では曹達の原料たる鹽を如何に安くしても同じく原料である石炭、石灰を安價に得る途かなく、その上技術が幼稚であるから輸入税でも無暗に高めない以上曹達工業は到底大規模に起る望がない。曹達工業は大規模でなければ到底その製品は外國品と拮抗する事が出來ぬ。我邦で工業の必需品たる曹達か如此狀態とあつては何とも寒心の外はない、がこれを如何にすべきかは、識者の熟考を要する點である。

三

內地に於ける鹽需要年額は約十五億斤內外である、この內九億斤以內は內地各地で生產する煎熬鹽を以てし他の五六億斤は、これを殖民地及國外に需める。卽我邦は日清戰役後漸く鹽不足を訴ふるや本島からの移入鹽によつて之を補充し來り又日露戰役後は露領沿海州方面に漁場擴張と共に需要大に起つたが、同時に關東州からの輸入か初まつたので、本島鹽と併せて辛うして不足を補ひ來つたのである、次で大正三年青島か日本の實權內に入つてからは灣內一帶の支那人鹽田の生產鹽はもとよりその附近の密移入鹽を日本へ輸入し

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又邦人企業者は爭つて灣島各所に鹽田を開設したが大正七、八年度に至つては內地で勞銀昂騰の結果生產鹽が激減し加ふるに各植民地からも思ふ樣に鹽が來なかつたので海州、山東半島、安南から進でエヂプト、スペインからも購入するに至つた。關東州で鹽田擴張が行はれ本島で四百五十甲步の擴張を初めたのもこの時である。然るに華府會議の結果膠州灣鹽田は全部之を支那に還付し只その產鹽を一定額（二億斤以內と考へられて居る）だけ我邦へ輸出し得る樣になつたが今後種々の關係上到底從來と同一條件では內地へ輸致することは出來ないであらう。膠州灣の產鹽は先づ二億斤と見るのが適當であらう。從來山東半島は無稅鹽の地であつたから人民は勝手に鹽を造つてこれを朝鮮方面へ輸出し又靑島へ輸致したのであるが昨年九月愈支那の他地方と同一な鹽制が施行せらるゝに至つたのでその鹽は自由に靑島に出すことが出來なくなつた。勿論支那は鹽過剩の國である。殊に山東半島から渤海沿岸は東洋第一の鹽場であつてこの地方だけの過剩鹽でも中々の巨額に上り現に生產制限をして居る有樣であるから若し之を國外へ出すに於ては支那の國益となるのは勿論の儀である。然し支那人の頑迷無智なる鹽の輸出を以て一種の國富の減少と心得て居るから始末に終へぬ。何しろ支那では鹽稅が百斤二元半から四元半であるからこれに鹽の元價、運賃、利益を加算するに於ては人民の購買價格十元內外に上ること珍らしくない。この高價な品物を鹽稅を加算した上であれば兎も角その元價で日本などへ輸出するのは不都合であると云ふのである。防穀令などの愚令が嚴存する樣な支那の國情では洵に止むを得ない處であるが、右の樣な次第であるから、よしんば支那沿岸鹽に過剩ありとは云へ到底多量を密輸出品の樣に安價で我邦へ輸入することは先づ不可能と見ねばならぬ。而して本島と關東州との產鹽のみを以てしては今の處先三億斤內外の供給能力しかなく又朝鮮西海岸は鹽田適地に富むとは云へ未だ自

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

給の域にも達しないのであるからこれから供給を受けることは少くともこゝ十年間は思ひ及ばぬ事である。只從來支那方面から朝鮮へ輸出せられたものが若干日本へ輸出し得るに至るべしと云ふに止る。勿論曩に安南エヂプト、スペイン等の鹽が相當多量に輸入せられ又其後割合安價に輸入せられたことが無いでもないが、これは恒に當にする譯には行くまい。して見れば我邦の鹽需給關係は餘程不安なものと云はねばならぬ。然るに政府も民間も共にこれに對して要如たるは抑も何事であるか。過ぐる七、八、九年の頃に我專賣局が率先して本邦鹽政策の確立を叫び國民も内地當局もこれに同じ財政經濟調査會でも屢次問題になつたのであるが漸く鹽の需給か圓滑になるや又殆ご忘却の狀態である。國民に遠大の思慮のないのを悲しまざるを得ない。

本島は少くとも我邦鹽政策の根本觀念からして多額の補助金を支出して鹽田の修復擴張を圖り又品質の向上に努めて居るのであつて專賣創始以來内地に貢献した事、實に尠少ならざるものがある、内地の鹽の樣に舊式な煎熬方法に依つては徒に生產費が嵩むばかりである。現在内地で最も安價な瀨戶内海十州地方三等鹽の生產費(政府買收價格)は百斤三圓近くであるが本島煎熬鹽を内地へ持つて行けば約二圓二十錢更に本島天日製上等鹽は一圓五六十錢で足りるのである。内地鹽田中生產費の高い十州以外のものより漸次これを整理して安價な純良な天日製鹽を以て之に代ふべきものたるは既に何人も異論ない處である。而して今後の不足鹽を如何にして何處より供給すべきかは尙未決の問題である。天の未だ陰雨せざるに先つてその牖戶を綢繆すべし。我邦の鹽問題は今に於て充分講究すべきものである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國有財産の讓渡及國有財産に關する私權の設定に就て（其一）

臺灣總督府事務官　川村直岡

本篇は前號所載の拙稿を承け國有財産の讓渡及國有財産に關する私權の設定に付國有財産法及關係法令の說明を試みたるものなり

（參照）本文中又は參照法條中本法又は法とあるは國有財産法、施行令は同法施行令、朝官は朝鮮官有財産管理規則、臺官は臺灣官有財産管理規則、樺官は樺太官有財産管理規則、官財は官有財産管理規則、官地は官有地取扱規則、國林は國有林野法、北國林ハ北海道國有林野及産物特別處分令とす

第一　概說

一　讓渡又は私權設定の目的物たる國有財産

國有財産は元來國の公共用又は公用に供せらるゝを其の主たる目的となし苟も國家に於て其の用途に供すべき財産なるときは之を讓渡し若は之に私權を設定するを許さゞるを本則とす從來の法規に於ても此の趣旨に依り公共用又は公用に供すべき財産は其の用途を妨げざる場合に於て其の使用收益を爲さしむることを得と規定し讓渡又は使用收益以外の私權を設定し得べき財産は公共用又は公用に供すべき財産以外のものならざるべからざるを規定せり（官地第十一條、朝官第三條、臺官第四條、樺官第三條、國林第二條、北國林第一條）本法に於ても原則として雜種財産に限り之を讓渡し又は之に私權を設定することを得べきを規定し例外として雜種財産以外の財産は其の用途又は目的を妨げざる限度に於て其の使用又は收益を爲さしむることを得るものとなせり（法第四條）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二　讓渡又は私權設定の體樣

讓渡又は私權設定の體樣には七あり賣拂、讓與、交換、出資、貸付、準貸付及使用收益是なり而して使用收益が權利の設定なりや否やに付ては議論の存する所にして從來は取扱上單に之を行政處分の結果に伴ふ反射的利益なりと解し使用收益を許すも權利を付與したるにあらすと論ずるを普通としたるも使用收益の內容は貸付の場合に等しく只財産の利用に關し貸付に比し制限の大なるを其の異る點なりとす而して使用收益を爲さしむるに付ては貸付の場合に同じく私人間の契約に等しき契約を締結すべきものにして是に權利を付與したるにあらすと爲すは當らざるものなり(法第二十條施行令第二十二條)

第二　讓與、賣拂、交換及出資

一　讓　與

讓與の目的物は雜種財産なり雜種財産にして本法の規定に相當する場合に在りては必要に應じ之を讓與することを得べし而して本法に於て讓與とは無償讓渡を云ふものにして之を爲すことを得べきは他の法律の明文に依るものゝ外本法に在りては左の三場合に限るものと爲せり(法第五條、施行令第八條乃至第十條)何れの場合に於ても法律の規定に依るを原則とし特別の場合に勅令の定むる所に依るを得べし而して讓與し得べき範圍は從來の法規よりも廣し。

(イ)　帝室用又は公共團體に於て公共用又は公用に供する爲必要あるとき。

從來內地に於ては只公共用の場合を認めたるに過ぎざりしも朝鮮官有財産管理規則第十一條、臺灣官有財産管理規則第十四條及樺太官有財産管理規則第十一條の規定に倣ひ公用の場合をも認むることゝなれり。

(ロ)　公供用財産又は公用財産の用途を廢止したる場合に於て勅令の定むる所に依り之を其の維持保存の

費用を負擔したる者、其の用途に代るべき他の施設を爲したる者其の他の緣故者又は關係者に讓與するとき。

國有財産に付維持保存の費用を負擔したる者又は代用施設を爲したる者に關する規定は從來主として公共用財産に付之を認めたるも必しも斯くの如く制限するの必要なく本法に於ては公用財産に入るべきものに付ても所定の事由あるものに付ては之を讓與するも妨なしとして規定し又緣故者若は關係者に關する規定は從來之を許したる場合に於ても區々に亙れるのみならず將來に於ても種々の場合に於て其の必要を見るべく其の場合に付ては皆施行令の規定に讓ることゝ爲せり其の場合に關し施行令は次の三種を掲げたり卽。

(一) 公共團體に於て維持保存の費用を負擔したる公共用財産の用途を廢止したる場合其の費用負擔の義務を負ひたる期間か十年以上なるときは原則として之を讓與し得べく其の期間か十年未滿なるときと雖特別の事由あるときは又之を讓與することを得べし(施行令第八條)

此の場合に關し內地に於ては道路法、河川法等に依り公共用財産の管理に付府縣等公共團體に責任を負はしむる場合多く從て公共用財産の用途を廢止したる場合に之が讓與を受け得べきものは通常明なりと雖臺灣に在りては未だ是等の法規整備せざるを以て公共用財産の維持保存に關し如何なる公共團體か何れの時より如何に其の費用を負擔したるかを各個の具體的事實に徵し認定を爲さゞるべからず而して讓與し得べき財産は其の維持保存に付事實上其の費用を公共團體に於て負擔したるものなるを要するや又は單に費用負擔の義務を公共團體に於て有したるものなるを以て足るやに付ては施行令第八條第一項に於ては「費用を負擔したる公共用財産の用途」云々と謂ひ其の第二項に於ては「費用負擔の義務を負ひたる期間」云々と謂ふより見て多少疑問なきにあらずと雖事實上費用を負擔したる場合は固より單に費用負擔の義務のみを負ひ事實上其の費用を負擔せざりし場合と雖其の義務負擔の期間が十年以上なるとき

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は又之を讓與し得べきものとするを至當とす。

（二）公共團體又は私人が公共用財産の代用施設を爲したる場合に付ては其の施設を爲したる者又は其の相續人其の他の包括承繼者に對し財産の見込價格が其の施設に要したる費用の額を超過せざる場合に之を讓與することを得（施行令第九條）而して右の場合に於て財産の見込價格が代用施設に要したる費用の額を超過する場合には如何にすべきか此の場合に於ては其の超過額に相當する部分に付一般の例に倣ひ賣拂又は交換を爲し得ること勿論なり（施行令第九條但書）

本條に所謂相續人其の他の包括承繼者とは財産權に關し被承繼者の權利義務の一切を承繼すべきものを指し其の私人なりや法人なりや又は公共團體なりやは問ふ所にあらず又代用施設と謂ふは國家に於て其の用途に供したる財産の代用施設なるが故に其の所有權も國家に歸屬したるものならざるべからず或は代用施設は其の用途が國有財産の用途に代るべきものなるを以て足り所有權の國に存するや否やは之を問ふの限に在らずと爲す說ありと雖斯くの如く解するに於ては財産の各部分に付所有權を異にするの結果管理上不便あるを免れず。

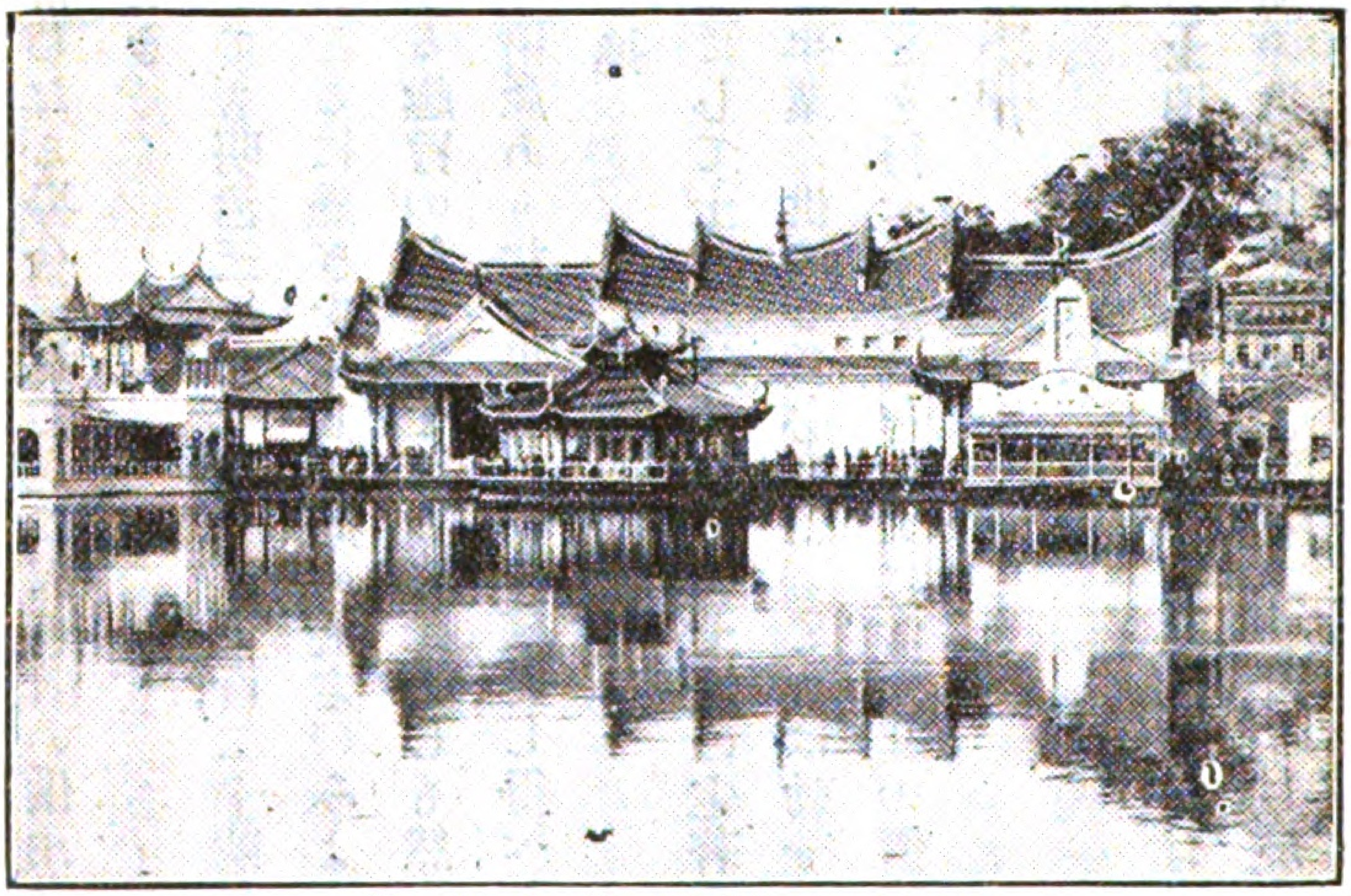

平和博臺灣館の全景

（三）公共用財産又は公用財産の用途を廢止するに際し其の財産中寄附に係るものは之を其の寄附者又は相

續人其の他の包括承繼者に讓與し得べく例外として寄附の際特約を爲したる場合を除き寄附受納後二十年を經過したるものに付ては此の限に在らず(施行令第十條)

(ハ) 神社、寺院又は佛堂の合併したる場合に於て之に因り其の供用を止めたる國有財產を其の合併したる神社、佛堂又は寺院に讓與するとき。

神社又は寺院に關しては從來に於ても明治三十九年勅令第二百二十號を以て本法と同一の趣旨を規定したるを以て本法は只更めて之を規定したるに過ぎず而して此の規定のみより之を見るときは神社、寺院又は佛堂は成るべく之を合併せしめむとする趣旨の如く解せらると雖必しも然らず只だ本法は是等のものが合併したることに因り其の供用を止めたる財產ありたる場合に其の讓與し得べきを規定したるのみ。

二 交換

交換を爲し得べき財產は雜種財產にして土地及建物以外の土地の定著物に限り帝室用又は國、公共團體若は私人に於て公共用、公用若は公益事業に供する爲必要あるときは勅令の定むる所に依り之を他の土地及建物以外の土地の定著物と交換することを得べく交換を爲すに當り其の價格均しからざるときは金錢を以て補足することを得べし(法第七條)

(イ) 交換の目的物

交換の目的物は土地及建物以外の土地の定著物に限る。從來朝鮮官有財產管理規則、臺灣官有財產管理規則等に於ては土地の外建物をも交換の目的物と爲すことを許したりしが此の事たるや稍廣きに失する嫌ありしのみならず往々にして種々の弊害を伴ふを以て本法に在りては明に建物を除外することゝなれり。

(ロ) 交換を爲し得べき場合

交換を爲し得べきは帝室用、公共用、公用又は公益事業の爲必要ある場合に限る從來の規定に於ては官有財産管理規則第十一條の如く交換を爲し得べき場合に何等の制限なきものあり或は朝鮮官有財産管理規則第十二條、臺灣官有財産管理規則第十五條等の如く其の場合を限れるも其の規定區々にして總て交換を必要とする場合を網羅せざるものありしも本法に於ては明に之を列記して其の場合を制限し濫に流るゝことなきを期せり而して本法には官有地整理の爲必要ある場合をも除外せるも朝鮮、臺灣又は樺太に於けるが如く未だ國有地の整理完結せざる土地に在りては更に此の場合をも認むるを至當とす是れ即ち國有財産の管理上寧ろ當然ならざる可からず。

次に本法に於て公益事業とは如何なるものなりやと謂ふに直接に公共の利益を目的とする事業にして單純に收益を圖る事業にあらずと解するを至當とす其の範圍に關しては從來議論ありと雖明確に之を限定することは到底不可能なるを免れずして一に各個の場合に付認定を爲す外途なきものとす大體に於ては土地收用法第二條に列記する事業を以て公益事業なりと解するを便宜とす。

(ハ)、交換の方法及之に關する制限

交換を爲すは勅令の定むる所に依らざるべからず是れ本法第七條に於て明言する所にして施行令には交換を爲さむとする場合當該官廳は目的物の價格を評定し其の基礎を明にしたる調書を作成すべきものと爲せり(施行令第十一條)而して其の詳細なる手續に至りては省令、府令、訓令等の規定に依るべきこと勿論なり。

又從來は内地に於ては國有財産の交換を評定價格及坪數稍相均しきものに限るとなし(官財第十一條、官地第八條)朝鮮、臺灣等に在りては評定價格同一以上のものに限るとなしたりしが(朝官第十二條、臺官第十五條、樺官第十二條)斯くの如き制限は實際の必要に應せざるものにして事實上坪數の相等しき場合は殆んど

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

稱なるのみならず殊に其の評價々格の相均しきことの如き到底之を望む能はざることにして之が爲に取扱上の不便尠からざりしを以て本法に於て必しも評定價格相均しきものに限らざることゝし其の差額は金錢を以て之を補足せしむるの道を開きたり(法第七條第二項)然れども其の價格相均しからざるものゝ交換を無制限に許すときは或は競爭契約に依る賣買を回避するの方便となるべきを慮り施行令には交換差金に關する制限を設け其の差額が高價なるものゝ價格の四分の一を超ゆるときは交換を爲し能はざる旨を規定せり(施行令第十一條第二項)

三　賣拂

賣拂を爲し得べき國有財產は讓與又は交換の場合に同しく雜種財產に限るものにして之を爲し得べき場合に關しては從來の法規に何等の制限なく又讓與、交換等の場合に比し弊害を見ること尠かるべきを以て本法に於ても亦之に何等の制限を設けす即雜種財產たる國有財產は官の必要に應じ何時にても之を賣拂ふを得べく又公共團體其の他私人等の出願ある場合に於ても之を相當と認めたるときは其の拂下を爲すを得べし。

然れども國有財產の賣拂を爲すには勅令を以て定めたる場合を除くの外總て公告して競爭契約の方法に依らざるべからず(會計法第三十一條第一項)而して此の場合に於て賣拂ふべき財產が不動產以外の財產なるときは國務大臣又は總督に於て競爭契約を爲すを不利と認むる場合に限り指名競爭に付し又は隨意契約に依ることを得べし(會計法第三十一條第二項)此の場合に關し競爭契約を爲すことが果して不利なりや否やの認定を爲すことは極めて困難にして其の認定の廣きに失するは弊害を釀成することあるを免れす故に會計法第三十一條第二項の適用に關しては本年一月九日の閣議に於て其の場合を限定せるの外會計規則第七章第三節にも之に關する規定を設けたり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以上述ぶる所の外國有財産の賣拂に關し隨意契約に依るを得べき場合に付ては會計規則第百十四條以下に其の規定を設けたり此の場合に於ては交換の場合に於けると等しく當該官廳は目的物の格價を評定し其の基礎を明にしたる調書を作成するを要す(施行令第十二條)

四　國有財産讓渡に關する契約の解除

國有財産の讓渡に關する契約は一般の私法契約と同じく法令の規定又は契約の內容如何に依り解除權の發生又は解除すべき事實若は條件の發生を理由として之を解除するを得べし此の場合に於ては一般私法の規律を受くるの外更に本法の規定に依りても亦其の效力を左右せらるゝものとす卽用途及期間を指定して國有財産の賣拂讓與又は交換を爲したる場合に於て指定期間內に之を其の用途に供せず又は之を其の用途に供したる後指定期間內に其の用途を廢止したるときは政府は其の契約を解除することを得べし(法第八條)而して國有財産の讓渡を爲すに當りては當該官廳は特に其の必要なしと認めたる場合を除くの外財産の用途竝之を其の用途に供すべき始期及期間を指定するを要す(施行令第十三條)蓋し一定の用途に供すべきことを理由として財産の讓渡を受く而も指定期間內に之を其の用途に供せず又は其の用途に供したる後指定期間內に其の用途を廢止するが如きは單に利權を獲得して不當の利得を見むとする者の往々にして之を行ふ所なるのみならず又國有財産の利用上より云ふも遺憾尠からざることにして斯くの如き行爲に對しては相當の制裁を加へざるべからず之れ本法の規定ある所以にして從來の法規に於ても同一の趣旨を規定せるもの尠からず(國林第十六條、朝官第十三條、臺官第十六條等)

五　國有財産の賣拂代金及交換差金

(イ)　賣拂代金又は交換差金の評定

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

既に述べし所の如く國有財産の賣拂又は交換を爲すに當りては當該官廳は先づ目的物の價格を評定せざるべからず（施行令第十一條及第十二條）而して評定の價格は如何なる時期に如何なる標準に依りて算定すべきかと云ふに其の時期に付ては賣拂又は交換の問題の發生したるときに之を爲すものとすべく只問題解決の遷延又は財界の影響に依りて財産の價格に異常なる變動ありたるときは之を改定するを相當とすべし又其の算定の標準は或は類地の價格若は賣買の實例を以て規矩とすべく或は財産自體より生ずる收益を標準として其の價格を還元すべく又或は土地に付ては其の等則を標準として其の價格を還元することを得べし然れども何れの場合に於ても最も合理的なる時價に依り評定を爲さゞるべからず其の方法は如何と謂ふに概要左の如し。

（一）算定の時を基準として前三箇年若は五箇年に遡り財産より生ずる收益の平均を算定すること

（二）右の收益を基礎とし前三箇年若は五箇年の平均金利を以て財産の價格を還元すること

（三）前二項の方法に依り難き場合に在りては類地の價格若は同種の財産賣買の實例に依り又は其の他の方法に依り評定を爲すこと

又何人が財産價格の評定を爲すべきやと謂ふに從來は多く財産事務に從事する職員之を爲すを常とし特に民間より財産價格の評定に付識見又は經驗ある者をして其の評定を爲さしめ之を參考とすることあり又或は特別の評價委員を設け之をして評定を爲さしむるところありて其の評定を爲す者區々なりしが將來に於ては少くとも各地方廳毎に一定數の評定委員を置き學識技能又は經驗ある者を以て之に任し更に官廳以外に在りても一定の者を選任して之を財産價格の評定に與らしむるを適當とすべし。

（ロ）賣拂代金若は交換差金納付の時期

國有財産の賣拂代金又は交換差金は財産引渡前に於て之を納付せしめざるべからず（法第九條）會計規則に

於ては同一の趣旨を規定して政府に屬する財產の賣拂を爲すときは法律勅令に特別の規定ある場合を除くの外其の引渡前又は移轉の登記若は登錄前其の代金を完納せしむべしと爲せり(會計規則第十條)而して本法に所謂財產の引渡とは會計規則に所謂移轉の登記若は登錄をも含むものと解すべく卽所有權の完全なる移轉を指すものなり故に政府に屬する財產を讓受けたる者は之を取得し第三者に對抗して其の所有を主張せむが爲には其の引渡又は移轉の登記若は登錄に先ち其の代金を支拂はざるべからず(民法第百七十七條、第百七十八條、臺灣土地登記規則第一條)蓋し現行法上多數の場合に於ては賣拂代金は財產引渡の際之を納付せしむるを例とし又所有權の移轉も通常賣買契約の成立と同時に行はるゝものにして只第三者に對抗すべき要件として登記又は引渡を要するものなるも斯くの如きは安全なる取引と稱し難きが故に國有財產に關しては寧ろ財產引渡前卽所有權の完全なる移轉前に之を納付せしむるを適當とするなり。

(八) 賣拂代金又は交換差金の延納

賣拂代金又は交換差金は一時に之を納付すること能はざる場合あり又直に之を納付する能はざる場合もあるべきに依り政府は之等の實際に應せむが爲に延納の道を開きたり(法第九條但書)延納に關しては從來も單行勅令を以て之を認め居り政府は將來に於ても其の必要ありと認め大正十年八月勅令第三百七十四號を以て從來其の規定區々に亙りし單行勅令を廢止して一般に政府に於て物件を賣拂ふとき其の代金に付延納を許すことを得るに至れり卽政府に於て物件を賣拂ふときは擔保として國債を提供せしめ代金の延納を許すことを得べく又其の擔保の必要なしと認むるときは特に之を免除することを得べし。

或は右勅令は賣拂代金のみに關し交換差金に付ては之を適用すること能はざるべしとの議論なきにあらざれども交換差金は交換の目的物の一方の價格他の一方の價格に超過する場合に於て之を補足する目的を有し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其の實質たるや超過部分に對する賣拂代金なりと云ふを得べきが故に交換差金に付ても又之を適用することを得るや勿論なり。

而して賣拂代金又は交換差金に對し延納を許したる場合に何れの時に於て財產の引渡を爲すべきやと云ふに延納の許可に擔保を徵して之を爲す以上延納を許したるときは代金の完納を見さるも財產の引渡を爲さゞるべからざるものと云ふべし之れ延納許可制度の趣旨にして又同時に財產取得者の經濟上の利益の點より當然のことに屬す然れども延納の許可に依り政府の損失を招くことあるべきを以て之を爲すには一定の制限を設けざるべからず故に右勅令に於ては延納を許すことを得る場合、延納期間及擔保を免除することを得る場合に關しては所管大臣、各地總督等大藏大臣と協議して之を定むべきものと爲せり。

六　國有財產の出資

國有財產の出資は多く重大なる財產に付行はるゝを例とするが故に其の取扱には嚴正なるを期せざるべからず之れ本法に於て法律に特別の規定ある場合に限り雜種財產を出資の目的と爲すことを得べしと規定せる所以なり(法第六號)

出資に關し臺灣に於ては法律の規定に依るの外律令の規定に依るも尙之を爲し得べきや否やの問題あり本法第六條には法律に特別の規定ある場合のみに之を限れるが故に文字上嚴格に之を解釋して律令の規定を以てするも出資を爲すこと不可能なるべしと云ふこと能はざるにあらざれども本法の趣旨たるや只出資を嚴正にに取扱ひ政府の損失を招くことなからしめむとするにあり加ふるに臺灣に於ては法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの又は內地に於ける法律の全部又は一部を施行すること能はざる場合に於ては法律に代ふるに律令を以てするを得べく(大正十年法律第三號第二條)出資に關しても亦律令の規定を以て特別の定を

爲すことを得べし之れ臺灣特殊の事情に應ずる所以にして特別の法域を爲す以上當然のことなりとす而して以上の議論は又朝鮮にも之を適用するを得ること勿論にして即朝鮮に於ては制令を以て特別の定を爲し雑種財産を出資することを得るなり。

我國の南方發展と臺灣の使命（承前）

木村増太郎

五　熱帶研究所の設立

南方熱帶の殖民地が、過去百年間乃至三百有餘年間、白人の手に依て統治せられ來つたが、學術上の檢覈から言ふても、經濟資源の開發利用から觀ても、尙殆ど未開の域を脫せないことは、上來敍ふる如くである、從て白人の熱帶開發は、大體に於て決して成功と言ふを得ない、是れ一面に於て、白人が熱帶の居住に必ずしも適せないことはないとは主唱せらるとも、斯る宣傳を必要とするだけ、決して適應せるものとは斷し難いに加へ、元來其本國の國情が、熱帶殖民地の開發に對して、未だ左迄痛切なる必要を體驗するに至らないが爲めに外ならぬ、即ち米國の如きは、其本國に廣大なる天然資源を包藏し、主要工業原料及食料品の生產の如きは、全世界の數割を占有せるを以て、殆ど他の供給に俟つの必要がなく、歐洲各國に在ても亦た、其本國の經濟狀態は、强ゐて遠い南方殖民地の資源に依賴せねばならぬ程、未だ切迫するに至らないから、勢ひ熱帶の開發と云ふが如き、當初研究と調査とに尠なからぬ犧牲を拂はねばならぬ新しき事業に對し努力するを躊躇する所以である、從て本國の經濟の最も貧弱なる蘭領東印度が、前にも敍へた如く南洋地方に在て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も、比較的多く開發せられて居るのである、事情斯の如くであるから、歐洲大戰の影響を受け、甚しく疲弊せる歐洲各國の現狀に照して、今後も熱帶の開發を彼等に期待することは至難たるを免れない、而るに我國は、其領域內に開發すべき資源を有することが極めて乏しく、是非とも支那南洋の富源に依賴せねば、到底國運の發展を期することが出來ない境遇に存在する、從て熱帶の開發上に於ても、其物資を需用して自國の維持に必要とせるものは、獨り我國を數ふるのみと言つてよい、されば熱帶の居住に適する點に於て、遙か白人に優ることゝ相俟て、南洋の開發は、一に我國の任務即ち天與の使命と斷しても敢て失當ではなからう。此見地からして、熱帶に關する根本的の研究調査が、正しく我國に課せられたる一大事業と謂はねばならぬ。

已に述べた如く南洋に於ける邦人の代表的事業は、護謨業と言ふ可きであるが、其創業は、護謨相場が熱狂的市況を現出した好景氣に眩惑せられて、最早最盛期を過ぎてから、漸く外人の例に倣つて著手したもので、既に彼等との間に多大のハンディキヤップを附せられて居る、歐洲人の護謨業は、過去の多大の利益に依て、今や既に其投資額の大半を償却せるに加へ、年代の古いだけ生產量も多く、隨て生產費も大ならざるに反し、邦人の斯業は、何れも創業日尙淺く、資本の償却は愚か、現に尙探液期にすら達せず、投資繼續中のものも少なからぬ狀態であるが爲め、近年の如き市價の暴落に逢著し、而かも容易に回復の望なき情況では、一層甚しき打擊を被らざるを得ない、從て今後の競爭に於ても、著しく不利の地位に在るものと謂はねばならぬ、加之抑々護謨業は今後其製品に關する新用途若くは生產費低減の新方法の發見せられざる以上は、今日以上の生產增加を容さない行詰りの情態に在る、是れ全く過去の好況に漫心して、未だに何等の科學的研究をも遂げないからであつて、斯業の將來に一新生面を開くは、今後の新なる發展の爲めには勿論、既設の邦人事業を救濟する上に於ても、緊急の要務たるを失はないのである、尙護謨以外の南洋の主要產物

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

たる煙草砂糖及茶等に於ても、最早大なる發展を囑望することが出來ないから、今後の邦人の事業として、未だ多く著手せられない新なる方面に著目すると云ふことも必要である、何れにしても企業を指導するに足る。徹底的の調査研究が、今日の一大急務たるを失はない。

南洋に於ける邦人の事業の振はない要因の一は、事業の根底が、周到なる調査を基礎として居ないと云ふ點であることは、前に詳述した如くである、一體邦人の事業は、國の内外を問はず、概して一時的模倣的たるを免れず、毫も遠い將來を慮り、確固たる根蒂を樹立すべく計劃せられない嫌がある、是れ寔に寒心すべき一大缺陷たるを失はない、殊に海外に於ける事業は、國際的競爭の下に營まれる

側面より見たる臺灣館

ものであると共に、一旦悲況に陷るとも、投下資本を直に他に轉用することの困難なる場合が多いから、一層創業に際しての十分なる用意が、必要とせらるゝのである、而るに概して邦人に如上の缺陷があるものとせば、須らく之が指導に就て劃策する所がなくてはならぬ是れ吾人が、一大熱帶研究所の設立を提唱せんと欲する所以である。

凡そ熱帶研究所は、叙上の必要に基いて設立せらるゝものであるから、啻に廣く熱帶科學の研究を遂げ、世界の學界に貢献するのみでなく、之と相並んで汎く經濟上の事情を調査研究して當業者に對する指南車の用を爲すべき一大指導機關となるべきものである、從て農工業に關する試驗場の如き當然附設せらる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べきものであると共に、飽く迄其事業を應用的ならしめ民衆化せしめんが爲めに必要なる諸般の施設を完全ならしむるを要するので、勢ひ大規模のものたるを要するや言を俟たない、從來我國の此種施設の多くは、形式的非實用的のものたるを免れないと共に、動もすれば少額の經費を多數の施設に散し、徒らに外間を虛飾せんとするの嫌あるを免れない、其結果殆ど寸効なきは當然である、本研究所は、飽く迄徹徹的のものとし。更に後に叙ふる如く別に熱帶大學を設けて、之に連絡せしむべきものである、而して本事業が、亞熱帶たる臺灣に於て企劃せらるべきものたるや、敢て論を俟たない。

六　熱帶大學の設立

天與の大富源たる熱帶を開發し、以て彼我民族の福利を增進し、世界の文明に貢献せんとするには、先づ其事業に當る可き人物を養成せざる可らざるや、言を俟たない、殊に我邦の南方發展に於て實蹟の擧らない一因が、前に叙へた如く人物の缺乏に在る以上、一層其必要を感ぜざるを得ない、是が抑々の根本策たるを失はない、是れ熱帶大學の設立を提唱する所以であつて、先づ理農醫商の各科を有する綜合大學を設く可きである。

余の曩に新嘉坡に在任せし際、熱帶事業に關與し、若くは熱帶に定住活動すべき人物を養成せんが爲めに、每歲中等學校卒業生中より、志願者を募集して、彼他に同伴し、本人の志望に從て一年間乃至三年間、必要の學課を授けたが、先づ其採用者の詮考に當ては、第一に健康狀態を主眼として、極めて嚴重なる體格檢查を施し、試驗官たる二名の醫師の共同の保證がなくては、絕對に採用せないことゝし、第二に思想の健實なることを條件とし、漸く第三に成績の優秀なることを標準として、每年少なくも百名內外の志望者のあつた中から、十五六名乃至二十名を選拔して採用し、養成を試みたのである、余の在任中滿三箇年間に、都合五

十餘名を採用したが、僅々三年間に右の五十餘名中より、四名の死亡者と四名の病氣歸還者とを出すに至り、保健上殆んど失敗に了つたかの如き結果を見るに至つたのである、勿論其間彼等の健康上に深甚の注意を拂ひ、多大の苦心を費したに拘らず、如上の不成績を見たもので是は或は新嘉坡の風土が不適應なるが爲めであつて、爪哇のバンドンかバイテンゾルグの如き土地に於て施設したならば、好結果を奏したかも計り難い、又或は設備の不完全であつたが爲めであつて、更に熱帶生活に適應する樣に諸般の設備を完全にしたならば、斯る不成績を表はさなかつたかも知れない、兎に角或斷定を下すには、餘りに經驗が淺いが「尙發育の中途に在る二十歲前後の青年は、熱帶の生活に適應せないと言ふ醫學者の說は、最早定說と斷定して差支ないのである、も傳へられて居るが、いかにも余の實驗では、如上の說が裏書せられたかの如き感あるを免れないのである、加之其證據には現に二十四五歲以上の成年の健康狀態は、概して良好であると言つて差支ないからである、青年氣候の關係上勉學に熱中せしむることが出來難いと云ふ嫌もあり、かたがた彼地方が凡ての點に於て、先づの敎育地として極めて不適當なることを種々實驗したのである、熱帶開發、南方發展の根本策として、第一に熱帶科學や彼地方に必要なる語學に通達し、且つ熱帶にての活動に耐え得るだけの强健なる體格と、堅實なる意思とを有する青年を養成することが、先決問題であるに拘らず、敍上の如く直接彼地にて之が養成を爲すことが、困難であるとしたならば其最も適切なる土地として、臺灣を推さゞるを得ない、殊に臺灣に一大熱帶研究所の設立せらるゝ以上は、熱帶大學の附設せらる可きは、當然の歸結たるを失はない。

凡そ我國の對支政策にしても、南方發展策にしても、元より文化的經濟的でなければならぬことは、最早言を俟たない、卽ち我國として支那南洋の地方に對しては、啻に商品の販路を進展せしむることのみに止まらず、更に進んで彼地方の抱有せる無限の富源を拓いて、其豐富なる物資を廣く東洋民族尙進んでは世界人

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

類の生活に如何に利用するかと云ふことを究め、以て一面憐れむ可き南洋民族をも文化の恩澤に浴せしむると共に、他面世界の文明に貢献すると云ふ大事業に注目著手せねばならぬのである、而して此大業を遂行せんが爲めには、啻に利益的發展にのみ沒頭することなく、更に文化的事業に向て大に劃策する所がなくてはならぬ、此見地よりして、熱帶大學の設立は南方發展上の要件であると共に其地位よりして、臺灣の一大使命である。

七　金融機關の設立

南洋資源の開發上、資本家の放資を促進せしむる爲めには、之を援助する金融機關の設立を急務とするや、論を俟たない、蓋し凡そ南洋投資を進歩せしむる上に於て最大の障碍たるは、巨額の資本を全然固定せしめなければならぬことである、從て低利の資金を融通し得る拓殖銀行の設立が投資促進の根本的要務である、前に敍へた如く、蘭領東印度に於ける企業の熾盛なるは、一に此種金融機關の後援の賜たるは疑を容れない、現に同地方に於けるカルチユア、バンクとしてコロニアル、バンクが資本金一千五百萬盾を以て、爪哇に於ける十數箇所の製糖工場及珈琲園を始め、護謨、規那、茶、コヽア等の農園經營に間接に任ずると共に諸般の事業に對し貸付を爲しつゝある外、和蘭貿易銀行(ネーザランド、トレーデング、ソサイテイ)が一億盾の大資本を有して、貿易業に從事する外、盛に事業資金の供給に任じて居るのである。

併し此種の金融機關を直接彼地に設置するも、容易に其營利上の目的を達し難いから、寧ろ營業の根據地を臺灣に置き名實共に臺灣をして、南方發展の礎石たらしむ可く、劃策せしむるを得策とする。

八　仲繼貿易に對する施設

臺灣をして南支那及南洋一帶に對する仲繼貿易市場たらしむ可しとは、領臺後間もなき頃から旺に論議せ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

られ來つた所であつて、之に對する相當の施設も爲されたが、未だ見る可き實蹟を示すに至らない、勿論仲繼貿易なるものは、啻に港灣の設備や航路の擴張などのみに依て、直に其殷賑を期待することの出來るものではない、斯る空間的の連繫を圖るばかりでなく、更に進んで彼我の社會的連結を策せなくてはならぬ、從て何れにしても短時日を以てしては、容易に其目的を達することは出來ない、藉すに相當の時日を以てせなくてはならぬが、凡そ仲繼貿易を熾盛ならしめんが爲めには、少くとも次の如き施設を爲すを要する、即ち第一には港灣の船舶出入に對する設備を完全にして、之を開放すること、第二には該港を中心とする航路網を完成すること、第三には石炭の大貯藏場を設備すると共に、相當規模の船渠を築設すること、第四には工業の發達を助成すべき諸般の施設を爲すことの如き其重要のものたるを失はない、尙臺灣をして如上の目的を達成せしめんとせば、更に南方支那人との連繫を圖るの策を講ずることを必要とする。

凡そ自由港制度の利害に就ては、議論の存在する所であつて、本制度の如きは最早現時に在ては舊時の遺物に過ぎないとの說もあるので、一面保税倉庫制度や戾税制度の發達するに至ては、殆ど自由港制度の必要を認めざるに至つたかの感がないでもないが、何等煩雜なる手續を爲すの必要なく出入や其他に於て極めて自由であることの利便に至ては、保税倉庫にしても、戾税にしても到底自由港制度に及ばない、唯だ本制度に伴ふ弊害として、從來最も強く批議せられた點は、要するに密輸入を防遏することの至難なるより、延て之が爲めに動もすれば密輸を促すことゝなるの嫌あるを免れざること、及び自由港區域内の住民と區域外の住民とに對し、諸般の施政上勢ひ公平を缺くに至るの弊あることの二點である、併し如上の弊害は、自由開放の區域を縮小制限して、商港全部を開放せないで、單に商港に面する地域の全部又は一部を區劃して自由港と爲し、該區域内に人民の居住するを禁ずるの制度を採ることに依て、回避することが出來る。近年自由

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

港市制度(フリーポート、プロパー)なるものが漸次廢止せられて、自由港區制度(フリーポート、クォター)若くは自由地區制度(フリー、ヂストリクト)の採用せらるゝに至つたのも、如上の事由に基くものに外ならぬ、彼の獨乙が支那の青島に施したものも、畢竟自由港區制度であつて、商港に面する地域の一部分を自由港として開放したものである、元來本制度の趣旨たるや、煩雜なる輸出入手續を爲すの不便を除いて、四方より運送し來れる貨物を陸移し、之に加工改造修繕改裝等を加ふるの自由を得せしめんが爲めに外ならぬから強ち商港の全部を開放するの必要はないのである、併し自由港區内に、相當なる工場地帶を設くることは、元より必要なるを失はない。

仲繼貿易の發達を圖らんが爲めには、自由港を中心として、航路網を設くることの緊要なるは、元より言を俟たない、尙之と相俟て、該航路網に就航する船舶の修繕に供用すべき船渠の築造と、大石炭置場の設備とは、缺く可らざる施設である、若し此種の設備を缺如するに於ては、航路網の設定も其意義の半ばを失ふることゝなる、勿論船舶修繕の設備は、大幹線の就航船の爲めではなく、專ら沿岸貿易船に供用するものであるから、其規模の如き左迄宏大なるを必要とせない、而して臺灣をして仲繼市場として盛ならしめんとせば、彼の香港が極東と歐洲とを、新嘉坡が南洋と歐洲とを連結する通過貿易地として發達した如くに、單なる通過貿易地若くは集散市場として發展せしむることは、困難であるから、勢ひ臺灣を一大工業地と化せしめなくてはならぬ、即ち航路網に依て集り來る產物に加工し、更に幹線航路其他に依て廣く內地及諸外國に配給するの策を講ずるの外ない、從て若し臺灣が、原料や製品の集散以外の點に於て、一大工業地となり得べき諸條件を具備せないものならば、最早大體に於て仲繼貿易地としての發展も、囑望の價値なきものと謂はねばならぬ。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之を要するに、臺灣が帝國の南方發展の策源地たる可き使命を果たさんが爲めには、敍上の諸施設に對し劃策する所がなくてはならぬ、尚南方支那人との連繫を策すべきに就ては、異日我國の對支政策と臺灣の地位とに關し敍するに當つて論述するであらう。

産業組合と臺灣に於ける其の助長

産業組合中央會主事　千石興太郎

二（承前）

農村及漁村に於ける産業組合の活動

次には農村及漁村に於ける産業組合の活動に就て申せばこれは私は常に斯う思つてをる。即ち農漁村に於ける總ての問題は産業組合の力に依て結論されるものであると、由來農村漁村に於ける總ての問題の中心となるものは經濟問題と生活問題である。此の二つのものが完全に解決されねば其他の問題は決して解決されない。如何に地方の敎育を振興せねばならぬと言うも經費の問題であつて、地方の住民の經濟が發達しなければ地方の敎育も振興は出來ぬ。内地では義務敎育に向つてもつと國庫より金を出して貰ひたいと云ふ運動が白熱化して居る。町村長等は大々的に政府に向て運動をしてをる。これは要するに金がないからであつて、敎育費の爲に地方は非常に苦しんでをるから國家の財源に現在以上の支出を仰ぎたいと云ふのであるが、夫等のことも農村漁村の經濟問題が解決して經濟に余裕が出來れば自然と解決が付くのである。だから私は農村漁村の經濟問題を解決すれば同時に生活問題が解決せられる。從つて他の諸般の問題は自然解決されると云ふ議論からして、此の産業組合なるものは經濟問題、生活問題を改

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

善することが其の目的なのであるから、つまり產業組合に因つて農村漁村の總ての問題が解決されると主張して居るのである。例へば一昨年の末に米の安いことがあつた。內地では米の價格を適當に維持しやうと云ふことを全國の農會が聯合して帝國農會が中心と成つて運動をした。之は我國に於ける農民運動の最初のものと云ふてもよいのである。其の運動は相當に行はれ其の效果も亦た多少見るべきものがあつたのであるが、若しも全國に農業倉庫が普及發達してをり、又は販買組合が全國に亘つて普及活動してあつたなれば、値上運動がもつと顯著な效果を奏する。さうすれば政府は已を得ず米の賣出を命令するやうになつたろうと思ふ。惜むらくは農業倉庫販賣組合が普及發達して居らなかつたから其の聲は可なり大きかつた割合に效果は比較的少なかつたのである。農業倉庫で米を預つて農業者に金が入用なれば渡しをき、適當の時期まで米を賣止めする、さうして一府縣下に農業倉庫が聯合し又各府縣のが更に聯合して米の賣方を調節することになれば始めて農民運動の效果が顯著になるものと思ふ。其意義から私は產業組合が農村の經濟問題を結論するものである、といふやうに申したいと思ふ。現在に於て農村は生產方面から觀ると生產費の節約が一番必要で、これは敢て農業方面許りでなく工業方面に於ても日本の外國貿易が戰後萎微として振はざるは物價騰貴の結果、生產費の增加が貨物の價格を高めることが、確かに一の大なる原因であつて、工業方面に於ても農業方面に於ても生產物の生產費の節約を圖ることが肝要である。併し如何に技術上の改良が進み優良な農具が出來ても內地の小農業者が銘々で改良されたる農具を使ふ譯には參らぬ。之は利用組合の活動に依つて技術上優良と思はれる値段の高い能率の良い農具を組合で設備して組合員に利用さす。それで始めて經濟的の使用が出來る。又た漁村に於て石油發動機付の漁船を使用するが如きは小さい漁業者などは獨力でそれを使用することは出來ぬから矢張り利用組合で造つて組合員が利用する。或は農村に於て電力を利用するやうな事も

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

それは利用組合でやれば出來るので、如何に內地の小農業者でもそれが二十軒三十軒五十軒と聯合して組合を造れば相當に大規模なる經營法が出來るので、今の世の中に於て何時迄も現在の孤獨なる方法に甘んじてをつては段々農業が衰滅に歸するばかりである、一戶當りの耕作反別が五町步十町步となれば兎に角、之は到底机上の空論では近き將來に於て不可能のことだから現在の農業者の狀態を其の儘にして而かも尤も有效な農業をやらせるには共同作業即ち組合の力を以て大きなものと同じ經營の方法をやらせるより外に策は無い。それには矢張り利用組合の活動が農業經營の方面に向つて最も重要なることである。之が生產費の節約に尤も有效な施設であると同時に、購買組合で肥料其他農業に必要なる物品或は漁業に必要な材料を購入して、之を組合員に供給する。之が又た生產費節約の爲に行はざるべからざる要件である。次には生產物の價格を增進しなければならぬ。農村にしても漁村にしても農產物なり漁獲物なりを販賣するに當りて、價格を增進して餘計の利益を收得する樣に努めなければならぬ。勿論是等の生產物の價格を高くすると云ふことは都市の住民の生活問題と關係する。一面では生產者が高く賣らうとするのに消費者は安く買はうとする。爰に兩者の衝突が起ると云ふ譯になるが、これは都市に於て相當基礎の大なる購買組合が出來て活動なし、農村又は漁村の購買組合と直接の連絡を取つて物資の需給と價格を調節すると云ふこと、又は鐵道運賃の割引の如き社會政策的施設によりて兩者の調和は相當に取れると思ふ。其の他資金の供給は申す迄もない、農村若くは漁村信用組合が低利なる資金の供給を組合員全體殊に中小產者に向て圓滿に供給を圖ると云ふことが大なる必要である。以上は生產方面に關しての組合の活動であるが更に消費方面に於ても農村漁村の產業組合は大いに必要で、活動すべき範圍は極めて廣汎なのである。內地に於ては諸君が想像も及ばぬ程農民や漁民の生活狀態が低級な或は悲慘とも云ひ得る狀態にあるのである。一體人間は働き甲斐のある狀態に置かれなけ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れば本當に働けるものではない。產業行政の要諦は民をして働き甲斐のあるやうにすることであつて、之が達成せられなければ其の行政は虛榮的產業行政と申して宜からうと思ふ。內地でも昔から生產方面の奬勵には相當に力を用ゐたが消費方面には比較的指導奬勵を怠つて居つた。經濟的地位と社會的地位の向上發展に付ては餘りに無關心であつた。近頃文化生活と云うて頻りに生活の合理的向上を唱へて居る人達があるが、之は結構なことで私などは昔から農業者の生活を向上快適ならしむることを唱導し指導したのである。而して之が爲には一面生產經濟に於て充分なる利益を得ると同時に一面には適當に消費する、合理的の消費方法を實行することが肝要で、之が爲には農村に於ても漁村に於ても生計用品の購買組合が必要であつて、今後益々發達しなければならぬ。單に產業用品を購ふ許りでなく生計に必要なものを購買組合で買ふ、これは消費經濟の方面を合理化する爲に最も必要な問題で、內地に於ては漸々やつて居る。例へば漁村ならば米を買ふに白米で買はずに玄米で買つて組合が加工して白米となし組合員に賣る如き類である。尙生活狀態の改善の爲、享樂的設備を整ふる爲、衞生的設備を完ふする爲、利用組合の活動は望ましきことであつて、農村や漁村としては集會所も圖書館も浴場も理髮所も洗濯所も醫者も產婆も看護婦も利用組合で設備が出來る。或は共同炊事場も置ける。冠婚葬祭の用具を整へて置くことが出來ると云ふやうなことで、此の利用組合が生活の合理的改善向上の上に及ぼす效果は極めて大なるものであつて、地方住民の生活の安定は之により大いに期待せられるのである。

小作問題との關係　次に內地に於て農村の社會問題として近年頻發する地主對小作人の紛爭なども、其の解決の方法の一つとしては自作農の造成に力を盡すことや、或は又相當に働く將來のある人間なれば、現在は貧乏で借金があるものでも經濟整理をしてやつて充分に其の能力を發揮さすことなどが必要であつて、これ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

等のことは信用組合として當然やり得る事項である。組合員の產業、經濟の發達を圖ると云ふことは、結局するところ組合員の經濟的地位及社會的地位の向上を期するのであつて、之が都合能く行けば小作農業者の如きも五年十年の後には相當土地を所有なし得る樣になるので、さうすれば地主對小作人の紛爭も頻々と起る筈はないと思ふのである。故に組合としては遲蒔ながらも是等の方面に向つて充分活動を要する次第である。

●●詰言　要するに產業組合なる組織は現在の經濟組織及社會組織を積極的に打破せずして、中小產者の經濟の改善、產業の發達を圖り其の地位の向上を期するのが目的である。勿論段々と各種の產業組合が發達活動なし其の聯合的の行動が充分になり其の機能が完全に發揮さるれば、現在の經濟組織が段々變りて資本主義經濟組織に對峙して產業組合主義の經濟組織が樹立され得る樣になる。現に國際的の產業組合銀行を造らうとか或は產業組合で國際貿易をやらうとか云ふ問題が昨年の八月に瑞西の「ヘーグ」で開會した國際產業組合聯盟の大會に於て協議された程であるが、實際產業組合の窮極の目的は資本主義經濟組織の打破にあるべきである。利潤の爲の生產を廢止して消費の爲の生產となすの原則を徹底せしめなければ、一般民衆の生活狀態を幸福ならしむることは到底期待されないのである。而して現在產業組合の發達は、殊に我國に於ける狀態は未だ此の階段の一段すら昇り得ない位なものであつて、前途甚だ遼遠たるのである。

尙一言申したいことは產業組合の發達の爲に地方の有力者即ち資產者階級の人達が骨を折られる。中小產者の產業組合なれば中小產者自らすれば可からうと云ふが、これはどうしても中小產者自らでは出來ませぬ。否な彼等が自覺さへすれば出來ぬことはない。近頃は內地の或る縣では產業組合の實權が中小產者の手に移つた處があつて、其成績が却つて良いと云ふて居る。臺灣も內地と同じやうに地方の有力なる地主或は市街

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地の資産者が骨を折つてをる。これは當然なので、さう云ふ農村の地主また都市の資産者が組合の世話をするのは。決して中小産者の爲めでなく自分の爲めだと思ふ。農村で地主小作人問題が起ると、困るのは地主であつて、都市では勞働者が弱いが農村で勝つのは小作人である。都市に於ても結局は多數の中小産者の階級のもの、働きに據らなければ少數の資産者階級は自己の財産を殖し自己の將來の地歩を安全ならしむることは出來ぬから、さう云ふ點からして子孫の百年の長計を考へて資産者階級の者は大いに組合の世話をするのが當然である。之は中小産者の爲にあらずして自分達の爲であると考へて世話すべきである。故に組合に世話をするときには組合設立の根本義を忘れぬやうにして全體の組合員に對して對等觀念を持つてやらなければ駄目である。若し産業組合の働きに依つて經濟問題を解決し、之に由つて生活問題を解決し、之に由つて中小産者が働き甲斐のある働きをなすやうになり、總てのものが恒産を有したる恒心あるもの、所謂衣食足りて禮節を知る者となつたなれば、孰れも平和圓滿、無事泰平で資産者階級達も安心が出來る譯であるから、其の積りで本氣になつて利己的の考を棄てて組合の發達を圖る樣に努力すべきである。

四

最後に臺灣の産業組合を觀て私が得た感想と今後に於て臺灣の産業組合發達上注意せざるべからざる主要事項を申上げませう。臺灣で觀たのは何れも信用組合で事業組合は只一つ、臺中州大甲郡の牛罵頭の組合、帽子の購買販賣組合の總會に列席した位であるから、主として信用組合に付て申しますが、私が視察した範圍に於ては帳簿の整理、事務の整頓、報告書類の整理等は非常に良好であつて大いに感心しました。余り田舍の信用組合は觀る時間が無かつたのでドーか解りませぬ。次に一般に共通した事項、固より觀た組合中でも程度に於て差異はあるが、私が意外に感じたことは先づ第一に區域内に於て未だ組合員となり居らざるも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の即ち未加入者が多いこと、第二には未加入者が多きにも拘はらず其の加入を容易ならしむるの方法、之を奬勵するが爲に力を盡して居らざること、甚だしきは三年も四年も組合員數や出資口數が殖えて居らないと云ふ樣なこと、第三には組合の效果が組合員全般に及んで居らぬこと、或る一部分に利用されて居ると言ふ傾向のあること、即ち貸付金にしても組合員數が五百ならは二百しかない、又其の貸付の利子が銀行と同じやうに或る金額以上は安くする。其の差異も組合に依つては隨分多いのがある。第四には貯金が一般に少い而かも貯金を奬勵する方法を講じて居らぬ組合が澤山ある。

是等か臺灣の信用組合を觀て、固より觀た組合の內には或る事項に付て一二の除外もあり又程度に於て濃淡があるが、共通した事實と認めたのである。是等の事項は產業組合の特色を發揮し其の本旨を徹底せしむる爲めにドーしても積極的の態度を執らなければならぬ事項のみである。即ち區域內の住民は出來得る限り多く網羅する。殆んど全部加入せしむる。何時でも新加入が出來るやうにして而かも新加入に對しては出來得る限りの便宜を與へ組合としては常時之を奬勵する。組合の效果は組合員全般に及ばなければならぬのであつて、貸付金にしても組合員は五百人在つて其の中三百人は組合から金を借りてをるが、殘りの者は組合から借りる必要の無いものなれば結構なれど恐らくは借りたいけれど貸さないものも多數あるだらう。それでは組合本來の趣旨に反する。殊に利子に差別を設け金額の多いものに利子を安くするのは、產業組合としては絕對に避けべきことで、普通の銀行は面倒な仕事をせずに餘計に儲ける方法を講ずるのが特色であるが產業組合は面倒臭い世話をして餘計に金を儲けないのを特色とすべきである。さう云ふ銀行と同樣な趣旨で組合を經營するならば寧ろ產業組合とせずに普通銀行とした方が好い、貯金の如きは當然吸收しなければならぬ。組合としては貯金は少し面倒を忍んでも種々な方法を設けて吸收する。私の觀たものでも或る一二の

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

信用組合は色々の貯金の方法を設けて盛んに奬勵して居られました。貯金の吸收に付ては內地でも隨分面倒をやつて居るから大いにやる必要がある。私は私の觀た處では臺灣の信用組合は產業組合として其の特色を發揮する爲に特に力を盡さなければならぬ重要なる事項を甚だ踈かにされて居られると思ふ。これは今後大いに考ふべきことで勿論先程も申した通り組合の實力がなければ組合の特色と任務を完全に盡すべき働きは出來ぬ。然るに臺灣の信用組合は——農村の信用組合は現在の狀態が地方に因つては隨分悲慘なものもある樣である。資金は固定し貯金は這入らないと云ふ事業……の分量、剩餘金の額等に於ては實に感心する程なのであるから——勿論臺北臺南等の市街地信用組合も經濟界の變動の爲に相當お困りのことは確かであらうが、然し市街地の一般組合は私の所謂實力が相當充實して今後積極的の行動を執つて行くに不都合のない組合と思ふ。私はさう云ふ組合は現在の時期が右に廻りて產業組合の特色を發揮する道路に出ようか或は今の儘眞つ直に步るいて其の特色を益々失墜しようかと云ふ分岐點にあるものと思ふ。若しも臺灣の信用組合が此の際斷乎として右廻りして產業組合の本色を發揮するが爲に積極的行動に出でられたなれば、恐らくは臺灣の信用組合は內地の市街地信用組合に對し模範を示す樣になるであらうと確信する。此の點に就て組合の理事者諸君は大い決意を要する處、又指導奬勵の局にある當局者諸君も考慮しなければならぬ重要事と思ふ。一體臺灣に於ては產業組合の精神が組合員に普及して居るかドーか、殊に本島人の組合の組合員はどんなものか、組合員は出資に對して澤山に配當さへ貰へば可いと云ふ。簡單なる考を持つてをるものが組合員の多數だらうと思ふ。內地人の組合でもさう云ふ組合員は決して少なからずであらうと思ふ。私は信用組合の理事者諸君及組合員中の有力者諸君に伺ひたい、何の爲めに政府は產業組合に對して所得稅と營業稅を免除するの恩典を與へ、其他諸般の保護をなして居るのであるかと。產業組合が產業組合の特色を發揮なし得ざる

なれば此の恩典と保護を辭して普通の營利行爲をなす銀行を經營するが宜しい。私は理事者諸君が此の顯著なる事項を御承知ない筈はなからうと思ふが、組合員が組合的精神を理解せざる結果已むを得ずして組合の特色を發揮すべき經營方法をなし得ざるものと信ずる。故に今後は能く總督府、州、郡などの當局者と相談して組合員に對して組合的精神の普及に努むると同時に組合の事業經營の方針をして私が申した產業組合の特色を發揮し積極的行動をなすに背反する事項を改めるやうにしなければ、臺灣の信用組合は信用組合としての價値を失ふやうな虞があると思ふのである。

夫れから購買組合、販賣組合、利用組合等の事業組合は其設立と活動が今後段々必要となるでありましやう。これは農會の關係或は他の團體の關係もあり、又た普通の信用組合と違ひ其の經營の方法は仲々困難であつて、商業的智識、工業的智識の必要あるは勿論、利用組合に至りては器械に關する智識、建築に關する智識等も入用であつて、信用組合の樣に正直一方のみで成功するものでない。されば無暗に其の設立を勸奬することは考へ物で、私の意見では先以て州や郡に於て此地なれば立派にやつてゆけると云ふ場所を選び、又其の事業も選びて所謂模範的の事業組合を設けて當局が充分なる指導奬勵をなして經營せしむるのが宜しいと思ふ。臺灣に於ても信用組合計りでなく事業組合が出來て各種の組合併び進まなければ一般民衆の產業及經濟の發揮を期圖することは出來ないと思ふ或人は臺灣人には其の性格上產業組合と云ふ樣な組織は不向である協同協力とか或は相互自助と云ふ仕事は適當せぬと云ふことを云うて居られたが、私は首肯することが出來ぬ。臺灣に於ても一の大なる家族間の團結と言はうか、同姓の團結が相當に行はれて居ると申します。又一面に於て臺灣に過渡時代の制度として一種地方自治制が施かれて其の成績を擧げしめ、他日更に完全無缺なる地方自治制を施行しやうと云ふことになつたのであるから、さうすれば產業組合の發達と地方自治の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發達とは兩者相離るべからざる密接なる關係があるので、產業組合の成功には協同一致と小異を棄て、大同に合する犧牲的精神の發揮とが必要である。地方自治の完成にも矢張り此の事は缺くべからざる要素であるから、萬一產業組合が本島に向かないとなれば地方自治も到底行はれる見込はないと云ふ結論に達すると思ふ。要するに組合的精神の普及を地方民衆に向つて普及徹底せしむると云ふことに因つて、兩者共に其の働きが完成さるべきものと思ふから、此の點に向て特に努力することを要する。

更に信用組合聯合會の問題に付て一言すれば、これは勿論必要である。但し之は各州に於て聯合會を作るか或は又臺灣に於て一箇の聯合會を造るかの問題が第一に研究を要する。信用組合聯合會活動の要件は其の區域內に於て、資金の需給に就き有無相通すると云ふ條件がなければならぬ。甲地方は金が剩る程あり、乙地方は少ない。甲地方は或る時期に金が入用だが乙地方は他の時期に金が入ると云ふやうに聯合會所屬の組合で有無相通ずる要素が備はるを第一とする。さうして聯合會を造れば成るべく聯合會に金を預ける。僅かの利子の高低を問題にして聯合會を利用せない樣では聯合會は經營甚だ困難である。內地でも中々此の問題は六箇敷いので聯合會が出來ても地方の組合長が地方の銀行など、關係があるか爲に仲々餘裕金を預けない。私も自ら或る縣の信用組合聯合會を造りて十年餘り其の常務理事をやりました。貸付金は信用組合に貸したものは必ず返すから安心なもので、只だ困つたのは貯金が出來ない。組合は惡くはないが地方の銀行との關係があり又た聯合會が地方の銀行と競爭して利子を高くすれば聯合會の經營が出來ない。恰度組合員が組合的精神が判らなければ組合の活動が出來ぬ如く、聯合會も信用組合長始め理事が聯合會に對する充分なる了解がなければ聯合會が決して發達しないと云ふことになる。是等の點より見て臺灣に於ての信用組合聯合會は急かば廻れで無暗に急いで組織することは考慮すべきである。併し臺灣に於ける產業組合中央會は一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日も早く設立すべきものであると信ずる。現に臺北州にも産業組合の聯合研究會がある。臺中州にもあるし、又た舊嘉義廳區域にもあつて、是等は恰度内地の中央會で云へば支會に當るべきものだ。臺灣の法律では産業組合中央會と云ふものは認めてをらぬが、差當り隨意組織卽ち各産業組合の申合せによつて臺灣産業組合中央會を設立すれば宜しい。そうして適當時期に律令を改正して法による組織にするのである。將來臺灣に於ける産業組合の普及發達、現在の信用組合を今後適當に振興するには其の方針はドーする。組合員に向つて組合的の精神の普及徹底を圖る方法は如何、事業組合の設立は如何なる方策によるべきや等、攻究すべき問題は澤山ある。勿論督府・州・廳・郡等の官廳で指導も奬勵もされましやうが、産業組合は組合自らが一の自治的機關を設け官廳と兩々相俟つて産業組合の將來に向つて力を盡すと云ふことは確かに必要なることと斷言致します。であるから産業組合中央會は臺灣に於て成るべく早く此の設立を實行することが可からうと思ふ。而して總督府と中央會とは提携連絡して……總督府に於ける産業組合の行政は事業組合に關しては殖産局の商工課、信用組合に關しては財務局の金融課と分れてをりますし又農會には共同購買の事業があるのだから中央會としては各方面と聯絡協調を取りて臺灣産業組合の將來の發達を圖るの中樞機關として働かなければならぬと思ふ。中央會設立の問題は當局に於ても餘程講究が進み相當の成案もある樣に承つてをるが、私は一日も早く其の設立が實現せられんことを希望致します。

以上は臺灣の産業組合を觀て、其れに對する私の意見の概要を極めて遠慮なく申上げたのである。臺灣の産業組合主として信用組合は其の多くは大正二年の律令發布以來出來たものであつて、設立以來僅か十年經つか經たぬ裡に今のやうに發達したのは總督府初め州・郡の當局の指導奬勵が宜しき得た結果と、組合理事者諸君の熱誠なる努力の賜と思ふ。私は之に向つて非常に敬意を表します。而して私は今後五年乃至七八年の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

間は臺灣の產業組合がドーなるか、最も面白い時期であると思ふ。今後五年乃至七八年に於て此の事業の分量の多き、剩餘金の多き、基礎相當確立したる信用組合が、適當に自已の進行の方針を轉換して產業組合の特色を發揮し、本來の任務を完成するやうになられたならば、啻に臺灣の爲に祝福するのみならず、内地の產業組合の模範となり得ること、思ふから私は衷心より臺灣の信用組合の眞正なる成功を期待して止まぬものである。どうか臺灣の將來の發達上、又た地方自治の完成の上から申しても產業組合を充分に發達せしめて而かも他の方面から……產業組合以外の種々なる金融及經濟機關などから非難論議を聽かずして、成程產業組合は組合として特色ある働きをするものである、あれでこそ本當の產業組合である、あれでこそ國家の保護特典に酬ゆるものである、と云ふ賞揚を受け、又た内地の先進たる組合に向つても模範となるやうに、直接間接に產業組合に關係ある諸君の御骨折に依つて進歩せしむることを終りに臨んでお願ひして置きます。

進化學及び進化論者

理學博士　小泉　丹

一

本席では、私の職務上專門と致して居ります事柄に就てお話を致しますことは、適當でないと考へますので、其以外に話題を選びました。彼地に滯在旅行中、英吉利から獨逸に入りまして、色々興味のある事實に遭遇し、又注目すべき傾向に感じ付きましたことがあり、巴里に少時留まりますに及んで、愈々其感を深

くしたことがありました。よりまして、努めて資料を蒐集し、見學にも勉めて、仕事を始め、以來夫を續けて居ります。諸事多忙のために、甚だ遲々として進捗致しませぬが、興味はます／＼深くなつて參りますし、だん／＼根氣よく仕事を進める決心で居ります。それで本席では、其の一部分のお話を申すことに致します。其仕事と申しますのは、進化學の推移をばそれ／＼の時代と結びつけて考へ、亦いろ／＼の進化學說をば夫を唱道した學者の『人間性』及び其の環境とに結びつけて考へる事、並に、今日の人類の狀態に關し、色々の立場の學者によつて與へられた進化學的の解析批判を知りたいといふ事であります。右は一見纒らない題目の樣でありまするが、極めてよく纒まつた一題として考へる事に私の目的があるのであります。

本席は時間的に申して最初の部分だけしか申すことが出來まいと存じます。お話の本筋に入りますに先だつて、進化學の發展の一瞥を試みることが必要であります。進化論と申しますと何人もチャールス、ダーヴキンの名を思ひ浮かべます。ダーヴキンの大著『種の起原』（オリヂン、オブスピーシーズ）の出版になりましたのが一八五九年でありまして、此年が進化學史上の最も重要な時であります。然し進化の思想は至つて舊いものでありまして、遠くギリシャの思索家達の中に泝溯る事が出來るのであります。そしてダーヴキンより遙かに以前の時に一度一つのシステームのあつたものとして提唱された事があるのであります。其は佛蘭西のヂャン、バプチスト、ラマルクの『動物哲學』（フイロゾフイー、ゾオロジック）で、一八〇九年に出版になりました。卽ち『種の起原』の出版の丁度五十年前に當ります。そして『種の起原』の出版はダーヴキン五十歲の時でありまして、『動物哲學』出版の年は偶然にダーヴキンの誕生の年に當ります。偶然の一致を述べました序に申しますが、『種の起原』の出版の年に、も一つ人類の科學的の研究に重要な仕事が現はれて居ります。それはカール、マルクスの『經濟學批判』（ツール、クリチック、デル、ポリチツシエン、エコノミー）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

でありまして、其の唯物史観が一つの公式として述べられたのは此書の序文に於てゞあると申すことであります。かく『動物哲學』の出版並にダーヴヰンの誕生と、『種の起原』がまる五十年を距てるので、一九〇九年（明治四十二年）は丁度ダーヴヰンの誕生百年、二大著の出版の五十年及び百年目に相當りました、英吉利ではケムブリヂで紀念の式典があり、巴里でもラマルクを紀念する、國際的の企があり、傳記が出版され銅像が建立されました。其の臺座には昇る旭を刻し「進化説の建立者」と銘してあります。日本、亞米利加合衆國、獨逸等に於てもダーヴヰン紀念の會合講演會等が催され、ケムブリヂでは各國の諸般の部門の學者の手になつた論文集（ダーヴヰン、エンド、モダーン、サイエンス）を出版し、米國及びミユンヘンの講演會の講演も編輯出版され（米國のは「フイフテイー、イアーズ、オブ、ダーヴヰニズム」、ミユンヘンのは「アブスタンムンズレーレ」といふ）、何れもそれ〴〵興味と價値のあるもので、吾々もこの紀念の仕事の恩惠に浴して居ります。尙、ダーヴヰンの祖父さんに當ります、エラスアス、ダーヴヰンといふ進化學史に大書すべき人があります。此人は、ラマルクの少し前に出しました著作や詩の內に進化の思想を發表して居りまして、此人の進化學史上の位置をば、英吉利側では、著しく高く見て、ラマルクをば、佛蘭西側で見る程に高く見ない傾があります。佛蘭西の學者達はラマルクを高く認めるのみでなく、其以前のブエツフオンを、亦著しく高く見まして、夫をば「進化學の建立者」とする傾向も甚だ著明であります。

右の如く、進化學史の最初の部分に五十年を距てた二つの事件がありまするが、其間には、著しい連繼が存して居りません。やゝ詳しく後段に至つて此邊の事を再び申し述べるつもりでありますから、玆では略述するに止めます。ラマルクによりて唱へられました進化説は、廣く行はるゝに至らずして三十箇年許りを一期として一時は學界から葬り去られた觀がありました。五十年後にダーヴヰンが贏ち得ました陸離たる光彩に

比べて、ラマルクの所得の如何にもみじめでありました原因に就きましては、いろ〳〵の說明も下されて居ることでありまするが、主なるものは、キュヴィエーといふ反對者があつたからであるといふのが正しい樣に思はれます。キュヴィエーは化石脊椎動物學、比較解剖學史上の最大の人物の一人でありまするが、進化の說に反對の見を持し、當時の自然科學界の最大の勢力者でありましたので、當人のみならず、學界の氣運が其考に支配されて居りまして、其影響はダーヴヰンの時代にまで及びました。それで、後年、キュヴィエーは佛蘭西の博物學界を半世紀遲れしめたなど〻いふ酷評をも受けることになつた次第であります。

ダーヴヰン以後の時代は、これを二つに分けることが出來ると存じます。夫は先づ、進化說が廣く學界思想界の認めるところとなる迄の時代、それから其の續いた進化の道程、進化の方途の論議される樣になつた時代であります。言葉を換へて言へば、進化論者達が、根本の事實所信をば解說宣傳し、又反對者の說伏に努めた時代、及び進化論者達の間に各自の所信の內容に就て相論議するに至つた時代であります。今日の進化學は、近年の實驗遺傳學其他の進步に伴なつて、右に述べた、前の時期の進化學には比較にならぬ發達を示して居るものでありますが、前の時期の進化學界の狀態は又、いろ〳〵の意味に於て興味のあり、又重要な考究の問題が包藏されて居るものと信じられます。ダーヴヰンに次いで、進化學の宣傳に努めた學者、言ひ換へますれば、右の前後の兩期の內に於ける立役者としては、英吉利のトーマス、ヘンリー、ハックスレー、獨逸のエルンスト、ヘッケルが擧げられるべきだと存じます。ダーヴヰンは『種の起原』に於て、記述を人類に向けることを避けて、唯最後の部分に『多くの光明は人類の始原及び其の歷史の上に投せられん』といつたのみで、專ら之を論じた大著『人祖論』(デッセント、オブ、マン)の出たのは『種の起原』の出版後十九年の後でありましたが、ハックスレーは、四年後の一八六三年に『自然に於ける人類の位置(マンス、プレー

ス、イン、ネーチア)を公にして人猿同祖論を宣言し、ヘッケルは一八七四年に『人類進化論』(アントロポゲニー)を著はして、更に徹底的に夫を解説したのでありました。ハックスレーは、知識の廣汎、論理の精徹を以て時の學界に盛名があり、文筆辯才も亦時流に秀でゝ居つた人であると申すことで、影響感化の及ぶところ頗る大であつたと申します。氏の諸論著(動物學以外の)は九卷に編纂されて居りまして、其等のあるものは、今日も論評引用され、ルッソオの思想を評論したもの「進化と倫理」と題するものなどは、社會主義學者の著述などに盛んに論難されて居ります。此等の論者からはハックスレーは、武力是認的思想資本主義的思想の掩護者の最なるものゝ一人とされて居るのであります。ヘッケルは『宇宙の謎』(ツエルト、レッゼル)等で吾國の讀書界にも廣く知られて居る人でありまして、進化學の方面には公にした大小の著述講演等は甚だ多く、此方面では古來獨歩の努力家と申してもよいと存じます。その六十年を送つたエーナの大學に『進化學博物館』(フイレーチツセス、ムゼウム)があります。ハックスレー及びヘッケルは右の如く進化のためには偉勳者でありまするか、此等の學者達の言論によつて進化學が多少の迷惑を受けて居るといふ點がないこともないのであります。其等のことに就きましては、略して申述べません。

二

お話の本筋に入らぬ前に時間が長くたちましたから、以下一、二のことを申して不充分ながら前置きを切り上げます。現今の生物の狀態は進化の結果であるといふ根本には、今日に於て先づ反對者はないと申してよろしい、(フライシアンの様な人達もないではないが)進んで進化の方途の要素如何といふ所になると諸家の間に議論がまち〳〵でありますし、甚だしく紛雜して居ります。夫等は大體に於て二つの潮流に分れて流れて居ると見る事が出來るとしてあります。一つはダーヴヰンの所論に脈の續いた系統のもので、他はラマルクの考に筋を引いたものでありまし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て、夫々新ダーヴヰン系（ネオ、ダーヴヰニアン）及び新ラマルク系（ネオ、ラマルキアン）と申します。

偖、此より本席のお話の主な部分に入ります、即ち佛蘭西に於ける進化學の黎明から、ラマルクの提論となり、久しからずして夫が反對の學者達に破られた形になつた迄の、學者達とその環境に就てのお話であります。前段に於てブユッフォンの名を一度出しました。お話はそのブユッフォンから出立致します。ブユッフォンは巴里のヂャルダンデプラントと申しまする植物園動物園自然博物館に大學の一部を併せた樣なもの、長を永年つとめまして佛蘭西大革命爆發の前年に沒した人であります。ディヂョンの近傍の貴族の息子として生れ、三十二歲にして推されて、ヂャルダン、デプラントの長となり、夫より死に至るまで五十年（園内の官邸で歿した）、改革擴張に努力し、一七四九年から始めて『博物誌』（リストワール、ナチュレル）七十三卷を著はした人であります。（初版の一册を供覽す）此博物誌がブユッフォンの唯一の學術的發表でありまして、外に特殊な研究論文と申すものはないのでありますが、この『博物誌』のうちに處々にその思索考究の結果を語つて居るのであります、後年に至りまして、この厖大な『博物誌』のあちこちから、關係のある部分を拾ひ出して來まして、舊い時からいろ／＼の研究者がブユッフォンの進化學史上の位置を判定したのであります。あちこちから拾ひ出して來まするると、或所には明かに進化說を懷いて居つたものと考へられるものもある。或所には反對に唯一者創造說がある。又或所には、もう一息で純然たる進化說になるところまで、敍述が推し進められて來た所で突然に「神意によつて」といふ言葉が出て來て前者が後者に急轉する所もあるといふ風なのであります。それで或る人は彼の考は年と共に變つたので、後年は明かに進化說者であつたのだといひ、ある人は彼の考は動搖して居つたのだと判じました。又ある人は彼は「アイロニー」をいつたので、公然と進化說を唱へることを遠慮して、聰明な讀者には文字以上に讀んで貰ふことを望んだのであるとしました。彼

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は進化説者であつたが臆病で信ずるところが曰へなかつたのであると露骨に書いて居る人もあります。とにかくに、ブユッフォンは進化の考に到達して居つたことは確かで其をハッキリとは曰はなかつたと見るのは正しいと思はれます。そこで人間としてのブユッフォン、その環境、此等を併せて斯間の消息を考察して見ますると、首肯させるあるものがある様に感じられます。

さきに述べました如く、ブユッフォンは一七八八年即ち大革命の幕の切つて落された前年に没しまして、その五十年の公生涯はルイ十五世、同十六世の時代に跨つて居ります。そしてブユッフォンは「偉大」と「光彩」とを熱愛したと傳へられて居る人であります。以下少しく其生活等に就て申述べます。ヂャルダン、デ、プラントの長となりて後ブユッフォンはディヂョンに近い故郷であります田舎町モンバアの故城を手に入れて、豪壯な施設をなし、その古塔に居室を造つて、其處を勉強場とし、一年の内八箇月はこのモンバアの居に留まり、殘の四箇月を巴里で送りました。モンバアに於ける生活は非常な勉勵な生活で、毎日八時間しか休息をしなかつたと申すことで、その結果が「博物誌」であります、四箇月の巴里の生活は一面にヂャルダンの經營に努め、一面に社交界に活躍して有識者界上流者界の花形として、モンバアの生活にも巴里の生活にも、「偉大」と「光彩」を目がけて進んでやまなかつたものであるといはれて居ります。こゝで二、三の挿話を試みますが、ブユッフォンの生活は豪奢であつた。センバアの居城で『博物誌』を書いて居るのに常に禮服を著け化粧をして居つたといひ、「マンセット」を著けないで文章を書いたことがないとも傳へられてあります。文體章句の精錬に苦心し『博物誌』の仕事を助けた門下助手達に矢釜敷く其を注意した手紙なども傳はつて居り、「アカデミー」での文章論の講演などは文學史上のクラシックスの一つになつて居るやうであります、時はルイ王朝の豪奢を極めた末期でありまして、ブユッフォンは王家の厚い寵に浴して社交界に羽を

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

伸ばして居りました。當時の社交の中心は貴婦人のサロンであつたと申すことでありますが、ブユッフォンの或る傳記にはそのサロンによく顏を出した數人の貴婦人の名が連ねてあります。『博物誌』の新しい卷が出來た時に、最初に現はれるのは某貴婦人の化粧卓の上であつたなども書いてあります、至つて晩婚の人で、結婚したのは六十歲に近い時でありました。談甚だ岐路に逸した樣でありますが、是等の事が、我々を瞭解に導くところ多いといふのが私の考であります。『朕は國家なり』といつた豪奢な王家の下に、華麗な文化の表相の裡に、革命の萌芽が生育しつゝあつた時代に、右の樣なブユッフォンが、自身の思想の發表にどんな態度を持したか、此點が私共に興味の深い所であります。一、二の挿話を以て夫を御紹介致ます。『博物誌』の最初の數卷が世に出ました時に、地殼の形成、地殼の層に包藏されて居る化石の貝のブユッフォンの解說は、唯一者創造說とは一致しないものでありました。そこで、ソルボン大學から冒瀆の抗議が出まして、『博物誌』は宗門禁讀書目に入れられ相になりました。當時のソルボン大學は神學の權威、最高の學府でありまするし、禁制の書の著者とされることは、どれほどのものかは想像に餘りあります。夫に對してブユッフォンはどんな態度をとつたかと申しますと、決して聖書に異を立てるものではないといふ贖罪書を納めて無事にすまして貰ひました。又地層の中の貝の化石の解說に就てヴォルテアから抗議が出ました。ヴォルテアは其位置、其學識を以てして鬱然たるものでありましたから、是又ブユッフォンに一方ならぬ苦勞であつたと申します。處で此問題は幸に對手のさばけた態度で事なく濟んでブユッフォンを安心させました。ヴォルテアはブユッフォンに手紙を書き『たかゞ貝殼のことでお互の厚誼を害なうのは馬鹿らしいから、やめにしやう』といつてやつたと傳へられてあります。以上に申述べました樣なことを考へ併せて、ブユッフオンの書き殘しましたものに現はれて居る記述を判定してみまするど、ブユッフォンの進化思想史上の位置

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

といふものが、稍明かになつて來る樣に私には感じられます。どう感ずるかと申しますと、彼の思想は殆んど進化學的になつて居つたのである、しかし、彼の環境と彼との干係が彼をば其方に進むことを阻めたのであるだらうといふのであります。前に申しました如くブユッフォンの死の翌年には革命が始まりまして、洪水が堤を決するが樣に形勢は急轉しました。そして、チャルダン、デ、ブラントからは間もなくラマルタが進化説を出しました。ブユッフォンは如何にも革命前の佛蘭西の一面に適はしい人物であり、其生涯の終りが、恰かも革命と一致し、ブユッフォンに於て發育して、將に萌芽に至らんとして、阻まれて居つた進化の思想が、革命の慘雨の下に芽立つて培はれたといふことは、如何にも興味深い感を與へると存じます。

三

チャルダン、デ、ブラントのことは前に一言申しました。起原は一六三五年、ルイ十三世が、王室の侍醫達の進言を容れて、醫藥學生のために設けた實習場に始まりまして、革命當時まではチャルダン、デユ、ロアと呼ばれたものであります。一七五九年ブユッフォンが入つて長となつて、改革擴張がメキ〳〵と行はれて、五十年の努力の結果は全く面目を一新したものになりました。ブユッフォンの在任の當時から數人の有名の學者が集まつて居りましたが、生前計畫を進めた研究室講座の制が出來上りまして、其研究室の講座擔當者に當代の傑出した自然科學者が座り、當時の世界の自然科學界の最も光輝ある中心の一つになりました。ラマルクはブユッフォン在世當時から、このチャルダンの一員であつて、後に無脊椎動物の講座を擔當した人であります。なほ哺乳動物鳥類の講座にジョフロワ、サン、チレール、比較解剖學の講座にキユヴィエーといふ學者達が座りて、其等の學者達の間に進化説の論爭が行はれることになりまして、チャルダン、デ、ブラントが進化學史の最初の三十年の舞臺でありました。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ラマルクとブユッフォンとは甚だしいコントラストをなして居ります。ラマルクは名のない貧家の十一人兄弟の末子として生まれ、若年にして父に死に別れ、十七歳にして七年戰爭に從軍して豪膽の名を揚げたといふ。ヂャルダンでの生涯は學者として光彩あるものでありましたが、晩年には眼を病んで職を退き、遂に失明して永年陋屋に窮居して悲慘極まる歿しかたを致しました。遺骸は巴里の墓地ペール、ラ、セーズに葬られたのでありますが、今日では其所がわからないといつた有様であります。ラマルクは最初は植物學者でありまして、ヂャン、ヂャック、ルソォの感化で此研究に入つたのであると申すことで、一七七八年に『佛蘭西植物譜』五卷を公にして世に知られました。前記の講座の制立に當つて無脊椎動物の講座を受持つ事になつて、植物學から動物學に轉じ、且當時未だ開拓されてなかつた右の部門に入りました。ラマルクの『動物哲學』の出ましたのは一八〇九年でありますが、其以前に公にしたものにも既に明かに其思想が認められて居りまして、研究者は一八〇〇年を彼の思想の轉廻期と判じて居ります。ラマルクの著作を見まするど、驚くべき頭腦の所有者であつたことを感せずには居られませぬ。曩にブユッフォンがルイ王朝末期の時世の一面を適切に表はして居る樣に思はれる事を申しましたが、夫に續いたラマルクは王朝から急轉した革命の佛蘭西のある一面を適切に表はして居る樣な感が致します。ヂャンヂャック、ルソォの感化で自然科學に志したといふこと、ヂャルダン、デユ、ロアを改稱する首唱者はラマルクであつたといふことなども意味ありげに感せられます。ブユッフォンとラマルクは其風貌までが如何にも反對な印象を與へます。一方はどこまでも貴族的で、悠然たるところがあり、他方は如何にも武人的で進擊的である樣に感せられます。今ヂャルダン、デ、プラントには二人の銅像が脊を向けあつて建てられてあります。ラマルクはセーヌの河に向いて、腰掛に座り左手の指先で少し俯向いた沈痛な顏の片頰を支へ、右手を左の肘に託して居ります。ブユッフォ

ンは美服を著けて、獅子の皮の上に椅子に腰掛け、脚を重ねて寛ろいだ姿勢をして居り、左の袖の上に鳩が戯れて居ります。此等のコントラストに如何にも感興の深いものがあります。このラマルクの銅像は曩に申しました百年紀念の節に建立されたものでありまして、臺座の石の背面に一面の浮彫が塡つて居ります。夫は盲目のラマルクが腰掛けて居る前に一人の婦人が左の手を輕くその肩に置いて立ち、少し俯向いたラマルクの鋭くして衰へた顔と、少し俯向いた婦人の情のこもつた顔とが、互に向き合つて居ります。この婦人はラマルクの娘さんのコルネリーでありまして、失明失職して陋屋に窮居したラマルクは未完であつた大著『無脊椎動物誌』を口述し、このコルネリーの筆記によつて、夫を完成することが出來ましたもので、此娘さんは陋屋に專心に父に侍し、その歿後街頭に出で、陽光の强烈に眩目したと傳へられて居ります。（繪葉書數葉を供覽す）

四

ラマルクの生涯は右の如く悲慘に終りましたが、ラマルクによつて唱へ出された進化説の運命も亦悲慘といふべきでありました。それに就ては前段で申し述べました。卽ち其にはいろ〳〵の原因もあつたことでありませうが、キユヴイエーの反對が最も力あつたものとされて居ります。キユヴイエーはラマルクには二十五だけ年下で、ブユツフオンともラマルクとも違つた天稟を具へたと思はるゝ偉才でありました。瑞西よりの舊ヴユルテンブルグ領に生れ、幼時から英才を現はし、ブユツフオンの『博物誌』を熱愛したと申します。後スツツトガルトの學窓に入れられて、ある若い敎師の指導で自然科學に入り、十九歳の時に一家が貧窮に陷り、伯爵家の一人息子の家庭敎師になつて、ノルマンディーの海岸の其家庭に入り、充分の餘暇を得て專心に動物學と解剖學の研究をして居りました。其生活は六年續いて恰かも革命の頂上恐怖時代に入りましたが、キユヴイエーは自らを獨領人と見做して冷然として居つたと申します。この間に公にした論文其他によ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

つて、だん〳〵學界に認められて、遂にヂヤルダン、デ、ブラントの一員として選ばれて巴里に入ることになりました。時は革命終局の一八九五年彼はまだ二十六才の青年でありました。巴里に入つてからの生涯は頗る華々しいもので、學術界には著々偉大な貢獻をなし自然科學界では柱石の觀をなす樣になり、ナポレオンの深い信望を得て、帝國の敎育施設の總理の位置に置かれるまでになりました。キユーヴイエーはブユッフオンともラマルクとも違つた天稟を具へて居つた樣に思ふと前にも申しましたが、畫像や彫像を見ますと何れにもきまつた特殊の風俗がある樣に感せられます。ブユッフオンの樣に貴族的でなくラマルクの如く沈痛でなく、快活で延び〳〵とした才氣が溢れて居る樣な相をして居ります(三者の舊き肖像畫を供覽す)二三の人の書いたものを見ますと、人づきのよい人、人がなづいて來る人、人を使ふことの巧であつた人であつた樣に思はれます。それで社會の德望厚く、そして門下を多く集め學界に偉大な貢獻をなしつゝある、このキユヴイエーが不幸にして、生物の固定不變說を固く持して動かなかつたのでありますから、進化學說の運命は當然にみぢめであつたに相違ないのであります。

キユヴイエーがノルマンディー海岸から巴里に迎へられたのが榮達の緒でありましたことは前に述べましたが、其は主として其當時既にヂヤルダンデプラントの講座に座つて名を知られて居つたヂヨフロワ、サン、チレールといふ友人の推擧によつたものでありました。此人がキユヴイエーとは反對の進化の思想を持つて居つた人でありました。そして、このサン、チレールとキユヴイエーの有名な論爭が一八三〇年に行はれまして、其結果はキユヴイエー側の勝利となりました。この論爭は余程當時の學界を騷がしましたものと見えまして、當時の論說討論の編纂されたものもあり、進化學史の研究者は力を入れて此論爭を取扱つて居ります。(數種の當時の出版物を供覽す)。此論爭は巴里の七月革命の當時に當つて居りますが、獨逸のワイマー

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で、革命の報が傳はつて市民が擧つて興奮して居ります時にゲーテは此論爭に興奮して居つたといふ挿話もあることであります。かく此論爭が注目を集め重大視されたゞけに、其結果の影響も自ら著明であつたのは自然と思はれます。それで此時期が進化學發展の最大の凶年でありました。一八三〇年は佛蘭西の歴史では重要な年の一つであると存じます。キユヴイエー、サン、チレールの論爭は「アカデミー」で行はれたのでありますが、アカデミーの建物はセーヌの河を隔てゝ、革命の騒動の激しく行はれたヂヤルダン、デ、チユイレリーに相對して居ります。

ラマルクから、サン、チレール、キユヴイエーに至るまで進化學史の最初の部分は右の如く、巴里を舞臺として、革命の慘禍を經、ナポレオンの統治、軍旅、失脚を經て王朝復舊から其の倒れるまでの、世にも多事であつた時の間に進行したのでありました。かくの如き多事になる時代にヂヤルダン、デ、プラントや自然科學者達が如何なる狀態にあつたかといふことはいろ／＼に想像されるのでありますが、記錄の類を漁つて見まするとなか／＼に吾人の意表に出づることもありまして、甚だ興味の深いものがあることを感じます。其等のことも本席のお話の一部に致すつもりでありましたが、其に及ぶ時間がありませんので省略いたします。

（總務長官々邸の講演筆記）

廣東市政觀

臺南市理事官　佐藤　矢

一

近來支那各地に地方自治が提唱せられて、廣東省は實に之が先驅的事業を試みて居る。卽民國九年（大正

九年）十二月二十三日、廣東省長陳炯明氏が廣州市暫行條例を發布し、翌十年二月十五日之が實施に際して、市長孫科氏以下六局長等を任命したのは、之ぞ支那に於ける近世的市制の始である。尤も該條例の發布後、省議會は反對する。其他色々障礙はあつたが、陳炯明氏は極力之が理由を述べ、固く執つて動かなかつた。其の內條例施行の成績頗る顯著なるものがあるので、市民は遂に新制を謳歌するに至つた。市長孫科氏は南方政府の大總統孫文氏の男で、嘗て米國に遊んで「カリフォルニア」大學及「コロンビア」大學に政治經濟の學を修め、殊に各國市政の研究に素養がある。卽廣州市暫行條例は國民が主として米國の市委員制に則つて立案したものである。市政廳には目下市長以下局長技師等で、歐米又は日本に留學した者が三十名程居る。斯うした新知識が、たとへ經驗には乏しいが、從來の官吏とは違つて、頗る高潔眞摯な態度で市政を料理して居るのは、廣東市の將來の爲誠に賴もしい次第である。偖て廣東市は南海番禺二縣の各一部を割いて一個の獨立市となり、直接省政府の監督の下に立つて居る。而して該自治市の如何なるものなるか、少しく廣州市暫行條例の內容を調べて見る必要がある。該條例は凡て八章五十七條から成つて居るが、其の附則に依れば、該條例は施行五年の後に於て、省長より市制修訂委員會を組織して之を修改し、最後に省議會によつて決定することになつて居る。從つて廣州市條例には特に暫行の二字が加へてあることが解る。該條例によれば廣東市政廳の組織は大別して市行政委員會、市參事會及市審計處の三獨立部となすことが出來る。市行政委員會は市長及市財政局長、市工務局長、市公安局長、市衞生局長、市公用局長、市敎育局長の六局長から組織せられ、市の事業は此の七人から成立する合議機關によつて決定し、執行せられる。而して市長は市行政委員會の議長となり市を代表し、並に市行政委員會の議決事項を監督執行する責任を負ふて居る。而して市長の選任は條例第十一條によれば、市民より之を選擧する筈であるが、條例修改以前は特に但書の規定により

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

省長より任命し、其の任期は五年と言ふことになつて居る。六局長の選任は市長の推薦により省長に於て任命すればよい。尙部局中公安局は警察消防等の事を掌る所で、市の警務署は市政廳から獨立して居るのではない。又公用局では舟車瓦斯電氣電話等の取締に任じて居るが、是等は一寸變つて居る樣に思ふ。次に市參事會は市民を代表して市行政委員會に對し、市政を補助する代議機關であつて、其の職權は第一市民の請願を市行政委員會に送付すること、第二市行政委員會より送付の案件を議決すること、第三市各局の行政成績を審査することである。此の市參事會は少くとも每月一回開會することに規定せられて居る。而して市參事員には三種ある。第一種は省長任命の市民十人、第二種は市民より直接選擧の十人、第三種は商工兩界より選出の代表各三人、敎育律師（辯護師）醫生工程師（土木技師）より選出の代表各一人、以上合計三十人。市參事員中には二名の女子がある。尙市參事員の選擧は每年擧行するが、所謂普通選擧で、二十一歲に達した市民は、多少の條件はあるが何れも選擧權及被選擧權を認められて居る。就中第一種の市參事員は每年二名宛民選に更められ、現行條例施行五年後に於ては全部市民によつて選出せられることになるのである。次に市審計處は會計檢査の機關で、處長は省長より任命し、任期は一年であるが、重任を妨げないことになつて居る。之が先づ市政廳の組織の梗概であつて、苟も廣東市政を批判せんとするからには、これ位な豫備知識は是非必要であらうと思ふ。

二

之より私が最近廣東を視察した所で、少しく感じた所を述べて見よう。尤も二泊三日の滯在であるから其の觀察は必ずしも周到であるとは思つて居ない。先づ廣東市中を流れる珠江の北岸に沿ふて一帶の「バンド」がある。之は長堤と言つて商業地であるが、其の西部即西堤は埠頭地になつて居る。私は香港から頗る氣持

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

のよい英國汽船に乘つて、其所の埠頭に上陸すると、直ぐ前にある亞洲酒店(ホテルエシア)の客となつた。之は市中第一の稱ある「デパートメントストア」大新公司(タイナンコンスー)の内にある近世式旅館である。私は其の四階の窓から何氣なく「バンド」の方を見下すと、街路の電柱廣告に何れも格言が書いてあるのが目に入つた。試みに一讀すれば「智識愈寡膽斷愈多」とか「十二時中莫欺自己」とか、中々味のあることが書いてあるので、尙市中を徘徊して注意して見ると、「不能自治者不能自由」とか、「買選擧票者賤格」とか、續々好奇心を唆る樣な字句が出て來るので流石支那は文字の國であると思つた。乍併由來支那人は言論と實行とを使ひ分ける國民であるとも稱せられて居るから、是等の文字には果して實行力を伴つて居るかどうかは、別に檢討する必要がある。

三

偖て廣東市政に就て第一に着目すべきは街路の改築である。蓋し民國七年に市政廳の前身である市政公所が設置せられたのは、全く前都督胡漢民氏の建議によつて、城壁を撤去して街路を規畫する爲であつたからである。卽僅か二年餘り前迄は、廣東市は第十一世紀に築造せられた城壁によつて圍繞せられて居たが、今日では最早其の跡に宏濶なる新式街路が築造せられて、延長既に二十四哩半に達して居る。其他從來の狹隘なる街路も著々改築中であるので、之を目擊した私は、支那人を目して一概に口舌の徒となすは當らない。中々實行力にも富んで居ると思つた。又廣東省で民國九年十二月一日より一般に賭博を嚴禁して居るが、之により毎年一千餘萬元の財源を犧牲にして、只管民治を勵行せんことを期して居る次第で、廣東市に於ても賭場は閉鎖せられ、從つて營業者中には澳門(マカオ)に赴いた者が少くない相である。尙ほ私が特に注意して尋ねて見たのは、市參事員の選擧であるが、就中第二種の直接選擧は省長任命の委員五名から成る選擧委員會によつて擧行し監督せられ、格別之と言ふ程の弊害を見なんだそうである。尤も廣東省九十四縣の縣長、卽縣知事の民選に就ては投票の買收が行はれ、結果が面白くないから官選にした方がよいと云ふ意見もある。又此

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

の縣知事の民選の時には三十仙以上給付能力ある者をして投票せしめ、棄權者からば各三十仙宛納付せしめたので、官は之が爲二百萬元の收入を得たさうである。但し番禺等の數縣に於て選擧違反が行はれたので、省長陳烱明氏は少しも假借することを許さず、該選擧は訴訟によつて無效を宣言せられてしまつた。此の禁賭と言ひ、選擧と言ひ、一朝一夕にして良好の成績を擧げることは到底困難であるが、正と思ひ、善と考へたことを敢行する勇氣に至つては、中々見上げた所がある樣に思ふ。

四

次に支那が共和國となり民治主義を實行せんとすれば、勢い舊來の如く民は由らしむべし知らしむべからずと云ふ流義ではいかなくなつた。從つて敎育を普及させる必要があれば、又何事も宣傳を必要とする傾向が見える。私は市政廳で進步的廣州（プログレツシーブカントン）市と云ふ英文の一小冊子を貰つて來たが、これなども僅に市制施行後九箇月に過ぎない間に、外國人に對し宣傳用に供せんが爲に作られたもので、中々要領を得たものである。然らば向後市民は何故に無學ではならぬか、試に條例第四十條を見ると『市暫行條例を讀み得る能力』と云ふことが市民權の一資格として數へ擧げられて居るではないか。其他省議會議員選擧法や、縣議會議員選擧條例にも、文字を識らざる者を選擧權者から除外して居る。斯る次第であるから市當局は敎育の普及に努力し、市政草創の際にも拘らず、民國十年四月義務敎育暫行規程二十六條を定め、十一年度より十六年度にかけて著々義務敎育の實行を計畫し、之と同時に昨年より市立師範學校を設置することにした。又社會敎育を振興する必要がある所から、通俗宣講所、通俗圖書館、市政紀念國書館、巡廻文庫、兒童遊樂園、市民大學、公共運動場、通俗敎育展覽會等が設立し計畫せられて居るが、就中市民大學と云ふ看板が異樣に目に付いたので調べて見ると、之は所謂大學擴張運動（ユニバーシティーエキステンションムーブメント）と趣旨を同うするもので、其の學長に市長孫科氏を戴き、敎育局長許崇淸氏を敎務長とし、名士竝に敎育家を聘して夜間向學に志ある市民の爲、高等學術を講じて居るので

つた。其他隨分突飛と思はれる位、思ひ切つた教育的施設を試みんとして居るのは、兎に角時代が既に人民を愚にして置くことを許さなくなつたと考へらるゝに至つたからであらう。

五

要するに廣東人は、古くから歐米人と交際して頗る進歩的であり、且商才に長じて居るから、私は廣東市を尋ねて市況が活潑であるとか、乃至は民氣が旺盛であるからと言つて、必ずしも驚異の眼を見張る者ではないが、今回初めて廈門・汕頭・香港を經て廣東に入るに及んで、今更ながら思ひ當つたことは、之は獨り廣東人には限らないが、支那人にして苟も都市計畫なり、社會の改善なりを企圖せんとするなれば、模範は常に鼻先きにあつたことである。即廣東なれば香港の道路なり、建築なり、衛生なり、夫々の施設を模範とすればよい。否模範は近く廣東市内の外人居留地なる沙面（シャミン）にもあつたのである。然るに古來敢爲を以て聞えた廣東人も故意か否かは知らないが、最近迄は徒に傳統に囚はれて、敢て市政を改善し樣ともせなんだのである。乍併貴ぶべきは思想であり志である。民國以來十年の辛酸を嘗めさせられた支那人は、漸く眼覺めて來た。就中廣東人には先覺者が少くないので、目下廣東を中心とした西南諸省には、最も政治的社會的革新思想が澎湃として漲つて居る。又實際的施設として廣東市政を初め縣長の民選、賭博の禁止、督軍の廢止等著々實效を奏して居る。幸に大總統孫文氏は理想家であり、廣東省長陳烱明氏は實際家であるから、此の兩雄が肝膽相照して提携して行つたならば、それこそ鬼に金棒で、其の治績や必ず見るべきものがあるであらうと思ふ。願くは善隣國の將來の爲、屢々世間傳ふる所の孫陳不和說が虛僞に過ぎないことを衷心より祈つて止まない次第である。

（此の稿草し了つた後廣東よりの報道によれば、省長陳烱明氏は去月二十二日職を辭して郷里惠州に去り、廣東市中は多少人心の動搖を免れないとのことであるが、誠に遺憾な事である）

内地通信

伏見丸から

五月八日　中野屯山

拝啓長崎より一筆申上候。扨て今囘小生乗込候郵船伏見丸の二萬一千噸は、排水噸數に有之、總噸數は一萬九百噸に過ぎず。夫れでも可なり巨大なもので、香港丸など、基隆の棧橋にコビりついたやうに見えしに反し、伏見は山の如く峩々として、遙かの沖合に聳えしは、誠に偉觀に候ひき。赤毛布の小生、此のやうな巨船は初めてゞ、三度〳〵の洋食に先づ驚き、次で其の船賃の安きに驚き、果ては西洋風呂の設備の氣持よさに驚き、娛樂室の設備の好いのに驚き、便所の清潔なるに驚き、何も蚊も驚きの種となつたのは、洵に大なる滑稽に候ひき。然し三度〳〵の洋食が、早くも二日目から鼻に付き、味噌汁と胡瓜の漬物の欲しうなりしには、我乍らコンな事では迚も洋行などは出來ぬワイと感念致候。夫れに世界的航海船の事とて、例の白人一流の獨自一個の氣風が、ボーイ三介の末に至る迄化及し居る爲にや、客と船員との間が聯絡船の夫れの如くに親密なる能はず、情味索然の感あるは日本人としては稍や寂寥味を感ぜしめられ候。

昨日小松吉久氏より『遊びに來給へ』との通知ありて、同氏の船室に參り候處、氏は今しも一幀の畫帖を手にし、淸水船長より揮毫を賴まれたりと言び、そして小生にも何なりと一つ書き候へと申さる。見れば最初に新元朝臣の筆として

◎

吳竹のひとよふしみの夢にだに
さはらぬ波の音ぞしづけき

◎

朝まだき見つるもうれしなつか
しきわか古里の男島女島を

とある。小松孤松先生暫く沈吟してありしがやがて

◎

船駕長風快不停。滿天星斗動熒々。
豁然自異人間曲。高臥舵樓帶夢聽。

◎

檣影斜橫夕照前。魚龍不駭笑凭舷。
放眸一碧無涯際。詩思飛騰九萬天。

の二首を認め落款も手際よく。魚腦石の二顆の印を押して『御持參の印が初めて御役に立つた』と大喜び。「サアお次の番だよ」と小生に畫帖を渡す。小生も怯まず、早速毫を揮ひて謝瓊樹そこ退けの竹石を描き。天晴れ天下の名手と自分獨りで感嘆せるも亦た船中消閑の一興に候ひき。本日午後三時頃、長崎入港の筈。委細は後便に申上候匆々頓首。

長崎から

五月九日　中野屯山

伏見丸の長崎に入港したのは五月八日の午後

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三時。港口の山の畑には麥が既に熟して黄色を呈し、東の方峨眉山の青黛は稲佐の山の新緑と相對して、古い崎陽の初夏の彩りを爲して居た。

長崎の市街觀は左迄我等の興味を牽くに足るまいと思ふ。特に彼の長崎の丸山でなく「天下の丸山」に其の名も高い「花月樓の鶴の枕」とて唐の玄宗皇帝が、楊貴妃と春宵の夢の短きを喞たれた夜の什物、だといふ物古りし枕を用ひて、一夕其の自ら發する鶴の聲を試さんとする風流な野心も無ければ、又た彼の蜀山人が峨眉山の明月を長崎の方言で詠んだといふ

◎

わりたちもみんな出てみろ今夜こそ
　彦山やまの月のよかばい

◎

長崎の山からいづる月はよか
　こんげん月はえつとなかばい

などいふ才藻を學んで見やうといふ氣にもならなかつた。野暮なやうだが私は此の古い長崎から文明東漸の舊蹟を探り、あるは基督關係の遺趾を討ねて見たいとも思つた、それで自働車觀光隊にも加はらず、名所見物の仲間にも入らず、唯々一人俥を驅つて志す方面を捜し廻つたのであつたが、それ丈けの效果の無かつたのは甚だ遺憾であつた。

日本に於ける長崎は、文明吸收の門戸として誠に意義の深いものであることは今更言うを須たない。が、併し其の裏面には、悲痛な事蹟も混じて居る。殉教者スピノラが頑強な幕府の宗教禁壓の爲に壯烈な最後を遂げた事は、やがて「切支丹ころび」と謂はれた信仰自由の壓迫の事蹟を留め、それに附隨せる外人血脈者の海外追放はジャガタラ姫のジャガタラ文の哀話を留めて居る。「繪踏み」と謂はれた史上の一話も矢張り其の頃に行はれたことで、是等は何れも過去に於ける長崎に對して言ひ知れぬ悲痛な感じを催はさしむる種である。

が、長崎の自然は夫れ等の事蹟と相關せざるもの丶如く誠に柔かな好い感じを與へる。謂ゆる「唐人屋敷」なる昔の迹は今何處にか之を求めむ。出島の「和蘭館」の當年の盛況は太田南畝の

紅白旗飄百尺竿。崑崙奴僕役和蘭
錦氈且勸尚香酒。步屧閑過花藥闌

の一首に由つても知られる。が、今日其の遺跡は何處とも知る由もなき程になつて居る。然るに長崎の自然は總て夫れ等を素知らぬ顔で居るやうに、誠に其の自然の條件が氣持の好いものである。人間の氣風も亦た頗る好ささうに見える。

平戸には確か鄭成功母子の傳蹟がある筈である。コンな事なら出發前に參考書でも調べて來れば好かつたと思つても追つ付かない。折角の探討も鮮明な印象を得る能はず、徒らに車代を貪られて得る所の尠かつたのは殘念至極であつた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東京から

五月十三日　屯山生

一　臺灣館の臺灣デー

今更博覧會の事を書くのも、お上りさん然として居るが、實際それを見るべく、お上りなさつたのだから止むを得ない。東京府が六百萬の鉅資を投じて世界平和を記念すべく開設したといふ東京博覧會も、開會僅かに二箇月に過ぎざるに、其の觀覧者は豫定の半數ソコ〱に過ぎず。當局者は大いに苦心慘憺たるもので、或は會期を延長せんとする計劃もあるやに聞く、京童の言を聽くと、半數なればこそ辛うじて見物も出來るので、最初の樣に見物人の數が多くて、押し合ひへし合ひしたのでは、六々見物も出來はせぬ。などゝ皮肉なことを言うて居る。何は兎もあれ、私は十一日に着京すると其の翌々十三日（翌日は雨であつたので）取り敢ず博覧會見物と出かけた。恰も其の日は皇后陛下同會へ行啓あり午前中第一會場の方は十分に見物が出來なかつたが、幸ひに第二會場の方は限なく自由に觀覧することが出來た。遉がに池の端を廻つて臺樺滿鮮の各植民地館が各々我拓植の精華を發揮して居ることは眞に一代の盛事であつて大和民族が斯る發展を遂げたことは我等の實に愉快を禁ずる能はざる所である。其の一物一品に就て仔細に觀察を遂げたならば、最も古い北海道の內國植民を初め、最近の滿蒙經營に至る迄、歷々たる其の苦心の蹟は察して得られざる所はあるまい。我が臺灣館の設備も此の點に就ては先づ大體に於て成功したものと言うて可ならん。

臺灣館の建物が臺灣特有の廟宇の型を採つたのも好かつた。右の入口に「四海之中成賴慶、普天之下盡草恩」左の入口に「水通南國三千里、日出東瀛第一峯」と孰れも朱の對聯に金文字で顯はしたのも好い思ひ付であつた。そして館內の陳列品も、例の樟腦塔砂糖塔、を初め、米、茶、材木、竹、紙工果實、樟木細工等も相當に見物の注意を牽いたことゝ思ふ特に臺灣デーを設けて臺灣宣傳に努むる當局の苦心の程は中々容易なものではあるまい。が私の觀た所では滿蒙館が彼の堂々たる聚芳閣に據り、朝鮮館が又た之に劣らぬ金碧の二層樓で場中を壓して居るのに比して、臺灣館が獨り偏平な建物で、其の色さへ桃色の弱い光りを放つて、何となく見榮のせぬのは大分に損をして居るやうに思はれる。殊に其の室內が暗く、陳列方が上品過ぎて、貧弱に見える上に、陳列棚が中間に無い爲に、何となく館內がだゞつ廣く、締まりの無いやうに見えるのは大した損であると思ふ。但し滿蒙館の二階に在るやうな賣店や、朝鮮館に於ける金剛山の奇勝などに比して、臺灣館の喫茶店設備との優劣如何は容易に判じ難い。私の見物した日は丁度、臺灣デーであつて、其の宣傳振りは中々力めたものであるやうに見受けたが其の割合に第二會場の全體が何となく淺草の六區式に見えたのは殘念であつた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

外人の監督せる支那鹽政（承前）

專賣局事務官　松下芳三郎

二　鹽政整理（承前）

（二）鹽税の劃一集中　複雜極りなき支那鹽税を統一しその税率を劃一にするは鹽政整理の第一要義なり故を以て民國二年十二月鹽税條例を發布して鹽制改革の步武を進む同條例の規定に依れば

一、全國（但し蒙古青海新疆西藏等を除く）鹽税を統一し百斤に付二元五角を徵收す。但しこの劃一税は民國四年（一九一五年）一月一日より實施す。

二、實施前に於ける税率は下の如く定む。奉天、直隸、山東、山西、甘肅、陝西、江蘇の淮北各產鹽地及び吉林、黑龍江、河南、安徽北半各販賣地……百斤に付二元江蘇の淮南、兩浙、福建、廣東、四川、雲南各產鹽地及び安徽の南半、江西、湖北、湖南、貴州、廣西各販賣地……百斤に付各地舊率

三、凡て鹽税は各產鹽地方に於て之を課し各地各省別に名目を立て徵税することを禁ず鹽商が鹽產地に至り鹽を購ひ販賣地に運輸せんとする時に納税せしむ。

抑も從來五十餘種の名目を有せる鹽税を單に一種に限定し又た他種の名目を設けて徵收することを許さず且悉くこれを中央に集め各省に對してこれに代るべき税源を與へざるが如きは各省の最も苦痛とする處な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り蓋し各省は從來その行政費及軍事費の一半は鹽税を以て之を支辨したるものにして清朝時代歴鹽税の集中を策して就らず各省鹽税總計四千萬兩を超えて然も中央に送付せらるゝもの僅々二千萬兩に滿たざりし所以のもの亦實に之れ、故を以て各地方共に反對の氣勢凄まじきものありしと雖も當時袁總統の勢威强大なりしを以て須臾にして終熄し改革比較的順調に進行せり而して鹽税舊率の新率より高きものは舊に依りその低きものは漸次新率に近からしむるの方針に從ひ力めて收入の增加を計れり。今現在各地の税率を見るに左の如し。

□各地税率表

直隷	二·五〇—二·七五元	山東	〇·四〇—二·五〇
東三省	二·〇〇	山西	二·五〇
江蘇	〇·七五—一·七五	河南	三·〇〇
江西	四·五〇	福建	一·〇〇
安徽	三·〇〇—四·五〇	四川	〇·九四—一·八〇
湖北	四·五〇	兩廣	二·五〇
湖南	四·五〇	雲南	二·〇〇—四·七〇
浙江	一·〇〇—二·五〇	陝西	一·二〇—三·〇〇
東部內蒙古	一·〇〇—三·〇〇		

東三省は清朝發祥の地なりしを以て從來鹽税七十五錢の低率なりき。

山東半島福山等十八縣(芝罘より山東半島を巡りて膠州灣に至る)は地味瘠薄飢饉屢到れるを以て無税の地なりしが遂に當分食鹽四十錢魚鹽二十錢を徵收することに定められその完全に實行せらるゝに至りしは實に民國十年九月なりとす。

然るに支那財政の窮乏愈甚しく一方鹽税收入は他の歲入に比して頗る確實なるの故を以て民國七年三月二日修正鹽税條例を以て鹽税率の引上を公示し每百斤三元と定め、未だ之が實施期を發表せずと雖もその鹽税三元に達せざる地方に於ては機を見て三元に至らしむるの意向なり。

(三) 徵税手續の整理　凡そ鹽商は引又は票と稱する特許證を有するを要し自ら營業するものありと雖も亦

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之を他人に貸與するもの尠からず而して特許證を携帶する者先づ所定の鹽稅を圜銀行又は圜銀行の指定する銀行に納付しその證を稽核分所に提出す分所は之に對し准單を發行す鹽商はこれを產鹽地の官吏に提示して製鹽者より鹽を買求め同時に鹽運使より執照を受取り一定の期間にその鹽を販賣す。

權運局所在地に於ては鹽商は全部又は一部の鹽稅を支拂ひたる後鹽を持して權運局に到りこゝにて査關を受け鹽稅を完納して販賣す尤も吉黑權運局及往年の福建省の如き自ら鹽を購買して管轄內に輸送販賣し其間鹽稅を收むるものなきにあらず。

（四）私鹽の取締　鹽務機關を整備し鹽稅を統一するも支那固來の弊竇たる私鹽を禁絶するに非んば焉ぞ能く鹽政整理の實を擧ぐるを得んや故に民國三年五月運鹽執照規則を發布して財政部發行の執照を持するにあらざれば運鹽すること能はざるものとし以て私鹽の運送を不可能ならしめ次で同年十二月私鹽治罪法を施行して私鹽犯者を重く罰し且其私鹽を沒收するの規定を設け又同月緝私條例を宣布し四年十月發布の各省鹽運使運副及緝私營辨事權限章程と共に私鹽取締警察及其監督系統に就きて規定したり其要旨に曰く。

一、鹽運使運副及權運局長は鹽務署の命を受けて緝私營隊を指揮監督し所轄地方一切の緝私事務を司る。

二、鹽務署の特許を經ずして製造、輸送、販賣し又は販賣を企圖し貯藏するものは緝私營隊に於て之を取締り地方官憲は之に協助すべし。

三、緝私營隊が職務執行の場合に於て犯人武器を用ゐ逮捕を拒抗するときは之を殺害することを得べし。

四、押收したる鹽は最寄鹽務官署に送致して競賣に附す。

而して長江一帶は古來鹽梟の跋扈甚しきを以て特に民國四年十月楊子江緝子洋員辦事權限なる規定を發布して外人一名を派し兩淮鹽運使の節制に服し支那人緝私官吏と共に楊子江下游一帶特に重要なる下關東部、及十二圩より通州に至る地域を警戒し緝私事務を掌らしむることゝしたり又是等緝私機關の行動を敏活ならしめんか爲緝獲私鹽分給賞款辦法（四年十月稽所通函）並に緝私官辦奬勵懲戒條例（三年十二月）を以て緝私の役員私

鹽を捕獲したる場合その鹽價の約半を賞賜すると同時に又緝私隊員にして若しその警備區域より私鹽犯を出すか或は犯人を逮捕せざる時は重く之を糺彈するの規定を設けたり。（三年十月緝私官辨獎勵懲戒條例）

右の如く法令既に彰平緝私の官制頗る整然たり然れども支那人の公事に對する觀念舊の如くにして獨り緝私に對し其整備を望むは木に縁つて魚を求むるが如し宜なり取締の法令益緊密にして私鹽愈盛なるや。

蓋し鹽商の夾帶する鹽既に尠からざるのみならず運搬者私賣亦旺加ふるに所謂鹽梟隨所に跳梁を逞うするあり而して官吏この間に處して巧に之を寛假し進で自ら私賣を行ふに至る抑も鹽務行政の機關たる鹽務署官吏より鹽運使、運副、榷運局長又その指揮する緝私營兵に至る迄若し固く法を執りて私鹽を根絶するときは彼等の庶幾する不正收入從つて滅ずべきを以て名を根絶に假りて却つて之を助成するは支那官吏として固より當然の事に屬す支那一流の鹽政通たる張謇は其鹽政改革論の劈頭に於て無稅鹽は有稅鹽と相等しく其額約二十億斤に達すと指定したり固より誇張に失すと雖も私鹽の額は少くとも年々七億斤を下らざるべしと云ふ私鹽は全國を通じて普く行はると雖殊に甚しきは海岸地方就中淮南、兩浙、及山東、盛京兩省地方にして特に青島、關東州よりの私鹽に就きては屢問題を惹起したる所なりとす。

（四）　行政費用就中緝私費用の制限　玆に行政費用とは鹽務行政機關の費用及鹽稅徵收機關の費用を指稱す若し行政費用にして一般支那官吏の爲すが如く一定の豫算に依らず必要の時に應じて擅に之を支出せしめむか鹽稅收入の大部分は忽ち行政費用の名の下に汚吏の私嚢に入るや必せり故を以て行政費用は年々豫算に依り中央に於ては總辨會辨地方に於ては經理協理又は支、外稽核員の連署あるに非れば之を支出するを得ざるものとしたり。（稽核總所、分所章程、及稽核員規定參照）鹽務機關の經費を一定限度に止めんとする財團の用意想ふべきなり而して是等の費用は總て鹽稅收入を以て支辨せらるゝものにして各稽核分所及榷運局は各その收入中より行政費を支出し其餘を財團銀行に送付するものとす今左に民國二年五月二十一日より同七年に至る行政費用を掲ぐ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年次	鹽務署、鹽運司及稽核總分所（元）	榷運局及稽核處（元）	計（元）
民國二年五月二十一日より	二、〇六四、三三九・六五	一、四六八、〇八六・八七	三、五三二、四二六・五二
同　三年	四、八九七、〇五四・二四	一、五八九、〇八四・四八	六、四八六、一三八・七二
同　四年	四、九八九、七七〇・一一	一、八四九、九〇五・〇四	六、八三九、六七五・一五
同　五年	六、〇七三、九六三・八九	一、七五九、八六九・一二	七、八三三、八三三・〇一
同　六年	六、九六九、一四四・四九	一、八一八、〇六九・八七	八、七八七、二一四・三六
同　七年	七、七八八、五五三・四八	一、九八四、〇五二・〇三	九、七七二、六〇五・五一
計	三二、七八二、八二五・八六	一〇、四六九、〇六七・四一	四三、二五一、八九三・二七

右行政費用中の大部分を占むるものは實に緝私(私鹽取締)警察卽緝私兵隊及鹽巡等の費用なり卽左の如し。

年次	鹽運司署及其所屬（元）	榷運局及其所屬（元）	計（元）
民國四年	一、九八一、五二〇・三四	四〇五、二六〇・〇八	二、三八六、七八〇・四二
同　五年	二、一五六、〇三一・〇五	四四七、五八四・九一	二、六〇三、六一五・九六
同　六年	二、八六二、〇三九・九九	四八四、〇五二・四七	三、三四六、〇九二・四六
同　七年	三、三四九、六〇三・三五	四一九、七九九・〇四	三、七六九、四〇二・三九
計	一〇、三四九、一九四・七一	一、七五六、六九六・五〇	一二、一〇五、八九一・二一

抑も普通緝私警吏の月俸僅々七圓に滿たざるの狀態を以てして如上の金額は決して尠しとすべからず而も遂に私鹽を禁絶する能はざるのみか却つて之を助長するものあるは一面鹽價の高きに過ぐるを物語ると共に取締の事一に支那官吏の手中に存するが爲に外ならざるなり。

三　鹽稅收入の處理

(一)　鹽稅收入總額　淸末財政の危機を濟はんが爲鹽制の改革を企圖し鹽稅收入全部を中央に收めむとせしも遂に能はずして民國に迨び外人の鹽政に至つて初めて集中の實擧り鹽稅收入は中央政府歲入の主要部分を占むるに至れり今民國二年五月二十一日外人鹽政施行以來の鹽稅收入を揭げむにその額頗る巨額に上れるを見る。

年次	各稽核分所收入	各榷運局收入	計
民國二年(五月二十一日より)	一七、二〇〇、八八二・四一	二三、四七〇、六八九・一四	四〇、六七一、五七一・五五
同　三年	四九、九〇八、四〇二・七七	二六、八六六、四八〇・六七	七六、七七四、八八三・四四
同　四年	五九、七二七、八七〇・一七	一五、二四九、五一三・三〇	七四、九七七、三八三・四七
同　五年	六三、〇一六、四六七・三七	一二、〇〇一、六八〇・七七	七五、〇一八、一四八・一四
同　六年	六三、九八八、七八七・二〇	一五、〇九七、二〇〇・七六	七九、〇八五、九八七・九六
同　七年	六八、八九〇、五〇〇・九二	一五、六三八、六〇〇・五五	八四、五二九、一〇一・四七
計	三二二、七三二、九一〇・八四	一〇八、三二四、一六五・一九	四三一、〇五七、〇七六・〇三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

尚左に參考の爲各年の徴税鹽數量を揭ぐ

各產鹽區徴税鹽數量

產鹽區	民國二年五月二十一日より	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	計
奉天	二、二六五、〇三三擔	四、二〇六、三九一擔	二、四九四、〇三七擔	二、五二七、九六六擔	三、二九〇、六九八擔	三、二五七、一五六擔	一八、〇二二、二八一擔
長蘆	三、四一三、六九八	五、七九四、六〇五	五、一五二、五六〇	四、五五一、三八四	四、〇九二、九六四	五、四六六、二七二	二八、四七一、四八三
山東	一、二九八、〇七三	二、五八二、〇三七	一、三二九、八〇三	一、〇六九、六一四	一、二六一、二〇七	一、二九八、七三七	八、七二九、四七一
河東	九七三、六四六	一、一一〇、九七八	一、八五四、〇〇〇	八三一、〇〇〇	一、四六九、四〇〇	一、四七〇、六〇〇	七、三〇八、六二四
兩淮	三、三三四、七二九	一、三三九、〇八七	—	—	—	—	四、五五九、八一六
揚州	—	二、二二八、六七三	四、三七七、一九八	四、六三〇、七九八	三、六〇三、三三一	四、六〇四、八九六	一六、四五四、八九五
淮北	—	一、〇八三、二一一	一、四六二、四〇六	二、九五二、七九九	一、七七〇、〇六九	二、二一六、一九八	九、三五三、六四三
松江	—	四二七、九八〇	六二七、四六九	六一八、二五三	七三九、四〇七	八七九、五三三	三、二九二、六四二
兩浙	四八四、二四一	一、四七六、三九八	一、四四六、四二四	一、六九〇、五三六	一、八三九、八〇八	一、八七八、九五九	八、八一五、二六六
福建	七六一、八四九	二、二九四、一九七	一、七七四、三〇二	八六一、七九九	一、二九二、八〇七	七〇五、七三七	七、五九〇、六八七
廣東	一、四五〇、九三三	二、六〇六、七九六	二、一七九、八七三	二、〇一八、五〇二	二、八五八、九三一	二、七〇四、一九四	一三、八一九、二二八
平南櫃	—	—	—	—	九二三、五七七	七九五、九一八	一、七一八、四九五
潮橋	—	—	—	—	七三五、五〇一	五四八、三一九	一、二八三、五二〇
雲南	—	五〇九、三七〇	八〇六、四一七	八六四、九九八	七六一、二三七	八二〇、三七五	三、七五三、二九七
四川	—	三、五〇二、〇八一	三、六一四、八九九	—	—	—	七、一一六、九三六
川南	—	—	一、三二〇、三三八	四、八〇八、三三三	四、五七〇、〇三四	四、七六六、〇七〇	一五、四四四、七六四
川北	—	—	四二六、九六八	一、五八〇、五六三	一、五五一、八八二	一、三九六、一四九	四、九三四、五三二
陝甘	一〇、六八三	二〇八、四七六	三六九、〇〇三	五三〇、〇二四	四三三、一九六	五五九、三四九	二、〇七七、六九一
計	一三、五九一、八八一	二九、一四二、〇七九	二九、〇九三、六二三	二九、五〇六、五一八	三一、一七二、七〇九	三三、二一八、三六二	一六五、七一五、一七一

（備考）陝甘鹽は口北榷鹽局及花定榷運局にて徴税したる數量とす

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（二）　鹽稅收入と團銀行の管理　鹽稅收入の取扱に就ては團銀行は第一項善後借款契約の條項に準據して鹽稅收入取扱に關する細目を規定したり即ち。

一、各產鹽地方に於ける鹽稅徵收は中國銀行に於て之を掌理し中國銀行の設置なき地方に於ては稽核總所は團銀行と協議の上一銀行を指定すべし。

二、鹽稅徵收管理の事務を掌理する銀行は稽核總所の示達する金額の外鹽稅收入勘定中より支出するを得ず地方分所經協理は稽核總所總會辦の連署あるに非れば隨意に鹽稅收入を引出すを得ず。

若し稽核總所の裁定額にして地方經費に不足を生ずるが如き場合には地方分所は其旨稽核總所に具狀すべし。

三、鹽稅徵收銀行の保管する鹽稅純收入は地方分所長の指揮を受け之を當該地域にある團體銀行に預入るべく地方分所は鹽稅純收入が一定額（後稽核總所と團銀行と協定し五萬元と定む）に達したる時は之を團銀行に預入れしむべく又徵收銀行は其鹽稅受入高を日々地方分所長及團銀行に報告すべし。

四、團銀行の設置なき地方に於ては地方分所長は中國銀行をして以上の事務を代行せしめ一定額に達したる鹽稅收入は之を上海に於ける團銀行に廻送せしめ同地に於て各團銀行に等分預入すべし。

右の規約によれば榷運局の收入取扱に就き何等觸るゝ所なきが如きも事實右の規約に準據して取扱ひ居れり即鹽稅徵收銀行は其徵收せる鹽稅中より稽核總所の示達せる金額即行政費用及官運をなせる地方に於ては其費用を差引き殘額を團銀行へ送付するものとす。

斯くの如く團銀行に送付せられたる鹽稅收入は又極めて嚴重なる監督の下にありて團銀行は之を以て所定の費額を支辨しその剩餘を支那政府に交付するものとす鹽稅餘款即之なり。

（三）　團銀行の受入高　前項の如くして團銀行が受入れたる鹽稅收入を示せば左の如し。

團銀行の受入れたる鹽稅收入

年次	稽核分所より 元	榷運局より 元	計 元
民國二年（五月二十一日より）	一四、七〇一、八〇二・三三	三、〇七四、三四九・三七	一七、七七六、一五一・七〇
同　三年	四四、四四二、一四二・九五	一五、九六七、五三三・八〇	六〇、四〇九、六七六・七五
同　四年	五四、三一〇、一六二・九三	一四、九六七、三七三・四九	六九、二七七、五三六・四二
同　五年	五七、八〇〇、五二九・四九	一四、六四〇、〇三〇・四〇	七二、四四〇、五五九・八九
同　六年	五五、一七五、二〇〇・一六	一五、四五二、〇四九・四六	七〇、六二七、二四九・六二

年次	稽核分所より 元	榷運局より 元	計 元
同　七年	五七、三五五、五一〇・七〇	一四、二一一、〇〇九・三四	七一、五六六、五二〇・〇四
計	二八三、三八七、三四八・五六	七八、五一一、三四四・八六	三六一、八九八、六九三・四二
同　八年	—	—	八〇、六五六、五〇七・五三
同　九年	—	—	七九、〇六四、一〇五・五五
通計	—	—	五二一、五九七、三〇三・一〇

而して右團銀行に送付せられたる金額が徴收鹽稅の總額より小なるは稽核分所及榷運局に於て既に述べたるが如く行政費用及榷運費用を差引くの外尚各所局より未だ徴收銀行に送付せざるもの及徴收銀行の現款並に送付途中のもの亦相當巨額に上るが爲なり今團銀行の計算を示す。

收入の部

項目	民國二年五月二十一日より 元	同　三年 元	同　四年 元	同　五年 元	同　六年 元	同　七年 元	同　八年 元	同　九年 元	計 元
前年末團銀行保管額	—	二、二六〇、〇五六・八五	一七、三二八、四八五・八一	二四、七六五、一九一・二三	一八、三五五、八〇四・六七	一八、三五五、六〇四・三三	一六、七五三、一八〇・七七	一九、五五三、六六〇・五六	一一七、四〇一、六六三・六〇
鹽稅收入	一〇、三五六、二二一・八〇	六〇、四〇六、六七三・七三	六六、七七七、三八六・四三	七一、四四〇、三五九・八九	七〇、六六七、二五六・六二	七一、三八九、三五〇・〇四	八〇、三〇六、三〇五・五五	七九、〇六四、一〇五・五五	五二一、五六七、三〇三・一〇
銀行預金利子	八、六八四・〇七	一三一、八二三・〇三	一九七、〇五二・九九	一六九、〇四五・七七	五八、六五五・四三	四四、四四七・〇八	一八二、〇四四・七七	一五五、三五三・八五	一、一〇〇、四四三・四七
一九一六年團匯償金補充額運付同付	—	—	—	—	四、四四四、三〇五・四〇	八、三五七、五二一・三三	—	—	八、三一一、五五五・三三
代付善後借款償還金利子同收額	—	—	—	—	—	八、三三六・六八	—	—	八、三三六・六八
其ノ他臨時立替償還	—	—	—	—	四四、三四四・八八	—	—	—	四四、三四四・八八
計	一〇、三六四、九〇五・八七	六二、七九八、五五三・六一	八四、三〇二、九二五・二三	九六、三七四、五九六・八九	九三、五七六、〇八五・〇九	九三、八八四、五六一・三九	九七、〇八九、七三八・八七	九八、七七三、八八八・五六	六四八、一七五、五八五・七九

（四）團銀行の支出高と鹽稅餘款　次に團銀行の支出を示さん

支出の部

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

項目	民國二年五月二十一日より	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	計
	元	元	元	元	元	元	元	元
一、八九八年英獨借款償還	二、七〇〇、〇二四·六一	—	—	—	—	—	—	二、七〇〇、〇二四·六一
匯價借金補充額	一、四五〇、五八三·七五	二、七八七、四六三·五七	一〇、〇七一、三七一·〇七	—	—	—	—	四七、五六四、六六八·一九
湖北省債償還	九九、五六一·一五	一四九、五四三·二三	一五〇、五〇九·七六	五〇〇、四八〇·〇一	—	—	—	四四九、四六二·一六
直隷省債償還	七三五、九七五·九〇	七五一、二六八·〇〇	七三五、九七三·九〇	七三五、九七五·八九	—	—	—	二、九〇九、〇四九·六九
クリプス借款償還	四〇七、一七九·五八	二、九九八、八八五·二一	二、三八五、三六八·七四	一、七四〇、八八七·六一	一、四一五、三二五·二二	一、五〇二、五四七·九四	一、〇六一、一五八·二七	一四、九七六、一五〇·四六
改革借款利子	—	六、九五三、二六二·六八	一一、五八〇、六八一·九一	五、六二〇、五九二·五四	—	四五三、六六四·四六	一、九一六、一四五·五五	二六、五〇六、一四七·一四
一、九一一年湖廣鐵路借款	—	—	—	三七六、〇九四·一三	—	—	三五〇、〇〇〇·〇〇	七二六、〇九四·一三
一、九一七年、一九一八年及一九二〇年日本善後借款	—	—	—	—	二、七六〇、〇五〇·八四	九、八六五、七五一·四九	一〇、五四八、八五三·〇八	二三、一七四、六五五·四一
支那政府へ引渡額	五一、三〇四、八一八·三三	二七、五二三、〇六六·四七	五二、二二六、一八九·四八	六八、六一三、五七〇·三三	七一、七六一、一五四·六〇	七五、二二三、四四九·四五	六四、〇一九、八七九·四五	三九〇、六六一、九二三·五六
振替費用及爲替差額	二、五七一、四二一·七九	二七二、七四四·〇九	三七六、一七〇·二七	四三六、六三五·四七	六七一、九七三·一五	三一八、五七七·一七	一五八、六八八·五七	四、六一五、二一〇·四七
雜支出	一〇、二三八·八〇	二三、九九一·〇〇	四七、七二七·六六	—	一五、六九七·〇二	—	—	九六、六四四·四八
翌年度繰越高	一七、五三八、四八五·八一	二四、三八五、一九一·二三	一九、五四三、八〇四·六七	一八、三六五、六〇五·二三	一六、二七二、一八〇·七七	九、九二五、九九〇·六六	一一、一六一、一六三·六四	一一六、九八二、四一九·七一
合計	七二、二二一、五二七·六一	八六、八〇三、〇七八·二三	九七、一〇四、七九三·四八	九五、九二九、〇〇五·〇九	九二、八九四、五八一·二九	九七、〇八九、七七八·八七	八九、二五八、八八八·五六	六三一、一五八、五四〇·〇二

然れども右銀行の受入高なるものは實は帳簿上の計算なり即民國五年(一九一六年)以來徵税地方の官憲又は軍憲によりて中央政府了解の下に正當に費消せられたる金額及不當に抑留費消せられたる金額をも之を團銀行に交付せられたるものとして(又支出せられたるものとして)計算したるものなり故に現實銀行團に交付せられたるは是等金額を控除したる殘存額とす卽左の如し。

年次	全收入	支那政府承認の上地方官憲の正當費消額	地方官憲又は軍憲の不當費消額	殘額	地方官憲又は軍憲により不當に費消せられたる地方
民國二年(五月二十一日より)	一七五、八四九、九五五·七七	—	—	一七五、八四九、九五五·七七	—

同三年	六〇、四〇九、六七五・七五	—	—	六〇、四〇九、六七五・七五	
同四年	六九、二七七、五三六・四二	—	—	六九、二七七、五三六・四二	
同五年	七三、四四〇、五五九・八九	一〇、五六五、八九六・〇五	一三、六六六、三三二・六九	六〇、五七三、〇三一・一五	雲南、廣東、福建
同六年	七〇、六二七、三四九・六二	四、四四八、四四七・二七	三〇、四八四、九五五・三九	七三、一五〇、三〇六・九六	福建、四川、湖南、廣東、雲南
同七年	七一、五六五、五二〇・〇四	一二、四四四、六七一・四九	四一、九二一、九二三・六〇	五六、九二九、六六五・九九	湖南、湖北、廣東
同八年	八〇、六三八、六七〇・三三	一六、五三四、七二二・七七	一〇八、一七四、七六〇・〇七	五四、二九六、二九五・〇五	四川、廣東、湖南、湖北
同九年	七九、〇六四、一〇九・五五	一〇、〇八六、〇〇八・七九	一三六、二六八、〇三二・二七	五五、一五二、二九二・二七	四川、廣東、湖南
計	五二二、六〇六、〇八六・一七	五三、〇〇三、七五五・八七	三五三、〇五〇、九九八・九六	四三六、三五二、七二九・三三	

右表に於て明なるが如く鹽税收入は意外の好成績を擧げ此中より年々之を擔保とする外債其他の費用を制限して尚且多額の餘款を生じこれを支那政府に引渡すことを得たり淸朝時代中央に送付せられたる年額僅々二千萬兩に滿たざりし狀態に比較する時は殆ど隔世の感なくんばあらず殊に民國五年以來銀價昂騰の爲外債償還力增進したるのみならず同時に又關税收入に依る外債償還力も增大したるを以て關鹽兩税を擔保とする外債に對し專ら關税を充當して又鹽税を用ゐるを要せざるに至れり從て鹽税餘款頓に增加せしを見るべし、然れども右政府引渡額なるものは單に帳簿上の金額にしてその實先に述べたるが如く徵税地方の官憲又は軍憲によりて政府了解の下に正當に使用せられ又は政府の了解なくして不當に抑留費消せられたる金額尠からざるを以て實際支那政府に交付せられたる金額は左表に示すが如く大に減殺せらる。

年次	團銀行の示す支那政府へ引渡額	地方官憲又は軍憲に依り正當又は不當に費消せられたる額	現實支那政府へ引渡額
民國二年（五月二十一日より）	一三、四八〇、三三〇・九九元	—	一三、四八〇、三三〇・九九
同三年	三一、三〇四、八一八・二三	—	三一、三〇四、八一八・二三
同四年	二七、五二三、〇六六・四七	—	二七、五二三、〇六六・四七
同五年	五二、三二六、一八八・四八	一一、八六七、五二八・七四	四〇、四五八、六五九・七四
同六年	六八、六一五、三七〇・二二	七、四九六、九四三・六六	六一、一一八、四二七・九六

この表を以て見れば政府は尙且多額の鹽税剩餘を入手したるが如き觀ありと雖も政府は更に之等剩餘を擔保として民國六年十月以來團銀行に Chartered Bank Belgian Bank 及花旗銀行を加へたる七銀行團より直隸水災借款七十萬兩團銀行との間に臨時二百萬弗借款、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　七　年	七一、七六一、一五四・三〇	一五、六三五、八六四・〇九	五六、一二五、二九〇・二一
同　八　年	七五、二一三、四四九・四三	二六、三四一、二〇八・二八	四八、八七二、二四一・一五
同　九　年	六四、〇一九、八七九・四五	二三、九一一、八一一・〇六	四〇、一〇八、〇六八・三九
計	二一一、九一〇、二八四・五六	八五、一六三、四六五・六八	一二六、七四六、八一八・八八

及第二項改革借款の前貸として正金銀行より前後四回に三千九百萬圓の何れも短期借款を締結したるが間も無く悉く償還することを得たり其他鹽稅剩餘を擔保として四國財團暗默の承認の下に少額の短期借款を起したること枚擧に遑あらずその現存せる額にても優に四千萬元の上に出づと稱せらる近くは又支那銀行公會との間に一千四百萬元の借款に次で九千六百萬元の短期借款成立したりと傳ふ。支那財政の彌縫想察するに餘りあり故を以て鹽稅剩餘は一旦支那政府に交付せらるゝも忽ち短期借款の決濟に充當せられ政府の手に殘る所極めて少額に止る。銀價大に下落せりとは云へ倘民國三四年よりは大に高價なる今日に於て實狀既に斯くの如くんば更に銀價の低落を見んか支那政府の窮狀一層甚しかるべし況んや第一次善後借款の償還開始は近く迫り來らむとして鹽稅の抑留愈繁からんとす支那政府は今後益多事なりと云ふべきなり。

四　支那人の鹽制破壞行動

支那鹽政は外人監督によりて初めて整理の實を擧ぐるを得年々巨額の收入を齎したりと雖中央政府財政の危急は之を濟ふに由なく遂に民國四年早くも既に鹽商に貢納金を命じ以て財政の窮迫を緩うせんことを期したり然れども斯くの如きは鹽稅直接賦課の方針に違背するを以て銀行團との間に紛議を釀成したるが事未だ落著せざるに重ねて又板埔運副の運鹽特別免許料を課するあり爲に銀行團は益强硬に支那政府の不信を責め支那政府亦銀行團屢次の抗議が借款契約第五條末項の規程に悖り支那鹽政に干涉するものなるを指摘し且鹽商の貢納は支那古來の恒習にして何等鹽制を破壞するものに非る所以を力說し兩者の意見甚しく扞格したるが結局支那政府は貢納命令を取消し直接課稅の主義を恪守すべき旨を誓約したり然るに民國五年六月袁總統殂落後中央政府の勢威漸く陵夷して地方官憲又は軍憲の跋扈日を追て甚しく遂に軍事費支辨の爲と稱して擅に鹽稅を抑留費消するのみならず正稅以外更に重稅を課するものあるに至れり即既に述べたるが如く民國五年先づ雲南、廣東、福建鹽稅を抑留し次て湖南、四川、湖北亦之に倣ひ又湖南督軍は民國六年七月一擔一弗二十錢の鹽稅を引上げ四川督軍は同七年三月湖北に下川の鹽に重稅を課し廣東省に於ては同年秋、汕頭地方に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

鹽專賣を開始し又鹽商に貢納金を命じ更に同九年八月直隷省長は長蘆鹽に一擔四十錢の附加税を徴し今年初頭より長江沿岸の鹽税は海軍又は吳佩孚に依りて抑留せらるゝものあるに至れり、銀行團及これを後援する政府はその都度嚴重なる抗議を提起したるも亦多くは省みられずして今日に迫べり然れども鹽政の紊亂更に甚しく銀行團の實際收入愈減少して擔保借款の償還困難なるに至らば列國從來の微温的態度は玆に豹變せざるを得ざるべきなり。

五　獨銀行團の排除と新四國銀行團の成立

第一次善後借款訂約に先ち米國團が突如脫退を宣言したるに就きては既に之を一言せるが借款訂約後間もなく歐洲大戰の勃發せるあり五國團相前後して交戰團體に入り英、佛、日、露の銀行團は勢ひ獨銀行團を排除し、五國銀行團は變じて四國銀行團となれり、然るに其後米國團復歸の運動あり而もその議遂に纒らざりしが一九一八年十月より米國は改めて日、英、佛に對し新四國銀行團の組織を勸誘し一九二〇年五月に至りて初めてその成立を見たり舊四國銀行團が依然として存續するは勿論なりと雖も新四國銀行團は今後支那に於ける一切の借款に應せんとするものなるを以て舊四國團の支那財政牽制の勢は玆に新四國團に把握せらるゝに至れるものと云ふべきなり。

正誤

前號掲載「外人の監督せる支那鹽政」中七二頁上段十四行「尙もクリスプ借款契約の存在を承認するに於ては其の第十四條」は「クリスプ借款契約第十四條」の誤同頁下段九行「華俄道據」は「華俄道勝」の誤

香港の貿易

稅關事務官　井出季和太

四　重要輸出入品（承前）

（五）石炭

香港に輸入する石炭は一箇年平均百萬噸臺を上下し大部は當地に於て消費せられ廣東方面に二割内外及佛領印度支那及暹羅等に少量を輸出するに過ぎない而して輸入炭の用途は約半額は當港船舶の燃料用に供し其の他の半額は工場用家庭用又は小蒸汽船等雜用に充當せられて居る。

輸入炭を大別すれば日本及其の他の外國とし三十箇年以來の比例は日本炭は多きは八割以上を占め少きは近年の五六割に當る輸入炭の總數量は一部の廣東仕向高を含まば十數年前に於て百萬噸を越え戰前には百五、六十萬噸に達し戰時石油の消費又は船腹の不足等よりして稍減退し一九一八年には八十三萬六千餘噸(香港の分六十七萬八千餘噸)に減退し一九一九年に稍増加し香港のみにて九十二萬三千餘噸一九二〇年には百三萬八千餘噸に増加し就中日本炭は一九一九年には六十四萬八千餘噸一九二〇年には六十四萬二千餘噸を示し中臺灣炭は一九一九年には二十三萬五千餘噸一九二〇年には十四萬噸を占めて居る日本炭の輸入狀況を見るに北海道炭は一八九一年以後一八九八年獨り其の輸入を開始し毎年四十萬噸内外に達し多きは一八九八年には六十一萬九千餘噸に達した而して一八九九年に至り北海道炭は減少したれど門司炭三池炭等を合して五十八萬餘噸に達し其の後尚北海道炭は漸次減退し一九一八年には僅かに四千七百餘噸に下つた近年に至り最も多きは門司炭であつて五、六十萬噸に上つたことがある其他三池炭は臺灣炭に亞き最近二十萬噸内外を輸入した。

一九二〇年の日本炭中輸入の最も多きは臺灣炭であつて二十四萬二千餘噸に達し三池炭十七萬五千餘噸門司炭中筑豐炭が十四萬四千餘噸を占めた臺灣炭は一九一九年來開平炭が船腹の不足爲替相場の騰貴に依り打擊を受けたるの際市價の暴騰に乘じ生産を激增し香港市場に殺到したのである臺灣炭輸入の變遷を示さは左記の如くである(一九一九年前分には一部廣東輸入を含む)

一九〇六年	四五〇噸
一九〇七年	—
一九〇八年	—
一九〇九年	六四〇
一九一〇年	—噸
一九一一年	二、〇八〇
一九一二年	—
一九一三年	二一七
一九一四年	八、一六四噸
一九一五年	二、九九〇
一九一六年	一六、八八九
一九一七年	一九五、一二七
一九一八年	一三二、五一八噸
一九一九年	二五九、五八〇
一九二〇年	二四〇、一六二

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

外國炭としては一八九一年以降一九〇四年迄は主として東京炭(鴻基炭)英國「カーヂフ」炭及濠洲炭が大部を占め就中東京炭は一八九七年以降一九〇〇年後迄は毎年十萬噸以上に達し英國「カーヂフ」炭は一八九八年頃より漸次增加し同年十二萬噸餘に上り一九〇四年には十三萬五千餘噸一九〇五年には十四萬千餘噸に達したが其の後半減し更に一九一九年には再び八千九百餘噸を輸入し一九二〇年には又減少して五千餘噸に下つた。

其の他重要なる外國炭としては開平(開欒)青島撫順ボルネオ炭等であつて一九〇八年頃より其輸入を增加し就中撫順炭は一九〇八年より輸入を開始し一九一二年には既に十萬噸に上り一九一三年には十二萬五千噸に達したことがあつたが其の後減退し一九一八年には一萬六千餘噸一九一九年には九千九百餘噸に下り一九二〇年には稍增加して一萬四千餘噸を占めた。

開平炭も同じく一九〇八年に輸入を開始し一九一三年以降其の數量を增加し同年十一萬九千餘噸に達し一九一四年及一九一五年には共に各自二十三萬餘噸に上り一九一六年には十九萬二千餘噸となり其の後多少減退したれど尙一九一八年には十一萬六千餘噸一九一九年には十一萬餘噸あり一九二〇年には又十八萬五千餘噸を占めた。

其の他の外國炭中多額に達するものがない例へば「ボルネオ」炭の如きは一九〇六年以降輸入し(一九一四年迄)最も多きは一九一一年の四萬一千餘噸である濠洲炭は昨年一萬九千餘噸の輸入を見た。

今一八九一年以降日本炭及外國炭の輸入對照表を掲ぐれば左の如し。

	日本炭(臺灣を含む)	割合	外國炭	割合	合計
一八九一年	噸 四〇七、七二三	% 八四	噸 七八、一六七	% 一六	噸 四八五、八八九
一八九六年	四九〇、八五一	七七	一四九、二二五	二三	六四〇、〇七六
一九〇一年	八二〇、五一八	八四	一五〇、八六九	一六	九七一、三八七
一九〇六年	六七九、四九二	六三	四〇一、四〇一	三七	一、〇八〇、八九三

	日本炭(臺灣を含む)	割合	外國炭	割合	合計
一九一一年	噸 九三二、八六七	% 七四	噸 三二八、八一五	% 二六	噸 一、二六一、六七三
一九一三年	一、〇二二、七六四	六九	四六五、九八六	三一	一、四八七、七五〇
一九一四年	一、〇〇七、九八四	六三	六〇五、一二七	三七	一、六一三、一一一
一九一五年	七九二、九八四	四八	四八九、六七四	五二	一、二八二、二九六

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九一六年	八三六、九九六	五一	四四一、九四六	四九	一、二八二、二六〇
一九一七年	八四六、四二三	六一	三九八、〇九〇	三九	一、二七五、〇一三
一九一八年	五七一、八六四	五五	二四四、六八五	四五	八一六、五四九
一九一九年	六四八、一四八	七〇	二七五、八九二	三〇	九二三、八四〇
一九二〇年	六四二、七四五	六二	三九五、六二二	三八	一、〇三八、三六七

（注）一九一八年以前の分は廣東を含む

更に一九二〇年に於ける各種石炭の毎月輸入高を擧ぐれば左の如し。

一九二〇年香港輸入炭別表（香港三井物産會社調査に依る）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	計	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	總計
筑豊炭	七、八七八	八、八九〇	三六、五五一	二一、八五四	三三、四五四	二四、四七四	九八、一三三	八、九〇四	六、一三三	二三、五五九	二二、七六六	三五、二四六	八、四六一	九〇、九四四	二三三、〇七七
三池炭	二三、五〇一	二六、四五一	八、五五一	二四、一四一	二四、〇五四	二二、二六六	九〇、八八八	二六、四三六	一〇、一三六	二三、六六八	一〇、〇一一	三一、一三四	二四、八二一	九一、五〇六	二四四、六六四
杵島炭	三三七	—	一、〇三六	三四七	—	—	一、八五四	—	—	—	—	—	—	—	一、八五四
唐津炭	四、九五〇	四、六八〇	一、四〇〇	四、三六六	三、四四〇	六、七〇〇	三四、二六六	七、一一〇	三、六〇〇	六、八五〇	一、〇九〇	—	三、一一〇	一五、〇一〇	三三、三六六
佐々炭	—	三、五三七	—	—	—	—	三、五三七	—	二、〇五〇	三、九〇七	—	—	—	五四、九五〇	七、五二三
北海道炭	—	—	—	五、一六六	—	—	五、一六六	—	—	三、〇〇三	—	—	—	三、〇〇三	八、一六九
八重山炭	一、六五〇	—	三、八〇八	三、九五〇	三、一二〇	—	一一、五三八	一、六五〇	—	—	—	一、五〇〇	三、八八〇	六、〇三〇	一七、五六八
臺灣炭	一〇、六七七	一一、六五四	三一、一一四	三七、六八六	三三、一八三	四六、四四三	一四〇、四四七	三三、六六六	四六、四四四	一四、三五三	一四、〇一三	八、四二一	一五、三四一	一〇六、八五四	二四七、一三三
松島炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三四〇	一、八四一	三、一八一	三、一八一
合計	四六、一一四	三四、六六三	六一、五一六	九九、八八三	六八、四三三	八四、七〇四	四三一、五九六	五八、五五〇	五五、三六六	九九、五一〇	九九、六三四	九六、一一〇	五八、四五四	四五一、六六六	八八三、二七四
撫順炭	—	一、六五四	—	三、一五三	一、三四四	一、八八八	九、〇三一	一、三九一	—	—	三、九五六	—	三、一五三	九、〇一一	一八、〇四二
開灤炭	八、五〇三	一〇、〇六〇	三三、二一八	三〇、八〇一	一六、八一〇	一〇、五八四	九九、九五五	一一、〇五一	一四、四八〇	三三、六〇〇	一三、五三〇	六、〇一〇	一六、八八三	八八、八五一	一八八、八〇六
山東炭	—	—	—	三、五〇七	—	—	三、五〇七	—	—	—	—	一、八〇〇	一、五一〇	四、九三〇	八、四三七
鴻基炭	二三、〇一八	九、六六〇	一〇、六九〇	一三、三五〇	九、五四〇	九、六四八	六六、〇〇六	八、五五三	一六、八三〇	九、三三一	二三、〇〇〇	一一、〇五〇	一一、〇〇六	六六、八四一	一三二、八四七
東京炭	一四〇	三、四〇〇	五四〇	三、四一〇	四、五四〇	四、五四四	一四、〇一四	一、六五〇	三、五四四	三、一五〇	一、五一〇	一、〇四〇	三、三五〇	一〇、六五四	二四、六六八
濠州炭	—	—	—	三、四四〇	一、四六〇	—	五、九五〇	一、五一〇	—	四、四五〇	一、六六〇	三、四四〇	六、一〇〇	一七、一六〇	二三、一一〇
カーヂフ炭	—	—	—	—	—	—	—	五、〇〇〇	—	—	—	三、〇五〇	—	八、〇五〇	八、〇五〇

南京炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、一七〇	—	—	六、二九〇	六、二四〇
印度炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四〇	二四〇	二七〇
合計	三〇、三二四	二六、七〇五	三四、六六八	四三、八九二	二八、四四五	三五、四八六	一八七、七〇八	二六、三四七	三四、八八五	三七、九五六	三九、六六六	二五、六四〇	四五、八〇五	二〇七、九一五	三九五、六二三
總計	七二、六六八	六〇、三五〇	九六、〇〇七	一二三、八六九	九六、六九五	九四、一八八	三九六、〇五一	八二、一二七	八八、六六一	九八、六七三	七七、一八一	六二、七四〇	六五、二九八	四六九、三五〇	一、〇五八、九六七

次に各種炭別に依り其品質用途等を述ぶ

（一）日本炭　（イ）三池炭　英國「カーヂフ」炭に次ぐ一等炭で炭種別は塊炭、錆炭、小塊、切込、粉炭、とし塊、錆及切込炭は主として汽船用とし小塊粉炭は地廻とし各船渠及諸工場に使用し殊に小塊は他に同種炭なきを以て其聲價高く炭質は比較的粘著力多きも火力强きが故に特に汽船の「バンカーコール」に適す。

（ロ）門司炭　筑豐各炭田より產出するものを總稱し其の主たるものは田川、大浦、金田、豆田、鯰田、大辻、新入、大城、小松、豐國、大鐵、峯地、伊田、吉野、赤池等、塊、錆、粉、切込及粉炭とし一等又は二等炭に屬し同じく汽船及各工場用に供するのみならず一般支那商人に氣受好く其の販路多方面に亙り常に活況を呈す就中田川金田の塊炭は品質優良で火力强く又機關用に適するが故に重要視せられて居る又大浦豆田鯰田大辻新入伊田等は塊大にて色澤良好故に支那商人間に聲望あり而して鯰田塊は鐵道機關車用に適し諸粉炭は比較的（ボタ）少く切込炭は蒸汽船用として聲價あり是等積出港は主として門司若松である。

（ハ）夕張炭　品質一、二等に屬し塊大で色稍靑味を帶び瓦斯原料用に供して居る。

（二）臺灣炭　優良の炭種に屬するものは四脚亭であるか其の塊炭と雖も碎破し易きが爲に鯰田赤池炭と同じく二等炭に入る其の他多くは炭質不良である。

（三）外國炭　（イ）撫順炭　炭質臺灣四脚亭炭の上にあり塊大にして外觀美である火付速く燃燒又盛なるが故に火力比較的强からざれど支那人の氣受良好である。

（ロ）ボルネオ炭　南北ボルネオの產で從來主として渣甸「ドッドウィル」「ギルコン」（大平洋行）等外國商人の手に依り時に輸入したれと炭量少く汽船燃料に混合用として使用し又諸工場にも其の需要あれと炭質一般に佳良ならす賣行が少ない。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ハ）豪洲炭　田川炭等と同じく一等炭に屬し十數年前より輸入多かりしが其の後出炭高の減少と炭價運賃等が高率に達したるとに依り日本炭其の他に壓倒され輸入減少した但し最近炭價運賃の低減に從て前記の如く輸入を恢復した由來炭質良好で船舶の「バンカーコール」に適するが故に出炭量を増加することが出來るならば他炭に對する勁敵である。

（ニ）鴻基（ホンゲイ）炭　東京地方の產に屬し炭質良好で塊粉共に無煙炭に近く現在悉く露天掘で年產額は一箇年七十萬噸内外である主として汽船用及工場用に使用し又他の雜炭と混合して消費する從來當港に輸入するは主として粉炭にして渣甸大古「ロイド」等の各汽船に依つてし殊に該炭は日本の三池炭と混用せば工場用燃料に最も好適して居る。

（ホ）開欒炭　開平及欒洲炭田の產出に屬し炭質は灰分多く臺灣四脚亭炭の下位にあり燃燒し難きが故に從來當港に於ては聲價撫順炭に及ばず二等「バンカーコール」とし又は鐵道用としては相當需要あり最近他炭の不況に乘じ生產費低廉なるが故に其の數量を增加し將來は日本炭臺灣炭等と市場に角逐せんとして居る。

（ヘ）「カーヂフ」炭　品質最も優良の無煙炭に屬し價格又最も高く殆んど全部軍艦用に供し一部「ブラックヘッド」又は曾富等の取扱に係るものに在庫品あり前表に示すが如く一九二〇年の輸入は約五千餘噸に過ぎぬが昨年三月頃の貯炭は約一萬噸に達して居つた。

次に最近の競爭關係を訊ぬるに日本炭臺灣炭及開平炭の近年に於ける新事實中注意すべきは臺灣炭の擡頭及凋落に在り前述の如くに日本炭の不足と同時に船腹の缺亡及爲替の騰貴に依り開平炭の不況に依つて臺灣炭は當地市場に勢力を扶植したりしが昨年來炭價の下落及生產費不廉の結果悲境に沈淪した蓋し運賃低落し門司及臺灣より香港に對する一噸の運賃僅に一圓の差隔あるに過ぎず殊に日本炭は經驗上戰時の不況時に持久力强かりしが故に其後漸次に頽勢を挽囘し來りたるに反し臺灣炭は一時的の大景氣に乘じて濫掘し聲價を失墜し炭田の多くは小山にして請負掘大部を占め生產費昂騰の結果到底日本炭のみならず開欒炭に對抗する長所なく要するに爾來海外輸出炭としての實價を失ふに至つた將來臺灣の炭業としては沿道切込炭の如き粗

惡品は元より其の他の石炭と雖も濫りに輸出を激増する腐心よりも寧ろ本島內の供給を增加し炭價を低下し本島工業の勃興に資する方其の使命を全くする所以であると思ふ蓋し臺灣炭が一九二〇年好景氣の節には十七弗にて爲替に換算せば三十四五圓に當りしが如くに利益多大なりしが反對の現象を來たし現に遠距離の濠洲炭と拮抗するにさへ困難である。

(注)一九二一年三月頃香港著炭價は左の如し。

一等塊炭	二〇弗―二二弗	四脚亭炭	一八弗五十仙
二等塊炭	一七〇―一九〇	三等粉炭	一一弗―一二弗

終りに一九一九年及一九二〇年香港に輸入したる國別統計を青書に依り揭ぐるときは南支を除外し其の他に於て前の三井物產會社の調查と異るものがある卽ち左の如し。

		一九一九年	一九二〇年
輸入			
英國	噸	—	一九七
	磅	—	三四二
濠洲	噸	—	三、四九八
	磅	—	一〇、四四二
印度	噸	一〇、一六七	—
	磅	三六、一四三	—
英領北ボルネオ	噸	二、二〇二	—
	磅	九、三三〇	—
北支那	噸	一二八、三五五	二〇八、九八七
	磅	四六四、七七六	七三六、一〇一
中支那	噸	五	—
	磅	一五	—
南支那	噸	不明	不明
	磅		
日本(臺灣朝鮮を含む)	噸	六九八、八七二	六四九、五四八
	磅	二、三五一、六一一	二、四四三、五三三
佛領印度支那	噸	一三〇、八〇六	一六一、三九〇
	磅	二九八、一四四	三五〇、三四七
比島	噸	—	二五〇
	磅	—	七七五
計	噸	九二〇、一〇七	一、〇一八、二七〇
	磅	三、二一九、九〇九	三、五四〇、五〇七
輸出			
英國	噸	二〇	—
	磅	四一	—
印度	噸	—	五〇〇
	磅	—	九九九
海峽殖民地	噸	五九六	四〇五
	磅	三、九五七	二、三五四
北支那	噸	五〇	二五一
	磅	一六四	八五七

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

中支那（擔）	一一三	一、六五八
（磅）	二六七	五、七六七
南支那（擔）	二〇九、六〇九	二九四、四八七
（磅）	五八四、三七二	七〇七、二一八
日本（臺灣朝鮮を含む）（擔）	六	二〇二
（磅）	二〇	六一四
佛領印度支那（擔）	五八二	五七八
（磅）	二、七四五	一、九三〇
暹羅（擔）	三八、九九二	二、二四〇
（磅）	一九、八七九	八、〇四七
計	二四九、六六八	二八〇、三二三
	六二〇、四二三	七六八、六五六

（六）金物類

（イ）錫　錫の輸出入數量は全金物類の約四分の一を占め又香港は世界錫の總產額十二萬噸中其の約八萬噸を產する爪哇新嘉坡及支那の間に在る重要なる市場である而して雲南產のもの大部を占め當地輸入總額一萬噸內外の中六七千噸を占め雲南の蒙自を經由して輸入する之を狹義に香港錫と稱すれど尙又廣西產のものを包含して同じく香港錫と云ふことがある廣西錫も多きは二千噸を輸入することがある又湖南產の錫が東を通じて多少入ることがある支那錫の仕出港は海防北海又は梧州等を主として居る爪哇及新嘉坡產の錫は支那產の輸入に比して之より少量なるが一九二〇年及一九一九年の如きは銀建爲替の騰貴したるが爲め金建に依ること又其の需要を增加したのは例外である。

香港の同業者は輸入香港錫を一號乃至三號に改鑄區別し足駄型或は平型とし歐洲日本及汕頭向のものは前秤で一箇八十斤とし厦門福州等に仕出すものは後秤で即ち平板長方形で一箇二十斤とし二號錫に屬し特に之を斗片錫と稱す汕頭向のものは一號錫に屬し特に之を申錫と云ふ日本向のものは一號乃至三號あれど歐洲向のものと比せば同號にても純分が多い例へば日本向一號は九九％以上九九・二三％二號九八・五％以上三號九六・六八％なるに對し歐洲向は各自九九％九八％九六％である故に日本向のものは歐洲向に對して一擔に付き五十仙乃至一弗高い。

然るに新嘉坡錫は香港錫に比して品質優良にして歐洲向も多くは九九・七％以上である故に倫敦相場に於て一噸に付七磅內外の差あり米國に在つては四十五弗乃至三十五弗の相違がある。

香港錫は一般に品質優良でないのみならず用途に於て差異がある例へば香港錫は約半額を「チンプレート」

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に供し其の他凡て合金又は活字等に使用す（合金に約二割使用し其の他は錫細工活字等の原料とす）故に其の價額低廉である又「チンプレート」中には鉛又は砒素を包含せば危險なるが故に米國に於ては香港錫を罐詰用に使用せずと云ふ但し米國は戰時他の材料に窮し一時之を油罐に充當したことがある其の他合金鍍金等に使用するも支那沿岸に於ては多くは禮拜紙に使用しつゝあり其の數量千噸以上に逹するのである。

錫の輸出數量は當地三井其の他商人側の調査に依れば戰前は主として歐洲に仕向けたるが戰後新に米國に仕向けたので、ある一九一一年以降一九一九年迄の輸出は左の如し。

一九一二年	八、五四二噸	一九一六年	七、三二七噸
一九一三年	八、〇三〇	一九一七年	一二、六五三
一九一四年	七、〇〇二	一九一八年	九、三三一
一九一五年	七、七六六	一九一九年	一三、〇四九

香港輸出業者の主たるものは例へば馮登記（フンタンキ）は三、四割三井は二、三割取扱ひ其の他の取扱店には「ユニオン、トレーヂング、コムパニー」「ハンクレイ、コムパニー」等がある又三菱古河等亦同業に從事しつゝある。

終りに又香港靑書に依る統計を掲ぐること・するも其の輸出數量は前記數字と必しも一致しない。

輸入錫錠及塊

		一九一九年	一九二〇年
濠洲	擔	八四〇	—
	磅	一一、六六一	—
海峽植民地	擔	五三、六八五	五、三七五
	磅	七八六、八五五	一二五、九一四
北支那	擔	二	五四〇
	磅	二六六	九、〇〇〇
中支那	擔	一〇	四八〇
	磅	一、三三八	九、九九九
南支那	擔	不明	不明
	磅		

輸入錫錠及塊

		一九一九年	一九二〇年
日本（臺灣朝鮮を含む）	擔	五一三	一
	磅	七、四二二	一七
蘭領印度	擔	八三、〇八六	五、一八〇
	磅	五〇七、八二七	一二五、六六八
佛領印度支那	擔	一二九、九七九	一六九、四九二
	磅	一、九四〇、一四二	二、八〇九、四一九
暹羅	擔	七	二四
	磅	一〇二	三二九
計		二一三、七八六（約一二、八二七噸）	一八一、〇九二（約一〇、八六〇噸）
		二八、五五五、八五〇	二四、〇六〇、三一六

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

	一九一九年	一九二〇年
錠塊外の錫（擔）	七、六八三	六、〇五九
（磅）	一二七、一九三	一〇〇、六六九

輸出錫錠及塊

	一九一九年	一九二〇年
英國（擔）	二、一〇〇	六、〇一四
（磅）	二八、九八七	九六、五四三
海峽植民地（擔）	一、八八一	二、一八四
（磅）	二四、七〇一	三九、九七三
北支那（擔）	五九、九九一	三五、五五六
（磅）	九二三、七〇四	五七〇、九四八
中支那（擔）	三六、四〇五	一五、一五八
（磅）	五六七、四一八	二八〇、八八九
南支那（擔）	二、三二四	七五七
（磅）	三七、一七三	一三、五二九
日本（臺灣朝鮮を含む）（擔）	二、六一八	二四、九五七
（磅）	三九、九七二	四一九、九四三
蘭領印度（擔）	—	一、九一六
（磅）	—	二六、四二一
蘭領印度支那（擔）	一七六	二五七
（磅）	二、一四九	四、一八七
比島（擔）	—	七〇
（磅）	—	一、二六八
米合衆國（擔）	八、三一九	八、八七二
（磅）	一三八、六八九	一、五五〇、一九三
佛國（擔）	—	五八
（磅）	—	一、二一四
其の他（擔）	一七	五
（磅）	二八〇	九八
計（擔）	一一三、二一七（約六、七八六噸）	二三八、五二一（約一三、六九八噸）
（磅）	一、七六六、八七一	三、八五六、六二五
其の他の錫（擔）	三、三一三	五、一七一
（磅）	六五、九八七	六五、一六六

前記仕向地別の割合を一九二〇年の例に徵するに米國に對しては約四割弱支那へは七割二分強（中北支那へ約五割弱）英國へは約二割六分日本へは約一割強である。

終りに錫板の輸出入状況を見るに輸入は一九一九年に一八九・三九〇擔、五六一・八四七磅、一九二〇年には二一七・六三二擔、七四九・九〇〇磅とし仕出地は米合衆國を主とし英國之に亞き其の他日本北支那海峽植民地等とす一九二〇年の例に見るに米國よりの分一二七・〇七一擔、四四九・六四八磅を占め英國よりは五八・九三七擔、二〇二・一九九磅に達した。

輸出は輸入の約半額で一九一九には九八・三五九擔、二七〇・四七六磅、一九二〇年には一〇五・六八七擔、三五八・三八三磅とし仕向地は中南支を主とし其の他佛領印度支那海峽植民地蘭領印度日本及北支那等である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(ロ)鐵　鐵の輸入は金額に於て錫の次位にあり最近二百萬磅內外に達した即ち金物類全體の三分の一以上を占めて居る戰前は主として英獨より仕向たゞが戰時は米國之に代り最近に於ては英米を主とし日本北支那之に亞ぐ輸入品の約四分の一位は當地の船渠會社其の他に於て之を消費す其の他廣東海防等に仕向け又は印度日本等に仕向くる爲め貯藏して居るものがある鐵類中最も多きは「ブリキ板」針金釘棒等で「ブリキ」板は約十萬箱釘等は十萬樽(戰時には二十萬樽餘)針金は六、七萬乃至九萬卷位の入荷がある。

香港青書に依れば鐵類は輸入に於て一八一九年に百九十六萬九千餘萬磅中鐵棒は二十九萬二千餘擔五十九萬九千餘磅、鐵板二十四萬四千餘擔四十四萬八千磅を占め一九二〇年には二百五十萬九千磅の中前者は二十九萬六千餘擔五十四萬二千餘磅後者は二十五萬六千餘擔四十五萬三千餘磅に達して居る而して輸出にありては鐵棒は一九一九年の三十萬七千餘磅に對して一九二〇年には四十四萬五千餘磅に達した但し鐵板は當地の使用に供し輸出したものは少ないのである。

(ハ)鉛　鉛は濠洲產大部を占めて居る總輸入高は一箇年四、五千噸見當である即ち一九一九年には十一萬二千餘擔二十一萬三千餘磅一九二〇年には九萬六千餘擔二十二萬九千餘磅に達し濠洲よりは從來に比し減退したが各自六萬三千餘擔十一萬四千八百餘磅及三萬八千九百餘擔九萬五百餘磅を占め英國よりの分は各自二萬八千三百餘擔五萬四千四百餘磅及八千七百餘擔二萬四千四百磅餘を示した其の他海峽植民地佛領印度支那又は日本等よりも多少仕向けて居る。

輸出は一九一九年には五萬九千餘擔十三萬二千餘磅一九二〇年には九千餘擔二十三萬一千餘磅に達して居る而して仕向地は主として西北支那日本及佛領印度支那等であるが當地に於ては二千噸乃至二千五百噸を消費す用途は白粉「ペイント」材料(酸化させて油と練る)として居る鉛は往々投機の目的に供することがある。

(ニ)眞鍮　眞鍮は戰前主として英國より輸入したが戰後日本品の輸入增加し最近に於ては日英品の持場で米國よりも多少輸入がある日本品は英國品に比して光澤色相佳にして又柔軟なるが爲に聲價あり眞鍮板が大

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

部を占め日常の器具に使用し日本板が優勢である只英國板は耐水力に富む長所あるが故に小蒸汽船の下敷に適す日本板は當地の外に印度又は上海に於ても充分競爭に堪ゆる見込がある。

眞鍮の輸入は一九一九年には十五萬二千餘磅一九二〇年には二十三萬四千餘磅に達し輸出は一九一九年に十七萬二千餘磅一九二〇年には十九萬四千餘磅に達して居る。

(ホ)銅　銅は日英兩國品を以て占め日本品の大部は廣東及佛領印度支那に仕向け居り當地の用途は主として造船所用及日常器具の材料に供し廣東方面にては貨幣の原料及諸器具用に充當されて居る日本品は市價高きも英米品に對して競爭に堪ゆると云ふ。

銅の數量は眞鍮に比して少額で特に揭記する程度のものでない。

(七)　油　類

香港に輸入する油類は鑛物性油と植物性油とあり前者は主として米國及スマトラより來り大部は「ケロシン」油たる燈用石油で當地消費の外に兩廣東京地方より臺灣等に仕向け後者は主として廣西東京地方福州牛莊上海等より來り大部は落花生油で主として英米海峽植民地支那沿岸等に仕向け又數量に於ては多からされども桐油の如きは「ワニス」の原料として各地に仕向けられて居る。

(イ)石油　石油は米國及ボルネオより多量に輸入し米國產のものは主として「スタンダード」石油會社の手に依りボルネオ產のものは主として「アジア」石油會社の手に依り輸入され近年又「テキサス」石油會社が一部其の輸入を開始するに至つた。

輸送は「タンク」船に依ると普通箱入のものとあり用途は燈火用を主とし珠江沿岸の各都邑より兩廣福建各内地及海防東京地方又は臺灣方面に販運し荷造は凡て五瓦入石油罐二箇を一函とし量目は約百二三十封度船積は二十函を一噸とする。當港に取引せらる、石油の市況は戰時又は地方動亂に依り反響する所多く地方消費に增減あり今戰前兩三箇年前よりの狀況を見るに一九一二年には燈火油の消費は大體前年と同じく市價は兩石油會社の激烈なる競爭の結果前年に比して低下し又消費も後半期に至りては海賊の出沒に依り地方戎克

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

船の交通杜絶の爲め減退した更に一九一三年に及びでは同油の消費は又南支那一般の不安に依り減退し市價は昂騰した蓋し露國油田產出の衰頽米國よりの運賃騰貴及原油の價額一般的の騰貴が市場に影響する所あり又石油會社の競爭は不斷に繼續したのである一九一四年には同油の消費は前半期に於ては一般的に增加したれと歐洲戰爭の勃發に依り小貨幣の割引を增加し支那人の購買から減退し供給を縮少し豫期の數量の六%に達しなかつた一九一五年には戰時中なれど其の消費を十%增加し市價亦一函に付五十五仙昂上した一九一六年には石油の消費並に其の生產が同年中船腹の不足運賃の暴騰南支那の動亂等の結果減退したにも拘らず市價は同年を通じて變動を見なかつたのである一九一七年には錫板不足の爲に箱入石油の市價は百%騰貴した而して運賃の低減はなかつたが市價は香港廣東地方の消費が五百萬瓦增進した際二十五%低下した一九一八年に至り年末は年初に比して市價一箱に付八十仙卽約十六%昂騰し需要は一般に增進した爲めに運賃率の低落ありしならば其取引高は一層多かつたであらう又一方幸にも石油の生產は一時的に「ベンヂン」油に例外を見た外は減じなかつた只海賊又は動亂が地方取引を阻礙し殊に東江沿岸及新植民地以北の地方は是等被害を受けたのである然れども大體に於ては是等地方の動亂等は想像した程に反響を與へず寧ろ運賃の昂騰が貿易の發達を停止したのである一九一九年に至り石油の取引平穩に復したると同時に同年日本石油は一層利益ある方面に市場を開始した結果香港市場に現はれなかつた消費は元より前年に比し增加し市價英貨爲替の騰貴及錫板の下落に依り同年中箱入七十仙其の他四十五仙低落した一九二〇年は一九一九年と大差なく相當取引があつた。

最近の輸入高を見るに前記事情に依り一九一八年には「ケロシン」油は僅かに一千七百十一萬餘瓦百六十萬六千餘磅なりしが一九一九年には三千五百二十八萬七千餘瓦四百三十二萬七千餘磅一九二〇年には二千八百六十六萬八千餘瓦四百二十八萬五千餘磅に增進した。

更に最近二箇年に於ける「ケロシン」油の仕出地別輸入額を掲ぐれば左の如し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國名＼年次	一九一九年 瓦	一九一九年 磅	一九二〇年 瓦	一九二〇年 磅
印度	一六	二	—	—
海峽植民地	一一五四四八四	一一八五七七	一一四〇五六八	一八六八六一
日本	—	—	三二〇	六四
蘭領印度	一〇四〇二八〇八	一一九二四[illegible]	九三七一三八八	一五一〇〇〇〇
佛領印度支那	八	一	一三	三
比島	四〇	六	—	—
米合衆國	三四七三〇〇六一	五〇一六六一五	一八〇五五三九	二七九一八八九

同油の輸出左の如し

國名＼年次	一九一九年 瓦	一九一九年 磅	一九二〇年 瓦	一九二〇年 磅
海峽植民地	四六八三八七	五〇六七五	一四	三

(ロ)機械油其他鑛物性油　「ケロシン」油以外の鑛物性油中數量の比較的多きものは機械油「パラフインワクス」「ベンジン」油等である殊に機械油は同じく主として米合衆國及蘭領印度より輸入し其の他海峽植民地佛領印度支那英國比律賓等よりも來るのである用途は當地各工場及汽船用其の他に消費するの外に廣東及沿岸等に仕出し荷造は輸入には「タンク」に入れ輸出には特別設備なきものは四百封度內外の樽入とする。

輸入は一九一九年には百四十八萬二千餘瓦二十五萬五千餘磅一九二〇年八百七十五萬餘瓦三十五萬二千餘

國名＼年次	一九一九年 瓦	一九一九年 磅	一九二〇年 瓦	一九二〇年 磅
北支那	二五〇〇〇	四二九一	二〇九二四八	四一九七〇
中支那	二四七九六八	二四六六八	三三九七二二	四一九七八八
南支那	三三一五七〇四	一一六六四八	一五七九六五九	三二四〇〇〇三
日本	一二七九〇四	一〇三八一九	一七五九一六二	一〇七一〇三
佛領印度支那	一〇七一一[illegible]	一四[illegible]	五八一七九九	九〇九八九
暹羅	一六六六〇〇	一五三〇〇	一一六六六〇	一九六〇一九
比島	一六六二三五九	一七八三〇一	四五九〇八〇	五一[illegible]七
米合衆國	—	—	八	一
合	二九九一五六四七	三八一六八七	二[illegible]八一六八四	三四〇四一九三

磅に達し就中其の半數以上は米國品である輸出は一九一九年には百九萬餘瓩十六萬四千餘磅一九二〇年には六百三十六萬四千餘瓩二十五萬二千餘磅に達し支那各港に仕向くるものが大部である。

(ハ)落花生油　植物性油中最も多量に取引あるは落花生油で主として北支那長江沿岸各港より來り支那移民の存在する地方に輸出し油味佳なるが爲に支那人の嗜好に適す其の輸入は一九一九年には六萬八千八百餘擔二十六萬五千餘磅一九二〇年には十四萬一千五百餘擔六十五萬五千餘磅に達し就中北支那よりの分は一九一九年には五萬五千餘擔十九萬九千餘磅一九二〇年には十三萬六千餘擔六十四萬四千餘磅に上り卽ち其の大部を占めて居る。

輸出は一九一九年に十六萬五千餘擔八十二萬七千九百餘磅一九二〇年には十五萬一千餘擔七十九萬一千餘磅に達し主として海峽植民地南支那米合衆國に仕向け其の他佛領印度支那暹羅蘭領印度支那等にも相當仕向けて居る。

(ニ)桐油(木油)　桐油は支那の重要特產物の一で長江沿岸殊に漢口内地に多く產し從來主として福州及梧州より輸入し前者は多くは石油の古罐に入れ後者は三百封度内外の平樽に入るゝを例とする而して福州產のものを外國に輸出するには四百封度内外の丸樽に入れ又は七、八百封度内外の鐵罐に詰替へ歐洲向としては倫敦ロッテルダム、アムステルダム、マルセイユ、トリエノスト等に仕向け米國向としては主として桑港紐育等に仕向けて居つた。

品質は福州產は靑味を帶びた茶褐色で透明なれど廣西產は混合物多く濃茶褐色にて不透明である蓋し色合は原料桐種の燒方如何に依ると云ふ用途は本品は由來亞麻石油に似て乾燥性強き故に主として「ワニス」及油布の原料とすれど支那及日本にては雨傘に塗り其の他塗料に使用して居る。

輸出は落花生油に亞ぎ相當額あり例へば一九一九年には八萬一千餘擔三十七萬八千餘磅一九二〇年には七萬五千餘擔四十八萬六千餘磅に達し主として英米支那中南部及濠洲其の他に仕向けて居る。

(ホ)其の他の植物性油　前記以外の植物性油にて近年相當取引あるものは例へば椰子油亞麻仁油胡麻油大

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

豆油等である就中大豆油は主として牛莊大連及長江沿岸より輸入し燈火用及食用となす外又兩廣東京地方へ轉賣せられ又從前阿片吸食の際に一般に煙燈ランプ用に使用した。

其の他「アニシード」桂皮油菜種油「ワックス」等あれど揭記するに足るものは少し。

支那に於ける獨逸人の活動（上）

（獨逸月刊雜誌デル、ノイエ、オリーント所載）

後藤改平 譯

一 獨支交通の起源

一小國葡萄牙は既に十六世紀の初頭に於て、他の歐洲諸國に先鞭を著けて、支那と直接貿易を開始したるが、之れに續きたるは、西班牙、和蘭及英國であつて我獨逸と支那との交通の起りたるは極めて晩く、當時他の各國の商人は、既に支那に於て鞏固なる基礎を造り居たのである、而して其が原因の地理上及政治上の狀態に在りたることは、容易に理解することが出來る、惟ふに十七世紀の當初二十五年間に於て、獨逸人の有名なる人士中には獨支交通の開基者と爲れるものあり、此等の人々は支那に於ける其の勳勞に依つて、赫々たる盛名を博し、遂に世界的の名譽を得た者もある、乃ち此等人士中の第一人はケルンの出身なる基督教徒アダム、シャール氏である、氏は十七世紀の初め支那に來り、陰鬱なる北京に於て研究する所あり、遂に支那の天文學に科學的基礎を與へた人である。斯くて氏は明室沒落の後滿州政府より聘用せられ、天文學及數學の敎道職に任せられた、又氏が支那に於て生活せし少し以前にチロール族の基督教徒にマルチン、マルチニと云ふ者があつた、氏は支那地理學の開祖として有名なる人であつて、一六五五年支那の最初の地圖を獨逸語に飜譯したのである、第二はエズイツト派の獨逸人コツフレール氏である、氏は愛親覺羅氏が既に北方

に於て、支那の君主と爲りたるときに、南方明末に際し大なる勢力を有した人であるが、エズイット派の教會に屬するが故に、支那に於ける其の活動中にも獨逸人としての氏の性質が多少缺如せることを茲に附言して置かねばならぬ、而かも吾々は誇りを以て第一の獨逸の工兵たる氏の名譽を回顧することを妨げぬのである。

二　支那の開港及英獨人の親和

歐洲に於て外國貿易を營むところの各國民は、自己の主張から、自國政府の意志に反對して、支那と貿易關係を結ぶべく盡力した、例之ば葡萄牙人の澳門(マカオ)に於ける、英國人の廣東に於ける、和蘭人の福州及菲律賓に於けるが如き乃ち其れである、而かも獨逸人は前に述へたと同一の理由から、支那との貿易關係に就ては此の時まで未だ何等の話すべき事實を持たない、然るに其の後一の事變が起つた、一八四二年英國は阿片戰爭の結果、支那政府に迫りて條約を締結し、遂に廣東、厦門、福州、南京、上海の五港を外國貿易の爲め開らかしめた、之は云ふまでもなく支那と適法なる貿易を爲すの前提である、斯くて其の後に至り更らに平和條約を締結して、多くの貿易場を獲ること、爲つた。同時に確實なる貿易移住團が組織せられ、政府の代表者も之に加はりたるが、殊に英國は此種の貿易者に對して、其の安全を保證したので、當時企業好きの獨逸商人も亦之れと共に支那に來つたが、未だ獨逸政府の代表者なきために英國領事の保護下に在つて、貿易を營んだのである、又南京條約に依り植民地として英國に割讓された香港にも大多數の獨逸人が漸時に移住したが、當時獨逸人は、英國人に對して大なる援助者であり、彼の香港をして、非常なる發展を遂げしめたのは、獨逸人亦與かつて、力ありと云ふも決して誇大の言でない、此の時代には在香港の英國人も獨逸人に對して、何等の猜忌心を有することなく、其をして自由に活動せしめ、殊に香港に轉任したる獨逸人の傳導事業に就ても充分の保護を與へた計りでなく、其の行政事務の上にも、獨逸人の援助を求めた、乃ち獨逸の傳導師として支那に來たところのドクトル、アイテル氏の如きは、植民地の學務長官に任用されたのである又一八六四年香港、上海の銀行團が支那に於て、銀行業を計畫せしときにも、獨逸の資本家を參加せしめ、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

殊に香港の監督所には絶えず獨逸の委員を加はらしめた、斯の如く當時支那に於ては、獨逸人と英國人との間に、大なる親和が行はれたのである。

三　獨逸の傳導事業の開始

南京條約に依りて支那は外國人の傳導を認許し、且支那に於ける外國の宣敎師を保護すること、爲つたが當時既に一二純獨逸の傳導組合は支那に對して、其の傳導を承認せしむべく運動した、就中ポムメルン族の宣敎師ギウッラッフ氏に依つて、其の運動が行はれたのである、氏は一八三〇年和蘭傳導協會の代理として、バタビヤに來れる者であるが、其の後支那の海岸を旅行し、或は聖書を飜譯し或は獨逸語で支那歷史を書くなどして有名と爲つた、斯くて一八四七年バーゼル派の敎會始めて支那に成立したるが、氏は廣東省に於ける移民の爲めにも大に活動した、而して氏に續きて宣敎師と爲りたるはヴエルテンブルグの人レヒレル氏である、氏は文學上に貢献したる人で、在支那獨逸人敎會の爲めに讃美歌集を供給し、或は獨逸語にて移民(中世紀の頃北支那より南支那に移住せる移民)に關する著書を爲せるが、該書は更らに英吉利語にも飜譯せられた、又同年にバルメンのライン敎會も初めて宣敎師を支那に派遣したるが、其の根據地はタンクンであつて、該地の敎會及其の學校は大いに發展したが、其の後更らに病院をも設立した、而して同病院には一八六五年以來有名なるドクトル、ファベル氏が居たのである、又宣敎師ゲナール氏はタンクンに神學校を設立し、又癩病院をも起した、尙一八五一年にギウッラッフ氏の經營の下にベルリン婦人協會の敎會を設け香港に於ける支那棄兒の爲めに盡力し、其の後遂に該地の育兒院と爲つたのであるが、該育兒院は英國の殖民地中に在つても、最も有名のもので、且つ其の設備の如き、極めて賞讃すべき價値を持つて居る。

四　獨支條約の締結と貿易發展

一八六一年獨逸關稅同盟と支那政府との間に和親、通商、航海條約が締結された、併し之れが爲に從來の狀態に對して何等の變化を與へた譯でない、が獨逸は唯た公の代表者を支那に派遣し得るの權利を得た、而かも直ちに之を實行するの必要を感じたと云ふ譯でもない、而して此の條約は獨逸の名譽の爲に政府の活

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

動に關し、何等の保留も爲さなかつた、其の後獨逸は赫々たる軍事上の功績（普佛戰爭を指す）や政治上の功果で、獨逸帝國の基礎を作り、遂に獨逸人の名聲をば遠く隔たりたる世界の一角にまで博し得たのである爾來在支の獨逸商人も英人との親交は依然として變更を見なかつたけとも、最早英國人の被保護者と云ふ感念なく、吾は大強國（獨逸帝國）の一支持者と云ふ感念を抱くやうに爲つた、從來支那人には獨逸語の發音は甚だ錯亂して居て、一も正當な發音か無かつた、例えば獨逸をテクォと云ひ、ビスマルクをビスチエマと云ひ、モルトゲをモウキイと云ふが如きである、然るに獨逸帝國の成立以來は嘗て外國人に對して、疑惑を抱き居たる支那人も大いに敬憚するやうに爲り、就中獨逸人に對して好意を有したる支那人は、是れより益々獨逸人を尊敬するやうに爲つた、斯くて獨逸と支那の貿易關係は日に月に活潑と爲り、獨逸國旗の下に航海する獨逸の貿易船は著大なる增加を示すに至つた、於是乎、自國の代表者を派遣する必要起り、寸時も猶豫することも能はざる狀態と爲つたので、一八七三年獨逸公使館を支那に設置することゝ爲つた、而して取敢へず條約港に向けて領事を派遣することゝせしも、經濟上の點から先づ一二の港に領事を置き、而かも商人を以て之れに充て猶一部分には英國の代理領事や、稅關官吏等を以て之に充した。

五　獨逸商品の歡迎さるゝ所以

然るに獨逸商人は非常に支那人に悅服され且つ愛顧されたが、其の源因は獨り獨逸商人の勉强と信用とに依る計りでなく、其の商品の良質なると其の價格の低廉なると、且つは從前英人の爲したるが如くに其の貨物を一定の重要品に制限せず、却つて支那人の需用に適する一切の商品を輸入したからである、其の他獨逸商人の販賣する貨物の價格は、確かに人格的性質を帶びて居ることも其の一因である、第一に獨逸商人は英國商人よりも、少なき利益に甘んずる、第二に獨逸商人は商品の性質や、其の包裝等が支那人の嗜好に適するよう常に最深の注意を拂ふて居る、反之英國人の多數は其の嗜好に關しては、支那商人に放任して居る、要するに美麗を好む東洋人に對して、右等の事は極めて重要なる點である、其の外獨逸の商人は支那の商人を同一階級の人種として待遇し、決して白色人種の優越と云ふ感念を抱かしめない樣に力めて居る、反之

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

英國人は支那人に對して、常に其のアングロサクソン人種と云ふ誇りを隱蔽することが出來ない、猶は獨逸商人は支那商人の意向に適合すべく勉むる、少くとも北部乃ち高地支那に於て、獨逸商人は英國商人よりも比較的熱心を以て支那の日用語を學ぶべく勉めて居る、之を以て獨逸商人と支那商人との關係は常に甚だ密接である。

惟ふに獨逸商品の優良なる結果として、其の反面には亦陰翳なる部分もある、乃ち無智なる非獨逸商人が、其の無價値なる商品に僞造の獨逸商標を附し、或は其の外裝などを摸倣し、之を獨逸の製品として、市場に提供することがあるされど支那には未だ商標保護法が存在せぬので、當該獨逸商人の要求があつても、支那の官廳は殆んど、之を不問に附する有樣である。

●本島重要物産に對する銀行の放資

本島に於ける米、砂糖、茶、樟腦、金塊、酒精、石炭の七重要物産に對する臺銀、華南、新高、彰化、商工、嘉義、三十四支店等の放資狀態を觀るに卽ち左の如し

砂糖	三億五千六百三十一萬餘圓	樟腦	二千百八十萬餘圓
米	一億五千七百八十七萬餘圓	酒精	五百三萬餘圓
石炭	六千七百六十萬餘圓	金塊	三百六萬餘圓
茶	二千六百三十八萬餘圓	合計	六億三千八百七萬餘圓

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

征蕃私記

大路主人　水野遵氏纂述

第三回　軍艦測海　北蕃致誠

去る程に副島全權大臣は淸國政府の親王大臣と數回論辯の後淸帝謁見の大典を創めて淸廷に行はしめ又和親互約も相濟みたれば一日柳原外務大丞を總理衙門に遣りて臺灣生番懲治の事を告げしめけり。淸國大臣の常として何事も卽答をなさゞる癖なれば今度も柳原大丞を詐りて今貴國政府の代りて寃を鳴さるゝ琉球とは卽ち我が中國の藩屬にて貴國の代辨を要せざるものなりとて兎角に臺灣生番の事を言を嫌ひ琉球の屬否のみを辨解なしけるに依り然らば一言以て其の議を決す可き事の候とて柳原大丞は臺灣東部に棲息する凶惡殘忍なる生番は貴國の管轄せらるゝものなる歟或は化外の番民なるやと問れければ淸官は淺間敷も我政府化外の人民たりと答へり。されば改めて申入る事の候ぞ。貴政府諸大臣も知らるゝ如く琉球島民の生番に暴殺せらゝしは天人共に怒るところの大罪なれは其の凶惡を懲罰し此後假令漂民の流着する事あるも其の性命を殘害せざる可く屹度取り締りをなし航海の安全を保護するこそ開明國政府の義務なれば我が政府も此の事を執行せむため遠からず使を派して彼生番を處分せしむ可し若し其の時に及びて訛言等起りて日支兩國の好誼に障碍をなさむの虞あれば此の事を豫め通報いたし置き候とて歸館せられたりき。扨副島大臣は其の年六月に歸朝ありて程もなく征韓の論議二三大臣と協はさるがため冠を朝門に掛けられたれば臺灣處分の事も前議と稍變易せしところあれども到底執行せで止む可き事ならざれば同年十一月軍艦春日艦を支那海に遣りて臺灣近海を測量し生蕃の動靜を偵知せしめられたりき。當時余は海軍の末班に列したれば春日艦乘組の命を受けて再び東京を發航す。此の時實に十一月十一日なり。是より先き臺灣視察のため上海より發行なせし樺山成富兒玉諸氏の一行は九月の中旬淡水港より蘇澳に到らむとて風待ちをなし蚋甲南風澳下に船を寄泊するとき其處の熟番十餘人は小舟に打乘り來りて彼等の村落に來遊あれと請にければ頓て村內に入るに其の四面鳳梨刺竹を植ゑて籬落となし。石を疊みて屏墻となし門戶の鎖鑰甚嚴重なり。其の內に數戶の茅屋ありて何れも日本田舍の家作に似たるもの多く或は石を積みて壁となせるもありて家屋の兩端に長繩を掛け之を確と大石に結び置き颶風の節吹き倒されざるの豫防となせり其の時恰も男女老幼手を相携へて圓形の隊列を作り歡舞するを見るに其の俗男女自ら別ありて混亂せず彼等は欣然來り迎へ舞場の中央に木椅を置き又燒酎壺二三箇を齎し來り飯椀を以て之を盛り日本人一行に奉し又自己も之を吃するに兒輩に至るまで酒を嗜まざるなし兼て福州より携へ來れる紹興酒を熟蕃等に與ふるに彼等大いに喜び先づ酋長と老叟とに薦む酋長左右の人に辭讓し而して後指頭を以て酒を五六滴地上に灑ぎ口に咒文を唱ふ。是れ蓋し天地祖父を祭祈するものならむ歟。村外遠邇の森林中に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

棚を作り其の上に首級を置き前に青菜に飯を盛り之を祭るものに似たるを見たり是卽ち一月前生蕃九人の山後（蕃地）に來れるを熟蕃などは早くも其の一人を打ち斬りて殘忍にも之を梟首し武を其の四方に示すものならむ。此の如く生熟兩蕃は隙を生ずれば仇敵の如きも相ともに酒を酌み和を議する時は相親睦すること又猶の如し然れども生蕃と支那人とは決して和議を整ふこと難しと云ふ。或日熟蕃三十餘人一小舟に搭じ視察の船を來訪せり。其の內一人の腰に大刀を帶び鞘の片方は木條を刳り片方は銅絲を纒ひ刀光の晖きたるを露せり。頸には口藥を掛け肩に火藥の竹筒に入れたるを網袋に入れて帶び長き火繩銃を手にし白麻布に赤色の横條ある陣羽織様の衣衫を着す其の裝束の衆人に異なるは熟蕃酋長なり。視察の一行は其の小舟に搭じ蘇澳に向つて開行し砂礫の海濱に上陸し路を蘇澳街前より左に取り小砂川を渉る此の時遙に生蕃女の來るを見るに頭髮は腦後より額上に圓く纒ひ兩頰に花紋を剳青し額には八卦畫の如きものを黥せり。夫より山間の大坡村に到る。村の四圍は石塊混交の土壁を築き嚴しく生蕃の來襲を警備す。此の村內の女工は米苞用の蓆を織り麻布を衣衫に製する等なり。此の時譯官は蕃女に告げて曰く汝四日內に內山に入り酋長を誘ひ來る可しとて繩四條を結び之を與へたれば怪みて其の結繩は何の標なるやと問ひにければ是は四日內の約束なりと所謂結繩の古風猶此の地に存するもの歟。此より內山に入るに各武器を携へ斥候を出し互に相呼びて漸次進行す。此の邊の路傍に破壁あるを見る。是前年支那人の居住せしことあれども生蕃に己の領地を盜奪せらるゝを惡み嫌ひ彼の子女を虐殺なしたれば遂に支那人は其の家を棄てゝ迯歸りたりと言へり。却說前日生蕃女に約せしところの生蕃二十餘人は大坡村に出て來りたれどゝ彼等は此處に長く滯在するを欲せざるに依り譯官は視察の一行を促して山後に到らしむ。此に於て熟蕃を備ひ生豚二頭燒酎布匹等を運搬せしめ熟蕃酋長は衆に先だちて荊棘を薙き倒し魚串して登山す。實に懸崖絶壁人をして股栗せしむるも生蕃は輕捷猿の如く其行步疾速なるは大いに驚嘆せしめたりき。此の山中猪鹿甚だ多く大木水藤の叢生するも棄てゝ顧みず半は腐朽に屬せり。漸にして「トアピー」に到れば生蕃九人出て迎接す。蕃家の一行は其の遠來の勞を慰め燒酎を與へたりしに衆蕃皆大椀を擧げて滿酌す。又手づから酒杯を抱て酋長に勸むれば酋長は成富氏の左肩を抱き並口して之を飮む是一杯酒をも相分けて飮むの意にて蕃人懇信を表する禮節なりと聞けり。此の時蕃童等に雜貨を投與せしに小刀手巾の精粗を論せず自己の意に適せしものは之を取り適せざれば貴品と雖も辭して取らず。其の寡欲なる事は眞に神仙に似たり。生蕃は平日網袋中に鐵鍋鹿皮を貯へ雨天には鹿皮を雨衣となし猪鹿を獵捕すれば到處に之を炙烹し食用となし連日家に歸ることなしと云へり視察は兼て齎し來るところの燒酎一甕生豚一頭を與へて之を屠殺せしむるに彼等は大いに喜び燒酎を滿酌し醉に乘じて鋭刀先づ豚喉を刺し四肢兩耳一尾を去り火に炙り皮を剝ぎ肉を寸斷して鹽水に浸し之を分食す。其の殘肉は鹿皮に包み之を貯へて他日の食用となせり此の時又山後より生蕃來襲し其の數十七人に至れり。酋長はハヤウエ其の妻をサカエンと呼び今日までに支那人十一人を殺害せし勇者なりと 蓋し生蕃の慣習たるや人を

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

殺すこと多きものは勇者なり勇者は衆蕃推尊して酋長となすの風あり。此の日生熟兩蕃は互に飲酒和樂の際何故か遽に口角相爭ひ其の末火器刀槍を手にし和睦の席乍ち闘戰の場と變ぜむとせしに日本人は其の中間に入り手樣にて之を勸解し漸く兩蕃戰器を棄て鴃舌戰すること少時にして事終に和し又再び談笑嘻々たること不可思議なりき。此の夜は生蕃と共に地上に雜して露臥し翌早生蕃は視察の船に到らむと欲するも支那領地を經過するを畏るれば山後より搭船せむと相約して視察一行は此處を去り歸途蘇澳を過るとき果して支那人數十人鎗刀を提げ來りければ殊更に大呼して生蕃は既に歸山せりと欺きたれば彼等大いに失望の色あり。抑支那人と生蕃と水火相和せず氷炭相容れざる事は概ね斯くの如し、歸船後頓て酋長ヤウエ竝にサアユム、ワシイ、シイヤ、ピーホー、サニム、ヒレユ、アホクの八人は南風灣山後に來りたれば小舟を遣り彼等を迎ふ。生蕃は善く險阻跋渉すれども未だ曾て乘船せしことなき故は船少しく動搖すれば皆眩暈し第一に嗜める酒すら咽喉を下らざること笑止の至りなり。此の近方は人口至つて稀疎にして、酋長の説に依ればユーガレヒリキ社に人口三百ウーラク社に人口四百ありて其の總稱をチカウ社と呼び其の他東北一帶の山中に住するものは其の人口僅かに一千餘なりと言ふ。

第四回　利八漂流　德勝嚮導

備中國淺口郡柏崎村船頭佐藤利八水夫佐藤兵吉同櫃吉同次助の日人は紀州尾和瀬にて線香粉椎茸等を積み入れ明治六年の正月九日に纜を解きたれども風脚殊に惡しかりければ同國マギ島へ潮懸りをなし同十四日に再び船を漕ぎ出したるに其の日より折もあしく大風引き續き船は次第に沖へ吹出され途方を失ひ洋中風に任せて漂ひしに二月四日に蒸氣船の通航するを遙かに見掛けしかば苫を燒き烟を揚げしに彼の船よりも烟をあげ頓て其の船を乘り寄せ車輪の運轉を止めたりしかども彼船長は何と思ひけん直ちに方向を轉じ再び駛せ去りたり。利八は此の時實に氣力を墮したり。さりとて別に取り付く可き島嶼もなかりたれば萬頃の波濤中に小舟は浮沈して漂ひ居り三月四日にいたり海天髣髴遙かに島影を見出したれば此こそ日本の地方ならむと此の日まで四日の間一粒の飯をも食せざれども死力を究めて櫓を推したりしかば八日の午後四時頃辛うじて其の島に漕ぎ付きたり。豈計らむや此の地は臺灣の内マボケと云へる地方にて怪しき形體の者二三十人集來し直に所持品を掠め取りければ彼此と相詫びるの際其の數殆んど百二三人も嘯集し各々力の及ぶ丈けは積荷を掠め去り其の上に船を碎き衣服を剝ぎ取り漂客を裸體になしあはや刀光一閃の下に生命を失ふべかりしところ其の場に六十幾許りの老翁居合はせて衆人を相なだめ日人の生命を救ひ出し彼老翁の家に連れ歸りたれば日人の者は夢中に夢を見し如く九死に一生を免れ得たるは僥幸なれども如何にせむ全身寸衣なく只船鑑札一枚金比羅宮守札一枚と五兩紙幣一枚を餘せるのみ此の老翁の家は老婆と其の悴夫婦孫二人住居せり。又土人の家屋數多ありて何れも竹葉の如きものにて葺へり全體此の近方の地味は至つてよろしく麥も能く登熟して備中邊の地とは却つて肥沃にて其の上土地廣漠にして大樹繁茂せり。九日午前十時頃一里半程隔離したるカネバと云へるところへ老翁附添ひ差送られ此處に一泊なし其の翌老翁は利八一人を同伴しマボケへ到り荷物取り戻し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の談判なしけれども生蕃は不承知にて空數引取り又其の家に二泊したりき。滞留中其の家主は日人に木挽なせよと命じにければ前日よりの疲勞にて何分出來難しと手様にて謝しければ家主大いに怒り縛り付く可き様子相見えたれば據なく苦を忍びて木挽せり然るに三月十二日十里程隔たりたるバラガオと云へる處の支那人安生なるもの來りて日人を自家へ連れ歸りけり。其の道筋には土人の住屋處々にありて漂客の通行せるを見て憐愍を加へ食物を與ふるもあり又は頭を撫て背を叩きて耻辱を加ふるもありたりき。此の日より右安生の家に滞留百日の間は牧牛採樵耕耘を敢てし安生の救死の大恩に報ひ居たりしに軈て安生の麥作を取り揚げたれば打狗港へ賣拂に行く可し。其處にて日本官吏へ引き渡す可く間此處にありて其の期の至るを待たれよかし。などゝ物語るを日人の者は打ち聽き指を屈して相待つ程に旣にはや六月十四日になりければ安生は四人の者と同船にてバッガオを出帆なし海路五日を經て同二十日打狗港へぞ到達しれ。二日打狗に滞在の上臺灣府出張の官吏に伴はれ府廳に至り九日間其の地に滞在なし親察福島氏に護送し銀錢の惠を受け再び打狗に歸り火輪船に搭じて福州を經て上海へ到り日本領事館に着せしは實に七月二十日の事なりと云ふ。却説余は樺山氏と共に南部蕃地に到り牡丹蕃社の景況をを採知せばやとて明治七年の三月十五日日本軍艦春日艦の乘組を離れ打狗港へ上陸し英國領事館に到り領事グレゴリー氏に面會なして內地旅行の手續を承合せ其の旅行免狀を臺灣府廳より交送ありたき旨を述べたりしに該官は快く之を承諾せられければ一通の依賴書を寫して領事衙門へ差出せり其の文に曰く

簡陳拙者儀陸軍少佐樺山資紀と共に日本帝國軍艦春日に搭じ此の地に渡航候は臺灣島中遊歴致度目的に候然るに當港には未だ我が領事館の派出無之に付貴下の御周旋を以て清國政府より旅行免狀送付相成候樣可然御取計有之度右及依賴候也

明治七年三月十五日　日本海軍省　水野遵

英國領事館に於て

領事グレゴリー貴下

斯くて英領事は旅行免狀二通に左の回答書を差し添へ余の旅寓へ送られたり。其の譯文に曰く

本月十五日附來信の旨に應じ臺灣府憲の捺印せる旅行免狀二葉及御送付候右手數料一葉に付銀一元幸便御回致有之度候也

一千八百七十四年三月十八日

英國領事館にて　グレゴリー

水野遵貴下

旅行免狀

大英欽命駐劄臺灣管理英國事務領事官額、爲給發執照事、案據天津定約第九款內、英國民人准聽持照、前往內地各處遊歷等、因現有日本國水師官水野遵、素稱練並稟欲前赴臺灣各所地方本領事館、惟禁不許前往逆匪所佔城鎭、自當遵行、應給執照、定以一年爲限、合請

大清文武員並見此執照務准該水師官水野遵按照前條聽便遊歷不得留難攔阻、如遇事故、妥望隨時保護帮助可也、須至執照者

右　行　執　照　批明因日本國在臺灣未有

領事官代爲發給

一千八百七十四　三　十八日

年　月　日

同治十三　二　初一

第貳拾柒號執照給與日本國水師官水野遵

前往臺灣各地方

加批明不能弃此執

大淸同治十三年二月初一日加印照行

照至內山生蕃之地致地方官員撫

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

臺灣地方歳入出豫算

=大正十一年度の概況=

内務局州廳課

甲 普通會計

(一) 歳入豫算

區分＼州廳地方費	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	廳地方費	總計	前年度豫算額	前年度に比し增△減
地方税	二、四三三、三一一	一、二七一、九五七	一、八八一、九七二	二、一九六、二〇五	一、六三〇、五四一	一三五、三五九	九、五五〇、三四四	一〇、四六七、一九二	△九一六、八四八
其の他の收入	七〇四、三六三	三八、二八二	四四三、七二九	五二四、〇〇八	二二四、五五八	五八、七三八	一、九九三、六七八	二、〇九三、〇八七	△九九、四〇九
前年度繰越金	二六〇、〇〇〇	一〇五、五四五	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	九三、八一一	一、二四九、一五四	七〇八、七五二	五四〇、四〇二
國庫補助金	六五、九四五	一六、五四六	二六、八四二	七六、五六八	三〇、二一一	一、〇五一、七九〇	一、二六五、二九九	一、三七三、九六八	△一〇七、六六九
計	三、四五一、二二七	一、四三二、九二八	二、五五二、五四一	三、〇九六、六八一	二、一八五、三一〇	一、三五九、六九八	一四、〇五八、四七五	一四、六四一、九九九	△五八三、五二四

(二) 歳入内譯

區分＼州廳地方費	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	廳地方費	總計	前年度豫算額	前年度に比し增△減

		1	2	3	4	5	6	7	8	9
地方税	地租附加税	三九九、二六〇	三五六、五〇四	五二八、六六一	四五六、五一〇	三三二、四九二	三七、三〇一	二、一一六、七一八	二、〇八九、七九一	二六、九二七
	所得税附加税	二九、五五〇	四、一四六	四、七八二	三三、九九七	二五、六五三	三、〇二六	一〇〇、七五四	三〇一、二四一	△二〇〇、四八七
	戸税	二一七、五〇〇	四六三、五二〇	三二九、四二〇	四四〇、三三六	四三九、二一六	一〇、三三〇	一、八九〇、三二二	二、一六一、一九〇	△二七〇、八六八
	営業税	一、二〇九、一六七	二一六、〇四二	五三〇、七三五	六五八、三四三	四一一、八一三	九二、四九六	三、〇八五、四八六	三、三五八、八三七	△二七三、三五一
	雑種税	五七七、八四四	二三二、七四五	四八八、三七四	六〇八、五一九	四二一、三六七	三二、三一六	二、三六一、〇六四	二、五六〇、一三三	△一九九、〇六九
	計	二、四三三、三二一	一、二七二、九五七	一、八八一、九七二	二、一九六、二〇五	一、六三〇、五四一	一三六、三五九	九、五五四、三四四	一〇、四七一、一九二	△九一六、八四八
其の他の收入	街庄分賦金	二四〇、一八一	—	二三七、九二一	二七〇、四四四	—	—	七三八、五五六	八二九、七五二	△九一、一九六
	財產收入	五五、一六三	二、五〇三	七八、〇八五	二、七四七	一七、九五一	九五九	一九七、四〇八	一、八五三	一九五、五五五
	寄附金	—	—	—	—	—	—	—	一	△一
	使用料手數料	一三九、七三三	一三、五九七	八七、一四四	八七、一二二	九八、九〇五	三八、一三六	四六四、六二六	四八七、五八三	△二二、九五七
	借入金	—	—	—	—	七〇、八〇〇	—	七〇、八〇〇	二七八、九五〇	△二〇八、一五〇
	雜收入	二六九、二八六	二三、一八三	五〇、九八九	一六三、六八六	三六、九〇三	一九、六四三	五六二、二八八	四九六、九四八	六五、三四〇
	計	七〇四、三六三	三八、二八二	四四三、七二九	五二四、〇〇八	二二四、五五八	五八、七三八	一、九九三、六七八	二、〇九三、〇八七	△九九、四〇九
國庫補助金	土木費補助金	—	—	—	—	—	—	—	一五二、五五〇	△一五二、五五〇
	教育費補助金	—	—	一、四四〇	—	—	—	一、四四〇	—	一、四四〇
	衞生費補助金	二八、八五九	七、二四六	二三、三〇一	二七、四八八	一六、九九一	—	一〇三、二八六	一〇六、九四八	△三、六六二
	勸業費補助金	—	—	二、一〇〇	—	一三、〇〇〇	—	一六、一〇〇	一三、〇〇〇	三、一〇〇
	砂防造林費補助金	二、七八九	九、一〇〇	—	五、一八〇	二二〇	—	一七、二八九	—	一七、二八九
	戶籍制度施行費補助金	三一、八九五	—	—	四三、九〇〇	—	—	七五、三九五	二〇六、〇三一	△一三〇、六三六
	郡地方費不足補助金	—	—	—	—	—	一、〇五一、七九〇	一、〇五一、七九〇	八九四、四三九	一五七、三五一
	計	六三、五四三	一六、三四六	二六、八四一	七六、五六八	三〇、二一一	一、〇五一、七九〇	一、二六五、二九九	一、三七二、九六八	△一〇七、六六九

（三）歳出豫算

區分 ＼ 州廳地方費	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	廳地方費	總計	前年度豫算額	前年度に比し增△減
廳費	四八九、六八〇	二七七、〇九四	三九四、一九〇	四八一、五一〇	三四二、五〇五	一五一、九二七	二、一三六、九〇六	一、九八七、八八七	一四九、〇一九
土木費	二一九、七〇四	七八、七一九	一二八、四六五	二四三、七九七	一二四、六六二	一二四、〇六五	九〇九、四一二	四九二、〇六八	四一七、三四四
教育費	一、四〇六、五〇三	六八七、四六七	一、一六一、五四六	一、三〇六、三六一	九四六、一六三	四九一、二〇七	五、九九七、二四七	五、三三四、九九四	六六二、二五三
衛生費	一八一、六九九	四七、〇三五	一〇七、七九三	三七九、五四七	二一八、三八三	一〇五、一三五	一、〇三九、五九二	九〇一、三一九	一三八、二七三
勸業費	一一九、〇三〇	一〇三、二二四	一〇〇、七七一	一四〇、二八五	一一八、七八九	一七、八一五	五九八、八八四	三〇八、八八七	二八九、九九七
社會事業費	七九、二六八	九、一九六	二八、五九九	六四、四二四	七、七一四	一六、四〇〇	二〇九、六一一	一二九、六三八	七九、九七三
警備費	二九九、五三九	二一、一三五	三八六、三二五	二一五、四〇一	一六三、五一四	一一九、三三四	一、二〇五、一四八	二、三一九、〇〇九	△一、一一三、八六一
協議會費	七、七〇三	三、六三四	七、五一一	八、三三九	三、九八四	―	三一、〇六七	三二、三三六	△一、二六九
其の他	六〇九、一〇二	一八六、四三四	一八八、四六一	二〇七、三三一	二三〇、六七六	二二三、八一五	一、六二五、七一八	二、七六〇、四七二	△一、一三四、七五四
豫備費	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四九、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇九、〇〇〇	三七九、九〇〇	△七〇、九〇〇
計	三、四五一、二二八	一、四三三、九二八	二、五五二、五四一	三、〇九六、七八一	二、一八六、三一〇	一、三二九、六九八	一四、〇五八、四七五	一四、六四一、九九九	△五八三、五二四

乙　特別會計

(一)傳染病豫防臨時費資會豫算總括　(圓)

一　歲入豫算

區分 ＼ 州名	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	總計	前年度豫算額	前年度に比し增△減
家畜市場使用料	七、三九九	―	―	―	―	七、三九九	七、四七六	△七七
屠場使用料	二〇〇、四〇四	五四、一七二	一二五、八二九	一七九、四三〇	一〇六、三九六	六六六、二三一	六八九、一七九	△二二、九四八
前年度繰越金	三〇、〇〇〇	二九、五八五	一、二〇〇	一〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	八七、七八五	―	八七、七八五
國庫補助金	二四、六六六	一二、三〇六	二七、〇〇〇	六一、三三三	三一、八九〇	一五七、一九五	四四、三二三	一一二、八七二
雜收入	一、二七三	一、六八〇	五二九	二、二〇〇	―	五、六八二	三六、一一六	△三〇、四三四
計	二六三、七四二	九七、七四三	一五四、五五八	二五二、九六三	一五五、二八六	九二四、二八二	七七七、〇九四	一四七、一八八

二　歲出豫算

區分＼州名	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	總計	前年度豫算額	前年度に比し增△減
家畜市場經營費	六、四三三	—	—	—	—	六、四三三	六、七九一	△三五八
屠場經營費	五九、一九三	四一、一九三	二一、五二八	三五、〇三六	二四、六七五	一六四、〇四七	一八六、二八三	△二二、二三六
營繕費	四四、九二〇	—	三六、九七〇	三四、六八八	一六、九九五	一三三、五七一	四八、六六九	八四、九〇八
傳染病豫防臨時施設及同補助費	七四、〇〇〇	三六、九二〇	八一、〇〇〇	一六三、八四五	九五、六七〇	四五一、四三五	四二四、三六一	二七、〇七四
一般會計繰入金	八九、一三三	一八、〇〇〇	—	—	一三、三〇〇	一一六、四三三	九一、五五〇	二四、八八三
其の他	九、〇六三	—	—	—	—	九、〇六三	—	九、〇六三
豫防費	五、〇〇〇	一、二〇六	一五、〇六〇	一九、三八四	四、六四八	四五、二九八	二一、四七四	二三、八二四
計	二六五、七四二	九七、七四三	一五四、五五八	二五二、九五三	一五五、二八六	九二四、二八二	七七七、〇九四	一四七、一八八

（二）羅災救助基金豫算總括

一　歲入豫算

區分＼州名	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	總計	前年度豫算額	前年度に比し增△減
羅災救助基金收入	一四、九三六	二六、五一四	三二、九九〇	三二、一三六	二六、九〇一	一三三、四七七	七七、五九六	五五、八八一

二　歲出豫算

區分＼州名	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	總計	前年度豫算額	前年度に比し增△減
救助費	一四、九三六	二六、五一四	三二、九九〇	三二、一三六	二六、九〇一	一三三、四七七	七七、五九六	五五、八八一

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

金融概況

=大正十一年三月分中=

財務局金融課

去月襲來の小恐慌後さて内地財界は一服の姿なれども對外貿易は依然變調を極め年初以來の入超二億七千八百餘萬圓を算し財界の前途益々不安を蓄むる等惡觀材料充滿の爲め、金融亦緊縮裡に推移せり。

昨年二回の預金利子の引下を行ひてより、銀行預金は漸減の傾向を辿り、近來續發する公社債の好利廻りに、資金の證劵化は大勢を支配するに至り、預金は減少の一途を追進するのみにして、各銀行共貸出資源に窮し、爲めに、一層緊化の度を昂めたりされば預金利子の引上は年初以來の懸案たりしが本月に至り東西シンヂケード銀行は協議の結果四月一日より引上に決定せり。

本島金融界亦此狀勢に追隨せり本月は官廳年度末支拂資金の需要及島內各地夏物仕入季節を迎へて、內地送金の増加等相當ありたれども、大勢は依然緊縮閑散なり。

一般の商況は引續き惡化を脫せず本島商人中には、破產するもの、逃亡するもの等ありて意外の逼迫狀態を呈し居れり。

重要物產の大宗たる米の如き又不況を極め內地に於ける需要減退し相場は下押歩調にして逆移入を見んさする模樣なるに加へ、外米の輸入等にて氣勢冴えず移出資金の需要もなく本月銀行放資高千四十七萬餘圓にして前月に比し三十七萬餘圓の減少を示せり。

砂糖は本年度世界產糖豫想千六百五十萬噸、需要見込額昨年さ大差なく、結局製糖期を過ぎて夏期需要期の接近に伴ひ消費の増進さ共に漸次佳境に入るべく豫想され居れり、目下は製糖資金の需要あり、銀行放貸額二千三百八十七萬餘圓にして、前月に比し五百六十八萬餘圓の減少を示せり石炭は香港海員罷業本月中旬に至り終熄したるため輸出漸く盛ならんさす、同地方は貯藏炭激減のため需要旺盛にして炭價強調を呈し居れり、銀行放資額は五百三十萬餘圓にして前月に比し百九十五萬餘圓の増加に當る。

其他包種茶の如き走物八百箱暹羅向初輸出あり、樟腦亦米國への輸出活況を呈し居りて、本月臺銀利子四十萬圓の増加は紐育向樟腦爲替の増加なりさ云ひ前途樂觀の材料多し。

銀行預金は月末殘高七千二百二十八萬餘圓にして前月に比し二百三十四萬餘圓の激減を示す、貸出金の殘高は二億二千六百七萬餘圓にして前月に比し五百五十三萬七千餘圓を増せり。

信用組合貯金亦八萬二千餘圓を減少し、貸付金は三十九萬四千餘圓を増加せり。

本月の金利は先月さ大差なきも預金利子引上の聲に強調を呈し居れり。

臺北物價は本月平均指數一九八・九一を示し前月に比し一・〇六の下落率なり。物價の大勢的推移は低落にあるべく本月低落品は玄米、小麥粉、砂糖、味噌、鷄卵、煉瓦にして騰貴品は、火油セメントなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□ 手形交換月表

所在地交換所	年月次	枚數	交換高	交換尻
臺北	十一年三月	二六、七一七	一〇、三三六、七二六	三、六四一、一六一
	同　二月	二二、一七二	七、九九三、九五八	二、三六六、九二九
	十年三月	二六、七五一	一〇、六四〇、〇三七	三、一〇〇、五八八
基隆	十一年三月	六、一三八	一、三二一、七一〇	三六四、四〇一
	同　二月	四、六三三	一、一〇九、五九六	三二一、四五六
	十年三月	六、四九七	四、一五四、九四一	六二八、七〇四
臺中	十一年三月	二、九五一	一、四一二、三八六	七六九、八三六
	同　二月	二、〇八七	一、〇三七、二五八	三八八、九二一
	十年三月	三、〇二四	一、八〇七、九二二	七〇九、六五二
臺南		一五、九〇四	四、三三二、七四五	一、一四四、一一五
		一三、五九六	三、七五〇、二六九	九五五、五四五
	十年三月	一五、七五五	五、四四七、二四五	一、八二九、七〇六
高雄	十一年三月	四、四二六	一、五九二、四〇[illegible]	六一〇、九八二
	同　二月	三、八二〇	一、六九六、一〇九	九一七、〇〇七
	十年三月	四、五七一	一、五三二、四六九	九七七、三七一

□ 臺灣銀行券發行並準備保證高

月日	銀行券發行高	國庫在高	市場流通	準備並保證 準備	保證	制限外發行高
十一年三月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	―
同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	―
同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	―
同年二月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	―
前年三月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	―

□ 大正十一年三月末預金貸出金殘高及金銀在高表

銀行名	預金	貸出金	金銀在高
	円	円	円
臺灣銀行	二九、六二六、四五八	一九七、四八六、二九七	三、七七三、一[illegible]
華南銀行	二、四九八、四六〇	一五、六九一、一〇六	二四、七七三
新高銀行	九、七七三、三二二	一一、四八一、〇八〇	一八七、二三八
彰化銀行	七、七四三、五六四	一三、二二一、〇一八	一三三、四七〇
臺灣商工銀行	一三、〇三〇、一五七	一四、七一三、九〇七	一七三、八九九
嘉義銀行	四、五三五、二二八	七、三一一、六五八	九〇、五三四
三十四銀行支店	八、五四〇、九九二	九、一七〇、〇一三	七七、八〇四
臺灣貯蓄銀行	五九八、八六四	四、六〇〇	一、五一六
合計	七〇、二六四、九九四	二二六、〇七〇、二九九	四、四五三、二六二
前年同月	八二、九〇〇、二二二	二三七、〇七〇、〇〇〇	四、五二一、二四八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□ 大正十一年三月中重要物産に對する各銀行放資額

銀行名	區分	米	砂糖	茶	樟腦	金塊	酒精	石炭	計
臺灣銀行	放資額	円 七七七九、五四二	円 二一、三〇〇、八五四	円 五一一、〇五三	円 一、五五〇、七七八	円 六六、六七三	円 三八二、六八四	円 四、一七六、五四九	円 三五、七六四、一三三
	月末殘高額	一四、七二五、四〇八	四四、三〇四、七七四	五〇二、九五〇	二、九八七、八二三	三三六、六七三	七六五、八四六	五、二〇三、五一四	六八、八二六、九八七
華南銀行	放資額	八九九、〇三二	九〇六、七五〇	七一五、六一七	二三〇、〇〇〇	—	—	五六二、四一一	三、二九八、八一〇
	月末殘高額	八一八、二五〇	一、二〇四、二五二	七五九、五六〇	六〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇一二、七〇〇	四、三九四、七六二
新高銀行	放資額	五三七、四九〇	四四〇、八五七	四四三、七八七	二八、七〇〇	一七、三〇〇	四一、五八七	二〇九、七〇九	一、七一五、四一〇
	月末殘高額	一、〇七四、八〇六	六〇七、二九七	八六七、四六四	二五、三四〇	七、四二〇	三四、二四三	二九四、八五八	二、九一一、四二八
彰化銀行	放資額	四四四、二四七	一三三、八九〇	—	—	—	—	—	五七七、一三七
	月末殘高額	一、二一一、九六三	四七三、八四三	—	—	—	—	—	一、五八四、八〇六
臺灣商工銀行	放資額	二五三、四〇二	四三五、二一四	—	—	—	—	三六四、五五二	一、〇五二、一六九
	月末殘高額	三六四、一二八	一、一六〇、一四五	三七、八五〇	—	—	—	八〇七、六〇五	二、三六九、七二八
嘉義銀行	放資額	八一、六二六	一四七、六五九	—	—	—	—	—	二二九、二八五
	月末殘高額	一七六、九五一	三六一、四七五	—	—	—	—	—	五三八、四二六
三十四銀行支店	放資額	四八七、六七六	五一二、六〇八	四三、八五〇	—	—	—	—	一、〇四四、一三四
	月末殘高額	八九三、一四九	九一五、三二一	九四、四五〇	—	—	—	—	一、九〇〇、八一〇
合計	放資額	一〇、四七九、〇一五	二三、八七三、八一二	一、七一二、三〇七	一、七九九、四七八	八三、九七三	四二四、二七一	五、三〇九、三三三	四三、六八一、〇〇七
	月末殘高額	一九、一六四、六五五	四九、〇二五、九九七	二、二六二、二七四	三、六二三、一六三	三四四、〇九三	八〇〇、〇八九	七、三一八、六七七	八二、五二六、九四七
前年同月	放資額	一一、四〇六、〇〇六	三五、七五四、一八八	一、八一七、七〇九	二、〇四三、四三五	八一、〇一八	二八一、一三九	四、九九六、九二〇	五六、三三一、四一四
	月末殘高額	二〇、三六一、〇八三	五五、九〇六、八三三	二、三七七、八八四	三、一四七、七四五	三三六、三七三	七二八、九五九	七、〇二四、八二〇	八九、八八五、六八六
本年累計	本年放資額	三五、四八一、九四五	七五、九九一、九二一	五、四二七、四三一	五、一八九、三〇三	四六一、〇五二	一、一三一、〇七九	一五、六八八、七九三	一三六、九五三、五二四
前年累計	前年放資額	三七、一七〇、一七九	一〇八、九四一、二五三	五、六一六、三三三	六、六〇六、三三〇	四四〇、七五六	一、二四五、三一八	一六、四九一、一一一	一七六、四二一、〇七〇

□ 信用組合毎月事業狀況一覧表 （三月末調）

○増　△減の印

種別／州廳別	組合數	調査組合數	組合員數	出資口數	出資金 總額	出資金 拂込濟	各種積立金	貯金	借入金	貸付金	餘裕金	剩餘金

臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	臺東	花蓮港	合計	前月合計	増減
四五	四五	五三	五三	三二	一	四	二三三	二三三	—
四三	四五	五一	五三	三〇	一	四	二三七	二三七	—
一七二四六	一七一一四	三九〇六一	二三八一三	一三、三一二	二一七	五三二	一一〇、二九五	一〇九四八五	○八一〇
一〇四、七四四	七六、五六〇	九九四七一	九一、九一四	五八、三〇七	五〇二	九、九四〇	四四一、四三八	四三八、九六一	○二、四七七
円 二、六八八、二四三	一、六八六、九九二	三、二九六、四五八	二、七一四、八一〇	一、二一三、六一〇	二五、一〇〇	一九八、八〇〇	一一、八二三、九七三	一一、七五二、五〇五	○七一、四六八
円 二、一二一、〇〇七	一、五九七、〇七六	三、〇九五、二六八	二、四五三、八六五	一、〇六五、〇五一	二五、一〇〇	一九六、三三九	一〇、四九〇、六八六	一〇、四三六、三四〇	○五四、三四六
円 四九一、二六一	六七六、二六六	一、一二九、七九五	九三四、六七七	四五一、九五〇	一八、九八四	三五、四三二	三、七三八、三六五	三、七三五、九〇四	○二、四六一
円 二、三七九、二九八	五六九、九九七	二、九四〇、四〇七	八〇六、六九九	六八六、〇七一	六、七六六	二八、九〇五	七四一八、一四三	七五〇〇、二〇〇	△八二、〇五七
円 四一八、八八四	八九七、六四八	三五五、九〇六	九五八、八七七	三七七、五七一	一六、〇〇〇	七六、七〇〇	三、〇九八、五九〇	三、〇九八、九一一	△三二一
円 四、六〇二、三一八	三、七一[illegible]、七一一	六、四七九、五三九	五、〇〇六、九二五	二、四二五、〇二一	六六、三八四	一九六、三六[illegible]	二三、六一〇、二六一	二三、二一五、八三八	○三九四、四二三
円 七八五、六六五	六四〇、三三	一、一〇二、四九二	一八九、七九七	一三二、五六八	一、〇四九	七九四二	二、二八五、五四六	二、五八九、三四四	△三〇五、七九八
円 一四〇、二五六	六六、六四[illegible]	一六一、四九一	一三二、七[illegible]九	六一、五一二	一、九二五	七七四九	五七四、三〇五	三八四、二〇四	○一九〇、一〇一

口臺北物價指數表（大正十一年三月末）

品目	本月	前月	前年同月
白米	二八八・七三	二八八・七三	一八三・一四
玄米	(一)一八九・〇九	一八八・六〇	一四三・〇〇
清酒	二九〇・七九	二九〇・七九	一九〇・四八
麥酒	一八一・六〇	一八一・六〇	一八一・六〇
紅酒	一八〇・五六	一八〇・五六	一六六・六七
澤庵漬	三三三・三三	三三三・三三	二八八・八九
小麥粉	(一)一五六・六〇	一六二・二六	一六二・二六
砂糖	(一)一三三・〇八	一三七・三六	一九二・三一
鰹節	三〇九・〇九	三〇九・〇九	二六四・五五
味噌	(一)一四六・二六	一五五・八九	一三三・〇七
醤油	二一一・三六	二一一・三六	二〇二・二七
鴨卵	(一)一七一・四三	一八二・八六	一六九・七一
火油	(十)一四三・九九	一三三・三三	一三八・二一
鹽	一四〇・九一	一四〇・九一	一二五・〇〇
煙草	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇
烏龍茶	九一・〇八	九一・〇八	—
包種茶	一一〇・三四	一一〇・三四	—
白木綿	一九〇・四八	一九〇・四八	一九八・四一
綿布	一三二・五三	一三二・五三	一二八・九二
洋紙	二三四・七八	二三四・七八	二八六・九六
日本紙	三六一・一一	三六一・一一	二三八・七八
杉板	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	三一九・二六
杉材	二九〇・三二	二九〇・三二	二九六・七四
洋鐵	二一五・七九	二一五・七九	二六八・四三
鉛	八九・三八	八九・三八	一一二・九〇
銅	一一〇・三〇	一一〇・三〇	一一三・一四
煉瓦	(一)二六〇・八七	二七八・二六	二六〇・八七
日本瓦	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一九〇・〇〇
板硝子	二八一・三三	二八一・三三	二八七・六〇
セメント	(十)一九一・一八	一七六・四七	二三五・二九
燐寸	二六一・六三	二六一・六三	二八六・四三
石油	一九二・〇五	一九二・〇五	二一九・三三
石炭	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一九一・二〇
木炭	一八六・六七	一八六・六七	二五五・五五
薪	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	二二八・五七
平均	一九八・九一	一九八・九七	二〇一・二〇

（備考）本表は戰前即大正三年七月の物價を一〇〇として計算したるものなり同表中（十）印は騰貴（一）印は下落を示す

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□平均指數五箇年對照表

月次	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年
一月	二〇四・四三	二一五・五四	二七三・五三	二〇九・三八	一七八・三八
二月	一九九・九七	二一一・四三	二八六・〇八	二〇八・七七	一八二・五七
三月	一九八・九一	二〇五・二五	二八六・九九	二〇三・五八	一八七・四七
四月	—	一九八・五〇	二八一・六〇	二〇一・八九	一八二・一六
五月	—	一八九・八三	二七二・五四	二〇〇・七五	一八三・九六
六月	—	一九一・〇三	二五六・〇四	二〇八・一一	一八七・六八
七月	—	一九二・四六	二五三・六八	二三一・二七	一九五・九四
八月	—	一九二・六六	二四八・三〇	二三九・七〇	二〇三・三六
九月	—	一九七・三三	二四四・七七	二三三・三七	二〇九・〇二
十月	—	二〇〇・七八	二三四・二六	二四二・三六	二一三・一九
十一月	—	二〇三・一〇	二三三・八六	二四八・〇一	二一一・六五
十二月	—	二〇〇・四二	二三七・九〇	二六四・四九	二一五・六一

■各年月を一〇〇とせる本月平均指數

基礎年月	本月平均
十一年二月	九九・四七
十年三月	九六・九一
九年三月	六九・三〇
八年三月	九七・七二
七年三月	一〇六・一〇

高空飛行の新レコード

五月二十七日屏東飛行場に於て行はれたる陸軍耐熱試驗飛行は、サルムソン百五十二號機を操縱せる藤葉曹長に由つて我が飛行界空前の壯擧が演ぜられた、卽ち最高六千米突(一萬九千八百尺)の蒼穹に達したことである、此の上空に於て俯瞰するに、周圍約四百里、面積二千三百方里の臺灣全島が模糊として一眸に收むることを得られ、其の壯觀言語に絕したものがあつたと云ふのである、その豫想に反したのは上空の溫度である、普通に上空は寒さを感ずるもので あるから、冷却器のシヤツターを開放して居ては餘り冷へ過ぎは仕まいかを氣遣ふて、一萬八千尺に及んだ頃溫度を調べて見たら地上の溫度と大差は無かつた、是は藤葉曹長の今回の實驗に由つて始て出合つた事柄で、又た是れ新レコードを得たと謂ふべきである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜俎

樺山總督が最初の臺南視察

蕉鹿夢

明治二十八年十月二十二日は、我が臺灣南進軍司令部及び近衞師團第二師團混成第四旅團の三道進みて臺南城に入り、臺灣の戡定を告げた日で、事實に於ける日清交戰の最後の終局と認むべき平和の記念節であるが、是より先、同月十八日、北白川近衞師團長宮殿下が、嘉義に於て、フト腹痛及び輕微の惡寒を感ぜさせられしも、平素の雄々しき御氣質より、差して御介意なく進發を續けられしに、十九日に至り、全身の御倦怠較や甚だしき御模樣あり、而かも二十日二十一日の炎天を、不完全なる擔架にて行進あせられしため、二十二月臺南御入城の際には、御疲勞増加の上に、御熱度三十九度に昇り、二十三日には、間々御譫語ある程の重態に逼られし急報、臺北に達したので、當時初代の總督として臺北に在りし樺山伯、憂慮措く所を知らず、早速御見舞のための伺候に兼れて、戡定後の民情視察を行ふの必要より、十月二十四日臺北發、基隆港より海路を安平港に開航せらるゝ事となつた、其一行の總員一百十四名、文武の大小諸官之に扈隨したのであつて、文官としての重もなる人々の中には、民政局長水野遵氏を初め、學務部長伊澤修二・殖産部農商課長押川則吉・財務部租稅課長中村純九郎・參事官大久保利武・同服部甲子造・通譯官御幡雅文などいふ顏觸も見えた、そして臺南民政支部長としての古莊嘉門・同安平出張所長としての西郷菊次郎・鳳山出張所長としての柴原龜二等の地方官の一行も、同時に其任地に赴くことゝなつたので、此れ等のすべてを合數すれば、約三百餘名に上つた、此日朝來雨降り、午後三時四十分例の遲々たる後押汽車に搭して基隆に著した頃は、名物て雨サナガラ篠を突く如く、港内風ありて浪が高かつた、一行は艀舟四隻に分乘し、小蒸汽に曳かれて威海丸に乘り込まれたが、近衞軍樂隊の甲板に於て愛國の譜を吹奏した時には、樺山總督を筆頭に、一同の意氣緊張し、狂瀾怒濤も何の物かはの概を見られた、午後六時基隆拔錨、通霄浪荒くして船體動搖したけれども、一行中に殆ど船暈を感ずる者が無い程であつた。

二十五日空は幸に晴れたが、風未だ收まらず、其風位安平直航に便ならぬといふので、一時澎湖島に寄港することゝなり、早朝左舷に漁翁島の燈臺を見つゝ、媽宮澳に入りて投錨した、午後樺山總督及び水野民政局長は、媽宮に上陸しやうと希望せられたが、風浪が餘りに甚だしいので中止し、同夜も港内に碇泊することにした、二十六日は、風波稍穩の好晴であつたので、早々拔錨、午前十時五十分安平港に安著した我が軍艦吉野・八重山等出で迎ひ、祝砲十七發を放たれたが、殷々たる轟響遠く支那海上を壓して、皇威の覃敷をば示さんとするの趣あつた、午後一行は安平より上陸、直ちに臺南に向はれた。

一行の臺南に到達するや、高島南進軍司令官以下各將校悉く大西門外に出で迎ひ、而かも大西門を入るや、市民此新來の總督を歡迎せんとて、街路の左右に群集する者堵の如く、到る所の戸外には、桌を据え、香を焚きて、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

敬親の禮意を表した、軈て樺山總督及び水野民政局長は、旅館さして定められたる、紳士許建勳の別墅浣紅閣に入られたが、抑も此浣紅閣には、嘗て明治七年征臺の折り、樺山水野の二氏が臺灣の内部視察に際し、投宿せられたる縁故ありし由にて、其遇の奇なるを賀せられたかに見えたさいふ事である。

翌二十七日、樺山總督及び水野民政局長等、取り敢へず北白川宮殿下を近衛師團司令部内(即ち現在の北白川宮御遺跡所)に伺候し、御病床にて拜謁し、懇に御見舞申し上げたのであるが、同日殿下の御容體は、御熱三十八度、御衰弱漸く加はり、軍醫の拜診では、惡性マラリヤに肺炎を竝發あらせられたのであるさいふに在った、軈て樺山總督はツヽマシヤカに、「殿下の御苦心御高德により、臺灣全島正に鎭定し、又顧慮を要せざるに至りたる段、感謝し奉る旨」委曲言上ありしに、殿下頗る御滿足あらせられ、御言語の時に澁滯振顫を帶びさせられしも、御元氣尚ほ健かに、御様子も麗はしく、「全島斯の如く速に平らぎたるは、一に皇威の然らしむるさ、軍隊の忍耐に因る所で、其間貴官の勞苦察するに堪ふる」さの篤き御諚あり、樺山總督も大に愁眉を開きて御前を拜辭したさ仄かに承つてゐるが、シカシ此抃躍は、一時の現象で、夜に入りて御病症頓に御危篤に迫らせられたのは、返へすがへすも遺憾の極みであつた、

夫れから同日の午後に、樺山總督は高島南進軍司令官を其司令部に訪問し、種々の打ち合せを爲したる結果、乃ち總督の名を以て、左の諭告文を臺南城の内外各處に貼示せしめられた、そして此諭告こそ、實に臺灣戡定の第一聲明であるかに思はれる。

大日本帝國皇帝陛下は、曩に日清兩國全權大臣の議定したる平和條約を批准し給ひ、臺灣全島及澎湖列島永遠に大日本帝國の版圖に歸したるを以て、茲に本總督を特派せられ、文武の事務を督辦せしめらる、是に於て、本總督は、臺北に來り、政廳を開き、專ら良民を保護することを務め、且勅旨を奉じ、海關稅さ官租さを除くの外、本年臺澎各地の諸雜稅及鹽金を蠲免し、以て庶民の困苦を紓べ、又從來の官鹽法は、民利を壟斷し、弊竇を滋生し、特に有害なるを以て、之を廢止して、民生に便する等、業に已に告示したる所なり、然るに彼劉永福等は、兩國平和締盟の旨に悖り、部下を煽惑し、匪徒を嘯集して、臺南に據り、我軍に抗拒せるは、其罪實に容すべからず、是を以て、本總督は、陸海の軍を派遣し、一擧之を掃蕩して、後來の烱戒さなす、而して今や臺灣全島は悉く平定し、爾等亦皞熙の民さなれり、然れざも將來頑冥永福の如き者ありて、苟も我軍に抗せんさする者あらば、毫も假借せず、嚴誅を加へん、爾良民等、能く此旨を心胸に銘刻し、各其堵に安じ、其業を勉むべし、而して爾等の財産及田園家屋等の如きは、秋毫も之を犯さず、各其所有者に歸し、永く昇平の德澤に悅服せしめんさす、爾等本總督が一視同仁愛民の意を知悉すべし、此に特に告示す。

十月二十八日！、此日は、帝國の領臺史上、最も哀むべき第一日である、豫れて御惱み中にましまず北白川宮殿下には、御熱三十九度に上昇し、御四肢厥冷、冷汗淋漓、之を筆にし奉るも畏こき極みながら、御精神にも御朦朧の傾きあり、稍や人事を省せられざるの御有様を拜せられた、そして龍腦の皮下注射や、武醫の注腸を施し奉ること、再三反復、一時不正且つ歇弱の御脈が回復せらるゝ如くなりしも忽ちにして衰ひ、午前七時十五分には全く大漸さいふ御容體に遊ばされた、そこで秘喪のまゝにて東京に御歸還さ内決し、二十九日安平より西京丸に搭せられたが、樺山總督

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

は水野民政局長と共に、安平にまで御見送り申し上げた、そして此永遠なる御訣別の刹那の光景は、嘗て鬼神を叱咤する底の英雄、寧ろ同情の涙にモロキ悲溫の人であるの裏面を發露したのに、咸轉た暗泣潸々の感に沈んだといふことである。

是より先二十八日の午後より、臺南市内の正副總理十名（南進軍司令部の措置により臺南を五區に分ち之に各正副總理を置いた）を旅館に召して接見を遂げられた、其人々は、第一區の洪宗漢(正)陳逢春(副)第二區の鄭朝宗(正)陳逢源（副）第三區の張建功（正）翁輝山(副)第四區の邱玉坡(正)陳清淇(副)第五區の吳磐石(正)李滔榮(副)といふ面々であつたが樺山總督は之に對し、御幡通譯官の通譯で次のやうな旨趣を演述せられた。

本職は、曩に清國全權使節李經方と會同し、本島及び澎湖列島の授受を了せり、然るに頑愚なる土民等、事理を解せず、暫らく王師に抗抵を試みたるも、僅かの時日に於て平定したり、劉永福亦事理を解せず、部下及び土民を煽動して、兵器を弄せり、本職艮民の疾苦を念ひ、書を送りて本島を退去し、歸國すべきを勸告せしも、彼れ公法に通ぜず、頑然たり、是に於て、已むなく兵を向けて勦討したり、今や劉の逃走は、實に臺南一帶の艮民の幸福なりと信ず、我が大皇帝陛下は、一視同仁、臺民を視給ふこと子の如し、然れども大清國と大日本國との施政の方針固より異なり、日本國は公平無私なり、賞罰嚴明なり、將來永福の如き輩あらば、決して寛さず、忠直義務を重んずる者あれば之を賞すべし、諸子は、地位あり、人望ある人々なれば、此趣旨を臺南城内外の士民に傳へよ。

同時に副官をして、古莊臺南民政支部長を正副總理に紹介せしめ、「是れ爾今諸子の上に在りて、政を聽く者である、臺南士民は、此人を父母の如く視よ、同人亦士民を親み視ること、子の如くにするであらう」との溫情籠れる挨拶あり、次で同地の儒士として知らるゝ楊建文・朱鄒・周錫祈・楊景洲・楊蓮勳・蔡應瑩・楊錕教・陳滌卿等の一流を接見せられ本島の教育に關する簡單なる演述あり、且つ亦副官をして、伊澤學務部長を紹介せしめられた、さて又毎々臺南市民より、樺山總督に時物を獻呈せんと希望する者陸續絶へざりしも、悉く之を斥けて受けられなかつたが、尙は獻呈を絶たぬ有様なので、三十日左の告示を以て旅館の門に揭げしむることにした。

大日本國之國法、在官人受民間之禮物、本干例禁、日來各處紳民人等、獻方物于總督閣下者、繁有徒官房一一退斥、決不收受、自今紳民人等能體此意、莫違諭示、切切。

此日安平の和蘭領事ベーン氏、在清國公使の訓令に依り、樺山總督に會見して、臺灣平定の祝辭を述べた、嘗て三百年以前に、一時臺灣の主權を握りし和蘭國の代表者により、公式なる一着の握手を新しき領有國の總督に致されし事、亦多少の因緣深きものあるを感ぜざるを得ぬやうであつた、次で翌三十一日安平の英國領事ハルスト氏も同じく訪問に來た、十一月一日より臺南民政支部を商巷濟道署に置き、事務を開始することゝした、そして同月三日の天長節には、樺山總督親しく場に臨みて、盛大なる慶典を擧行さるゝことゝなつた、其場所は臺南に名高き兩廣會館で、時は午後三時よりと定め、來會する者我が文武諸官以下、英蘭の兩國領事、其他の居留外國人、並に本島紳民等約六百餘名と註せられた、そこで擧式の劈頭、樺山總督は得意の雄姿を壇場に運び、左記の意味の演述があつた。

本日は、天皇陛下の萬壽を奉祝すべき天長節に際會し、此新版圖に於て、初めて斯祝典を擧ぐるは、本職の最も光榮とする所な

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺北商工會に於ける田總督の演說

臺北商工會にては五月二日午後六時より第四十五議會に於て奮闘し多大の成功を齎らして歸來せる田總督及賀來長官、阿部財務局長等を主賓とし陪賓として末松內務、相賀警務兩局長、新元鐵道部長、高田知事、喜多殖產局長、松井檢察官長、梅谷參事官、松田祕書官、田阪內務部長、奥秋商工課長、下村祕書官其他を鐵道ホテルに招待し一夕の慰勞の晩餐會を催した六時半食堂を開き愈々デザート、コースに入るや高木會頭立つて一場の挨拶を爲し續いて田總督は滿場の拍手に迎へられて立ち大要左の如き演說を試みた

今夕は例年の如く我々の議會中の辛勞を慰めらるゝ爲めに鄭重なる晩餐會を催されたることは深く感謝する所である、高木會頭の言はれたる世界的不景氣を如何にして挽回するかは啻に臺灣の問題たるのみならず政府の問題であつて、無論臺灣に於ても官民協力して一日も早く之が挽回の方法を講ぜねばならぬ、之に就ては余も決して一臂の力を辭せず、諸君の意見も承はり又研究の結果余の所見を語る場合もあることであらう、元來世界的なる不景氣は我國民に對しても一大覺悟を促がして居る、大戰に就て幸ひに戰場とならなかつたのは大國中獨り日米兩國であつて戰時盛に軍需品は勿論生活必需品も盛に此兩國より歐洲に供給した

とて戰時貿易高潮に達し我國の如きも十億圓十五億圓の出超又出超を誘致したる事情と其結果物資國內に缺乏し物價昂騰し國民生活も又從て高上したる事情を縷述して後一轉して

扨て戰爭終了後我國に何が殘つたかと言へば日本は世界第一の物價の高い國生活程度の高い國と云ふ事のみである、我々は戰前歐人の生活を見て如何にも贅澤で皆な富豪の如き生活を爲し日本ほど慘めな生活をして居るものは無いと思つたが、今日では全く冠履顚倒し日本程高い生活を營んで居る國民は無くなつた、露獨兩國は別とし英佛伊も戰時は勿論戰後も極めて質素な暮しをするやうになつた今回の上京中外務省の役人が來て自分の洋服は態々倫敦商人に註文を發して作らしたのであるが船賃を入れても尙ほ日本で作る半額で斯う云ふ立派なものが出來たと言つた、又米國も日本に數倍も十數倍もする儲けをしたが戰時も大々的覺悟を以て參戰もし出來得る限り生活を質素にし戰後も其質素なる生活を繼續して居る、己に戰前百二十億の債務を濟了し更に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

別に同額位の債權國となつて居る米國人の此覺悟は實に見上げたものであるとて大正七年米國の大電氣會社社長の來朝に際し總督は當時遞相として一夕の歡迎宴を開いた時同米人社長は米國は宴會には三皿以上を用ゐず極めて久方振に斯る立派なる饗宴を受けたとて謝意を表したが是れ果して感謝の意味か將た本の豪奢を冷罵したのかと思はず心時めくものがあつたことを述べ更に加藤海相の談であるとて米國軍艦が神戸入港の際、我軍艦が其士官を招待したる時米國士官は一人として酒杯に手を觸れざりしことと竝びに日本代議士團が倫敦王室に於て砂糖の入らぬ茶菓の饗應を受けたりしこと、日本實業團が米國國務卿ヒューズ氏の招宴に極めて不味い三皿だけの餐應を受けし事例を引きて歐米人の生活が戰後も殆んど戰時同樣簡易質素なることを聽者の眼前に髣髴せしめたる後一段語氣を厲まして

我に數倍數十倍の戰時利得を爲したる米國旣に斯くの如くして國力の充實に主力を傾注しつゝあるに拘はらず我が日本のみは依然として成金氣分を脫せず、金のあるに委せて鼻唄もので暮し來り一旦不景氣風吹き荒むに及んでサア大變だソレ救濟ソレ助け船と騷ぐのは一體何の事だ、信州輕井澤は元と外人宣教師が別莊を立てゝ有名となつたのであるが、近來日本人が同地に行き成金風を吹かし物價の騰貴したので、コリヤ堪らぬと委員を設けて或は赤城山頭に或は信州の湖畔に別の別莊地を求め避難せんとして居た事例の如き比々皆然りである、之に對し物價調節だ、金融政策だ貿易策だと種々な聲も喧しく起つて居る、成程それも好からうが之等は言はゞ末の話で國民が自ら守り自ら勤儉力行して國力の根幹に培ふの精神を奮起するといふことが先決問題である昨年入超三億圓、今年は三月末で旣に二億の入超と云ふ有樣である、此狀勢で行けばあと二三年で或はモトの默阿彌となり戰前の貧乏國となるは知れ切つたことである、斯くなれば物價も下り生活も低下はするだらうがソレで折角五大國の班に列した新地位を何して行くのだ、政府が如何に救濟の手段を盡しても其根本たる國民の生活にして依然豪奢を極め放漫なダラしのなき爲體を繼續しては何にもならぬ、日本國民は正に此點に留意せねばならぬ秋であると思ふ、甘い御馳走を頂戴して甚だ苦いことを言ふやうであるが藥劑の爲めに諸君も時には苦いことを聞かされる必要もあらうと考へる

と述べ拍手裡に復席し最後に乾杯の交換を爲した、田總督の言辭素より穩かであつたけれども其言ふ處實に犇々と時弊に適中するものあり聽者をして覺えず襟を正しふせしめたのであつた

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り、今や臺灣全土既に鎭定に歸す、本職は、是より本島の治安を保ち、人民の幸福を增進せんこさを勉むべし、並に諸君の來臨を謝し、併せて諸君の健康を祈る。

終つて陛下の萬歳を三唱せられ、參列の各員之に和し、近衛軍樂隊は君ヶ代を吹奏した、夫より英國女皇陛下及び和蘭皇帝陛下の萬歳を三唱し、次で立食の饗宴に移り、席上英蘭兩國領事、臺南第一區總理張建功など來賓の祝詞あり、最後の樺山總督及び南進軍司令官の萬歳を唱和して式を閉ぢたが、別房に於ては、邦人の演藝あり、島民の戲劇あり、和氣洋々來衆歡を罄して退散したのは日沒の頃であつた、加之臺南城内の市街には各戸日章の國旗を飜へし、又城隍廟其他祠廟の舞臺にて、演劇の催しあり、或は自家に慶筵を開きて、萬壽を奉祝せし向きも少なくなかつたさいふ。

翌四日樺山總督は水野民政局長を伴ひ、文廟及び鄭國姓廟に參詣せられ、手づから幣帛料若干金を捧げられ、五日は、北門外の練兵場に於て、戰病死者の招魂祭を執行あり、樺山總督亦文武諸官を率ゐ之に親臨せられたが、其祭文中讀んで「抑も諸子は、軍に朔北の野に從ひ、屍を風霜氷雪の間に曝せ、轉じて又南天傑金の地に航し、身を彈煙蠻雨の裡に投じ、風餐露宿以て百難を排し、猛進奮闘遂に王事に斃る」との一節に至り、實に聲涙俱に下るの概があつたさいふ事である、至情の英雄正さしく爾かくあつたであらうさ思ふ。

斯くて八日樺山總督及び水野民政局長等の一行、臺南を出發して安平に到り、福井丸に搭して臺北に歸府せらるゝこさゝなつたが、同港碇泊の軍艦濟遠より十七發の祝砲を放つた時には、サシモに高き風浪も、一時は鎭靜して此貴賓を迎ふるかの趣が見えた、夫れより九日十日は雨の中に風浪猛然、一行多少の船暈を感ずる者あつたが、十一日の朝、基隆の阜頭に上陸する際には、珍らしき好晴天で、無異臺北に歸着せられたのは午前十一時であつた。憶ふに、樺山總督が此最初の臺南視察は、治臺史上に尤も閑却すべからざる意義ある經過であるのは言ふまでもなく、一面に樺山伯個人としての公生涯史上にも、永久に特書せらるべき其幾ページの彩華であらう。

長江感慨

ボツリ〱

G S 生

■清朝時代の人民は却つて幸福であつた

支那は現在經濟的に疲弊して居る、今から思へば革命戰爭は支那國家の上に如何程禍をしたか知れない、比較的新しい智識を有する一部人士が自己の野心を滿足せしめん爲めに起した革命は支那全土を擧げて今日の混亂狀態に陷らしめ四億の民を名狀すべからざる困憊さ憂患の淵に投げ込んださ言ふべきである。元來革命は支那國民の輿論から起つたのでは無い、彼等一般は君主制であらうが民主制であらうが敢えて關知する所で無い、清朝時代に於ける人民は現在よりも遙かに幸福だつたに相違ない、昨年早々から南北戰爭の巷さなつた湖南省等の民は非常なる慘害を蒙つた殊に長沙附近は南軍北軍が何回も爭奪を繰り返

したが其の度毎に退却する時には何れも掠奪を行つたので非常な損害を受け商業は出來ず金融は逼迫する物貨は騰貴すると云ふ有樣で人民の困憊は其の極に達した、今日尙軍規無き莫大の軍隊が無聊のあまり市中を練廻つて食料の無理買ひ車のロハ乘りは勿論、強姦、掠奪等を盛んにやつて居る、爲めに蒙る商業上の影響は甚大なものがある。

■土匪に近い支那軍政

軍隊の一般人民に迷惑を掛けて居ることは各地共同樣の有樣で、軍隊に這入る者は方々のゴロツキとか、宿無しとか、土匪とか、苦力とか、最も下流の者に限られて居るので、是程厄介なものはない、それが給料の不行渡り等の爲め、さらぬだに公職を利用して惡事をする彼等のことであるから、理不盡なる威壓を加へて良民を苦め正業を妨げる、これでは軍隊だか土匪だか分らない、今の軍隊は一日も早く解隊せねばならぬが、それには餘程注意を拂はぬと解隊された軍隊は土匪に早變りをするに相違ない、兎に角此の厄介な軍隊の始末は支那將來の大問題であらう。

■督軍の割據

一體督軍なるものゝ現狀は支那革命の精神から云つても甚だ矛盾したものである、彼等は法外の軍隊を領有し、各省に占據して權力を振ひ、中央政府を威嚇し、人民を苦しめ、專制政治、武斷政治を行ひつゝある、自己の地位稍不安なりと見れば地方銀行等に強要して銀貨を徵發し、兌換不可能なる票子を發行せしめ、何時でも退去し得る準備をする等、我等は現世にかゝる無謀なる暴政が格別の不思議も無く行はれつゝあるのを見て驚入つたが一般支那人間には不平はあつても大した反對輿論も起らぬ、要するに支那人は未だ文明の程度低く、世界の大勢に通ぜず、強者が弱者を壓服するのは支那古來の歷史に見る如く、人世の常法と考へて居るのであらう、かく觀じ來れば支那の共和政體は時期尙早と言へる、武斷政治で無ければ拔暫く治りはつくまい。

■支那の泥棒

支那の泥棒はその警察機が微弱な爲めか實に猛烈である、大は土匪より小は空巢狙ひ、掻つ浚ひのコソ泥棒に至る迄隨分澤山なもので、その又遣方が實に圖々しく大膽なものである、停車場の待合所等に居る支那人が自分の總ての荷物を悉く身近く引き寄せて、兩膝の間に挾んだり、膝の上に載せたり、兩手で握つたりして、尙餘る時は荷物の一部を足で踏んで居り、寸分の油斷も無く注意をして居る有樣を見ても、如何に泥棒に對する細心の警戒が必要であるかを知る事が出來る。自分は初めて支那に赴任して行く時、上海から南京迄汽車で行く爲め上海停車場に行つた、荷物は總て宿屋の「ボーイ」が運搬して客車の中へ運んで吳れたが、提鞄一個を自分で持ち待合所で休憩して同行すべき兵員の來るのを待つて居た、その提鞄は膝の上にも置かず手にも持つては居なかつたけれど、自分の直ぐ側に置いて居た、餘りボンヤリして居た譯でも無かつたが、二三分間の後その鞄は見えなくなつた、まさか盜られたとも思はぬから不思議に思つて居る所へ「ボーイ」が來たから委細を話すと「盜まれたのだ」と云ふ、手から離したから惡いとのことで馬鹿々々しいやら、腹立たしいやら派出巡査に訴へると驛長に申し出よと云ふ、驛長に申し出せば工務局へ屆けて吳れと云ふ、兎角する內汽車は發車してしまつた、サア今度は客車に積んだ荷物が心配になつて來たが、驛長が次の驛に電話を掛けて吳れて幸に無事なるを得たが、遂に汽車には乘り遲れ、鞄一個正に行衛不明、餘りの馬鹿々々しさに工務局へ屆出る勇氣もなく、引

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

き取つて次の汽車で南京に向つたが、扨て支那泥の敏捷なには全く一驚を喫したことであつた。

■人を見れば泥棒と思へ

或時、上海碇泊中であつた嵯峨へ轉勤の一下士が來航して、今長崎からの便船で着いた許りだが金を盗られたから旅費を貸して與れと云ふ、能く聞いて見ると船から荷物を持つて降りるや否や、車夫が十四五人一時に周圍に殺倒して來て、恰も客の奪ひ合ひをやる樣子であつた、彼はその内の一車夫に荷物を渡してそれに乘つたが、その時軍服の「ポケツト」に入れて置いた金入れが無いのに氣が付いたとの事であつた、車夫が一時に押し寄せて來た時やられたのは勿論である、こんな調子で隨分思ひも及ばぬ方法で竊盜を遣り、際どい隙を狙つて居る手合が澤山居る。苦力車夫その他人だかりのする所に居る者は、殆んど總てが泥棒兼業と云つて差支へ無い、人を見れば泥棒と思へとは支那に於て最も適切な意義を存して居る。

■支那人の殘忍性

支那人が殘忍性を帶びて居ることは我等の豫想外とする所である、譬へば泥棒を捕へた時、彼等が如何に峻酷に制裁を加へるかは、實際に目撃する迄は全く想像の及ばない程で、我等日本人は縱しや何れ程憎くつてもあれ迄非度い事は出來ない、兩手を括り上げて頭を蹴る等で全身所嫌はず撲ち据ゑる、飲食物を一切與へないで二日でも三日でも苦しめる、全く半殺しにしなければ承知しない、罪人の死刑なども隨分野蠻な方法で行はれて居る、河原とか時には道路の眞中の公衆の澤山居る前で死刑を實行する、その方法は先づ罪人を後手に縛つて上體半分を裸體とし罪名を記した小旗を背へ著けて獄屋から兵士が引き出して來る、見物人が澤山後から隨いて來る、愈々殺す時には目隠しをして地上に座らせ銃殺をするか、又は青龍刀で首を刎ねる、見物人は是を面白さうに見て居る、中には婦人や小供も居るが格別驚かない、兵士共は頭を撃ち碎かれたり首が飛んだりして居る屍をその儘にして歸つて行く、我等はその頭が半分破れて腦味噌が出て居つたり、首が飛んで附近一面に黑血が流れて臭氣芬々蒼蠅之を蔽ふ慘狀を見ると二三日は飯が不味くて困つたものである、死刑の全廢さへ論ぜらるゝ今日、尙支那では二三世紀昔の獄門式を見られる有樣である。

■大國民性

支那人は流石大國民で落ち着きがある、增水期になると上流から筏を流して來るがその仕業等も支那人でなければ出來ないもので、滔々たる濁水の流れのまにまに千里二千里を遠しとせず、悠々閑々として下航して行く、一度舵を誤まつて淺瀨に乘ると是が曳下し作業が手早く出來ず、其の內水が引いて如何ともする術なく翌年の增水期迄待たねばならぬ事等がある、洞庭湖あたりで減水期間所謂洞庭が原となつた草山の上に泰然として鎮坐する是等筏の冬籠り姿を屢々見ることがある。

■我等も次第に感化を受ける

獵に行くと面白い、枝に止まつて居る小鳥を目掛けて一發見舞ふと、それが不幸にして小鳥には命中せず、附近の枝葉に當つた時、小鳥先生仲々驚かない、彈の行衞を見屆けるかの如く附近を見廻して居る等は確に支那式である、天象地態が此の大國に住む總ての動物に平等に遲鈍性を與へるのか、蓋し是が自然の力であらう、我等も此地に長く居ると次第にこんな國民性の感化を受ける樣な氣がした、第一金錢の勘定からして仲々急速なことでは出來ない、一圓銀貨（大洋（タイヤン））一個が拾錢銀貨

(小洋)十一個餘りに等しかつたり、其又拾錢銀貨は一錢銅貨十二個位の價があるのだから、一寸買物をするにも右の關係を充介呑み込んで居なければならぬ、その外に支那紙幣の所謂票子なる厄介物がある、此の票子の相場が絶えず變動するから大洋や小洋との關係が非常に複雜なものになつて來る、又銀貨には僞物が澤山ある爲め金錢の受け渡しをする際には、必ず之を吟味しなければならない、支那人は銀貨を受け取るや否や一個宛之を机上に叩きつけて見たり、指頭に載せて音を調べたりする、初めの內は此の目の前でいきなり敲きつけの吟味沙汰には少からず感情を害するものであるが後には我等も同樣に此の無作法を行つてから受け取る樣に餘義なくせられる、

■不潔な支那人

支那人の不潔なことは又驚くの外はない、第一彼等の家屋なるものが陰氣で、無風流で、不衛生的に出來て居る、狹隘極まる街路に豚や牛の肉を掲げたり、種々雜多な食物を並べて猛烈な臭氣を放つて居る、例の群蠅は是等總ての食物上に集會して居り、大便が蹲居して居る傍には必ず毛の拔けた眼の腐つた野良犬が居る、加ふるに通行する支那人が至る所に痰唾、手鼻を遠慮なくやる、我等はこんな支那町を通る時何うしても大きな呼吸が出來ない、郊外へ出た時には氣が晴々する。

■支那料理

支那人は是と云つて殊に進歩した獨創の事業は持たないが、唯食物計りは開闢以來研究止まないものとあつて、是は又非常な進歩發展したもので、恐らく世界一だらうと云ふ、我等はその材料の奇拔なことゝ良く煮沸してある點に大に感歎せざるを得ない、曰く西瓜の種、曰く鱶の鰭、曰く燕の巢、曰く鳩の卵等一寸變つて居る、又何でも五六時間位は火に掛けてあると云ふことで、成る程二十種以上の異り物を食して苦しい位滿腹しても暫くするとすつかり消化されて了ひ少しも胃腸を害さない所が値千金である、その味に至つては元より嗜好如何にも依るが、韮大蒜は別として殆ど我等の口に合はぬものは無く、極めて美味である。

蕃人の二字を削る

臺中、高雄、臺東、花蓮港の各州廳に於ては從來蕃人兒童を收容して之れに教育を施すべく特種の設備を爲し之れを蕃人公學校と稱して居たのであつた、然るに今回設立州廳から名稱變更の申請があつて遂に蕃人の二字を削除し、之れに代ふるに其の地名を冠することゝなつた、今其の校數を聞くに臺中一、高雄三、臺東十五(其中二は修業年限六年)花蓮港十二(其中三は修業年限六年)であると、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方自治法令研究

質疑應答

內務局內地方自治法令研究會

問 州、市、街庄は州制第二十九條、市制第二十七條、街庄制第三十條に依り臺灣總督の許可を受け借入金を爲したる後借入月日、借入金額、借入利率、借入先、償還年限等の變更を要する場合は更に協議會に諮問し、變更許可の稟申を要する義なるや

答 借入金の實體卽借入金に關する許可の要件に影響する變更は新なる借入金なれば州に在りては州制第二十九條第一項に依り更に許可を要す從て協議會にも諮問を新にするものと存ず但し財政の都合に依り繰上償還等を爲すことに付既に協議會に諮問濟なるときは此の限にあらず

問 街庄の歲入出豫算は郡守に於て之を認可するに拘らず其の豫算の範圍內に於ける一時借入金は州知事の認可を必要とする理由說示を乞ふ

答 借入金は一時たると否とを問はず累を將來に貽すことなきを念じ豫算の認可廳以上に於て其の認否を決し其の取扱を愼重に爲したるものなり

問 街庄制第七條第二項「街庄長の事故」は何人が之を認定すべきや又此の場合助役若は上席吏員代理の事實を團體員たる人民に通告するには如何なる形式を採るを可とするや併せて敎示を乞ふ

答 事故は事實にして其の事實の認定は街庄自體に於て認定すべきものとす卽ち此の場合には街庄長を補助する助役に於て決定を要す尙街庄長事故あるとき何人が其の職務を代理するやは法令の既に規定するものなるか爲敢て之を告示する要なしと存ず

問 街庄制第八條第二項の規定は會計役の職務を代理せしむべき吏員を豫め決定し郡守の認可を要するものなるや又は事故發生の場合始めて發動すべき規定なるや說示を乞ふ

答 前段の通

問 市制施行令第四條の一町とは大字に該當する町を指すや將又小字に該當する丁目を指すや

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

答　大字なると小字なるとを問はず文武町榮町の如き町を指稱す

問　州財務規程第四條の規定に依り繰越の内半額を基本財産に繰入るゝ事を州に於て定めたる場合は決算附記に其の旨記載すれば可なるや又は歳出豫算に計上を要するや

答　前年度の剩餘金を基本財産に繰入を爲すときは全部たると一部たるとを問はず翌年度の歳入出に編入せず剩餘金を直に支出して基本財産に繰入することを得るなり決算附記にも記載を要せす

問　第一次監督官廳を差措き第二次監督官廳以上に於て直接監督行爲（例へば郡守に無斷にて州知事に於て街庄事務の監査を施行するが如し）を採るも差支なきや

答　下級監督廳に豫め通告するを以て普通の順序とするも特に必要ある場合は必ずしも之に依るを要せず

問　過怠金は人民に對して課することなきや

答　過怠金は吏員に對する懲戒罰にして吏員の身分を有する者に對するに非ざれば之を科するものにあらず

問　過怠金とは公共團體の自治權が吏員に對する懲戒處分として課する處罰と定義を下すものなりや

答　内地の市町村長は吏員を懲戒に附する權能あるも臺灣には此等の權能を認めず市制第八條街庄制第十一條の所謂過怠金は國家が監督作用として吏員を戒飭する懲戒罰の一なり

問　吏員は如何なる不正行爲を爲したる場合に過怠金を課せらるゝや

答　吏員として義務違反の程度が譴責にては輕く解職にては過重なりと認むる場合過怠金を科するものとす

問　街庄長は過怠金を課する權ありや

答　街庄制には斯の如き權限を認めず

問　臺灣總督は過怠金を課するや

答　州制、市制及街庄制上斯の如き權限を認めたる規定なし

問　認可を受けざる街庄の規則に過料を設け得るや

答　問の主旨詳ならざるも過料を科するには其の科することを得る法規の根據を必要とす

問　公共營造物とか公の營造物とかいふは所謂營造物のことなりや

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

答 所謂營造物とは國又は公共團體が經營する施設なるを要し一私人の經營する施設は假令其の施設が公共の利益を目的とするも營造物と云ふ能はず本問の公共營造物、公の營造物と云ふも抽象的に其の一般を斷定すること能はず個々のものに付き其の性質を究め叙上の區別に依り判斷せらるべし

問 州財務規程第二條第一號に依れば納期の一定したる收入は其の納期の末日の屬する年度とあり右は賦課漏又は隨時賦課等の爲年度經過後に於て納入告知書を發したるものをも其の年度の歲入に組入るゝの趣旨なるや、例へば十年度の三月分雜種稅（遊技場稅納期每月二十五日）の賦課漏を發見し四月三日に告知書を發したる場合此の收入は十年度歲入と爲すや又は十一年度分と爲すや

答 納期の一定したる收入とは其の納期內に徵收告知書を發したるものを謂ふ故に本問の如き納期內に徵收告知書を發することを得ざるが爲特に納期を定めたる收入は州財務規程第二條第一號を適用すべきものにあらずして同條第二號を適用し其の告知書を發したる日の屬する年度の歲入とすべきものと存ず

問 州財務規程第三條第一號の但書（別に定まりたる仕拂期日あるときは其の仕拂期日の屬する年度）に該當する事項例示され度し

答 別に仕拂期日を定むることあるべきを豫想して制定せられたるものと存ず例へば退隱料支給規程を以て『禁錮以上の刑の宣告を受けたるときは其の宣告を受けたるときより其の執行を終るに至る迄の間退隱料の支給を停止す』と規定せられたる場合の如し

問 街庄豫算の種目は豫算說明なれば種目及其の金額の增減は款項に增減變更を來さざる限り豫算の追加及更正を要せざることは街庄制施行令第四十三條に目の流用に付規定せざるに照らして明らかなりとす併しながら歲入に於て目の增加を要する爲め（例へば使用料及手數料の項の內第二小公學校を增設して授業料の目の增加を來し又は傳染病院を設置した爲め入院料の目の增加を來す場合）項の金額に增加を來すものは項の自然增收として豫算の追加を爲さざるも可なるや

答 豫算に授業料入院料の科目なきも會計帳簿の使用料及手數料の科目中に此等の科目を新設して收

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入整理し豫算は何等追加を要せざるものとす

問　州財務規程第三條第二號の但し書『契約ニ依リ定メタル仕拂期日アルトキ』とは如何なる場合なるや、又但書は運搬費、土木建築費、其の他の物の購入代に限る義なるや

答　假へは物件の賣買契約に依り目的物の引渡期日を其年度三月三十一日とし其の代金の仕拂期日を翌年度四月三十日と定めたる場合又は數年に涉る運搬、土木建築等の請負契約にして其の契約に依り定めたる仕拂期日假へは既成部分拂を爲す如き場合を指したるものと思惟す又但書は御見解の通

問　州稅規則第二十八條中「藝妓、娼妓、酌婦ノ稼業者ニ對スル計算ヲ以テ是等稼業者又ハ遊藝稼人若ハ之ニ類スル者」とあり之に類する者とは藝妓、娼妓、酌婦及遊藝稼人等に類する者を指したるものなるや將又遊藝稼人のみに類する者を指したるものなるや

答　前段御見込の通

問　大正十一年四月府令第六十號改正に伴ふ遊興稅徵收交付金は其の徵收義務者のみに交付し稅金の納入をなす市街庄には交付せざるものと解し可然哉

答　州制施行令第四十條第四項及同第四十一條の規定に依り遊興稅の徵收義務者及市街庄に交付すべきものと存ず

問　州制施行令第二十九條の三箇月以上州內滯在者とは三箇月以上一箇所に滯在を要するの義なるや將又州內なれば數箇所に點々滯在するも通算して三箇月以上になれば差支なきや

答　後段の通

問　前問の三箇月以上の滯在中に於て州外に旅行を爲すことありとせば其の滯在は中斷せられ更に三箇月以上滯在せざれば州稅を賦課し得ざるや

答　滯在の意思が繼續するものと認め得べき事實あれば假令一日二日の州外旅行を爲すも滯在は繼續するものとす

問　州稅の未納を甲年度より乙年度に繰越したるも乙年度中に收入を了する能はざりし分は三月末に於て丙年度に繰越すべきものなるや將又六月末に於て繰越すべきものなるや

答　六月末に於て繰越すを適當と存ず

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

遙祝櫻井老兄八秩高壽　田讓山

久絕耗音南海天。欣聞老友算龜年。
閒雲野鶴委君樂。蓬島遙貺慶壽篇。

讀書樂二首　同

吾有讀書癖。須臾不可離。卷中何所在。益友與嚴師。
上下五千年。東西三萬里。英雄去又來。只作屠龍技。

始政紀念日有作　福田珠水

扶植文明已幾年。移風易俗樂堯天。
轅門此日傾尊酒。高唱幽風七月篇。

賦贈唐繼堯君　同

英雄再起動旌旗。驅使風雷逐鄭清。
滇水須知習戰地。斗光復見受降城。
春深草木新開宅。夜靜謳謌舊收營。
萬里憶君頻獨笑。何時把臂共談兵。

將游東京前數夕有作　小松孤松

春風幾歲負京華。望眼徒嗟萬里賒。
有約東游將在近。半思故友半思花。
點檢征衣裹筆研。縹緗又貯幾瑤篇。
京華故友應相待。行樂尤宜四月天。

舟中口占　同

大海風帆快。長天夕照遲。玉峯看不見。彭暎喚如隨。
獨對魚龍靜。且忘烏兎馳。舵樓援筆處。灝氣動吾詩。

又　同

舵樓且對夕陽隈。探韻新詩獨剪裁。
霞綺爛斑成五彩。眠鷗亦變羽毛來。

田臺灣總督次韻見壽八十疊韻鳴謝　櫻井勉

萬里波濤萬里天。分携屈指幾經年。
風流南海田都督。遙寄祝人詩一篇。
正是山陰孟夏天。蒔花養鳥樂餘年。
無端領得新詩句。情溢二十八字篇。
為政靜閑心若天。悠々無事日為年。
賦詩遙寄情何遲。不啻穆如吉甫篇。

香江寄懷北瀛吟社諸先生　張晴川

客窓夢醒夜三更。獨對孤燈感慨生。
吟罷新詩眠不得。別來親友倍關情。

謹和瑤韻　邱凌雲

猶聞漏鼓迫殘更。剪燭漫吟百感生。
此夜懷人心未泯。鷄聲唱徹有餘情。

同　周阿月

窓前端坐漏三更。酌酒閑吟百感生。
為問鷺江今夜月。寧無相憶故鄉情。

祝高山文社成立　張晴川

名高山斗播臺陽。此日騷壇旗鼓張。
帳裡分箋燒燭短。樽前擊鉢引杯長。
八叉詞藻登龍志。七步文章吐鳳腸。
翰墨因緣爭繼起。蜚聲藝苑集梯航。

哭兒　吳良銀

延命無方願已違。傷心拭淚對斜暉。
呱々獨記牽衣日。底事幽魂去不歸。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■四　月

▲十八日　酒專賣に關し支局及出張所員の事務打合會を專賣局に開く

▲十九日　吉岡知事祭典委員長として臺南文廟の春季祭典を執行す

▲二十日　總督府高等學校第一回卒業式を臺北東門街なる新築同校に於て擧行す

▲二十日　臺中市公設質舖本日より開業す

▲同　日　平和博臺灣館に於て第一回臺灣デーを催ほす

▲二十三日　總督府高等學校本日開校式を擧ぐ

▲二十四日　總督府文官普通試驗本日より擧行せらる

■五　月

▲一日　臺南第二中學校本日開校式を擧ぐ

▲二日　酒類專賣令及び同施行規則公布せらる

▲十二日　酒精令及同施行細則公布せらる

▲十四日　總督府史料編纂委員會規程發布せらる

人事消息

▲羽生雅則氏　四月十八日歸臺

▲菅野善三郎氏　同日上京

▲宇野庄吉氏　同上、

▲黑河內要塞司令官　同上

▲坂本素魯哉氏　二十日歸臺

▲賀來總務長官　二十日內地より歸府

▲阿部財務局長　同上

▲色部米作氏　二十一日上京

▲三村三平氏　二十二日歸臺

▲富田主計課長　同上

▲藤波愛二氏（總督府稅關長）　二十四日午前十一時半病を以て卒す享年四十九、惜むべし

▲水科七三郎氏　二十五日來臺五月九日內地へ歸還

▲堀內次雄氏　二十六日上京

▲田總督　松田祕書官を隨へ三十日內地より歸府

▲津田毅一氏　三十日來臺

▲高木友枝氏　五月二日內地より歸臺

▲橫光吉規氏　五日內地より歸臺

▲高橋親吉氏　同上

▲新元鐵道部長　六日上京

▲小松吉久氏　同上

▲本山文平氏　同上

▲黑河內少將　八日歸臺

▲佐藤少將　同上

▲石井光次郎氏　同上

▲松井檢察官長　九日上京

▲末松偕一郎氏　同上

▲赤司初太郎氏　十日內地より歸臺

▲富島元治氏　十三日上京

任命

大正十一年四月中

▲四月一日

臺灣公立中學校長　松村傳

任總督府高等學校長兼公立中學校長、補臺北第一中學校長

師範學校教諭　河瀨半四郎

任總督府公立中學校教諭兼臺灣公立中學校長、臺北第二中學校勤務ヲ命ス、臺北第二中學校長ヲ命ス

公立中學校長　高橋隆

任公立中學校教諭兼公立中學校長、臺南第二中學校勤務ヲ命ス、臺南第二中學校長ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

公立高等女學校教諭　根津金吾
兼任公立高等女學校長、嘉義高等女學校長ヲ命ス、嘉義高等女學校勤務ヲ命ス

公立實業學校教諭　大木俊九郎
任公立中學校教諭公立中學校長、新竹中學校勤務ヲ命ス、新竹中學校長ヲ命ス

第六高等學校教授　富田義介
任總督府高等學校教諭、高雄中學校勤務ヲ命ス

公立中學校教諭　春田重之
任總督府高等學校教諭

公立中學校教諭兼
公立中學校舍監　吉川祐戒
任公立中學校教諭兼公立中學校長、高雄中學校勤務ヲ命ス、高雄中學校長ヲ命ス

公立中學校教諭　小川正
任總督府高等學校教諭

▲四月四日

法院檢察官　武井羽二郎
補臺北地方法院檢察官

法院檢察官　古河新次郎
補臺中地方法院檢察官

法院檢察官　金子四郎
補臺北地方法院宜蘭支部檢察官

法院檢察官　菅元生
補臺南地方法院嘉義支部檢察官

▲三月三十日

總督府法院書記　大友傳三郎
兼任總督府州理事官、臺北州知事官房調停課勤務ヲ命ス、免兼官

▲四月一日

事務官　前田稔靖
財務局會計課長事務取扱中田榮次郎不在中代理ヲ命ス

財務局事務官　中田榮次郎
臺灣電力會社監理官代理ヲ免ス

▲四月四日

總督府港務醫官　末次常次郎
基隆港務所檢疫課長ヲ命ス

總督府技師　橋　公監

▲四月一日

參事官　梅谷光貞
總督府官房參事官室勤務ヲ命ス

祕書官　松田三德
總督府官房祕書課長ヲ命ス

參事官　佐藤勤
官房祕書課長松田三德不在中代理ヲ命ス

總督府技師　大島金太郎
總督府高等農林學校長事務取扱ヲ命ス

師範學校長　太田秀穗
補臺北師範學校長

（各通）師範學校教諭　古山榮三郎
師範學校教諭　鹽谷伴造
補臺北師範學校教諭

師範學校教諭　平塚佐吉
補臺北師範學校教諭兼附屬小學校主事

（各通）師範學校教諭　大宅寅雄
師範學校教諭　野上英一
師範學校教諭　宮森富岐雄
師範學校教諭　横山鐵太郎
師範學校教諭　杉本重治
師範學校教諭　山根勇藏
師範學校教諭　佐山融吉
補臺北師範學校教諭

師範學校長　志保田鉎吉
補臺南師範學校長

（各通）師範學校教諭　大岩榮吉
師範學校教諭　內田琢磨
師範學校教諭　牧田良雄
師範學校教諭　近藤康三
補臺南師範學校教諭

師範學校教諭　西巻南平
補臺南師範學校教諭兼附屬公學校主事

師範學校教諭　牧茂市郎
補臺南師範學校教諭

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（各通）公立中學校教諭　堀　再平
公立中學校教諭　吉川貞次郎
公立中學校教諭　萬宗直太郎
公立中學校教諭　坂垣四十六郎
公立中學校教諭　安岡鶴之助
補臺北第一中學校教諭
公立中學校長　小豆澤英男
補臺中第一中學校長
公立中學校教諭　國井清音
公立中學校教諭　渡邊末藏
公立中學校教諭　若林善作
補臺中第一中學校教諭
公立中學校長　廣江萬次郎
補臺南第一中學校長
（各通）公立中學校教諭　大石太七郎
公立中學校教諭　三屋靜
公立中學校教諭　故河眞孝
補臺南第一中學校教諭
公立實業學校長　平野秉一
補臺北商業學校長
公立實業學校教諭　小出梅吉
公立中學校教諭　玉眞操
公立實業學校教諭　江副秀喜
公立實業學校教諭　山本規
補臺北商業學校教諭

公立實業學校長　柳澤久太郎
補臺中商業學校長
公立實業學校長　吉田佐次郎
補臺北第一工業學校長兼臺北第二工業學校長
（各通）公立實業學校教諭　瀧波惣之進
公立實業學校教諭　毛利森一
補臺北第一工業學校教諭兼臺北第二工業學校教諭
公立實業學校教諭　西田辰海
補臺北第二工業學校教諭
公立實業學校教諭　植阪康一
補臺北第二工業學校教諭兼第一工業學校教諭
公立實業學校長　柳川鑑藏
補嘉義農林學校長
（各通）公立實業學校教諭　樋口孝
公立實業學校教諭　長東有隣
補嘉義農林學校教諭
公立高等女學校長　清水儀六
補臺北第一高等女學校長
（各通）公立高等女學校教諭　塚本清吉
公立高等女學校教諭　松下範治
公立高等女學校教諭　澁谷はる
公立高等女學校教諭　仁保正雄
補臺北第一高等女學校教諭

公立高等女學校長　山崎鯱次
補臺北第二高等女學校長
公立高等女學校長　田川辰一
補臺北第三高等女學校長
（各通）公立高等女學校教諭　廣松眞臣
公立高等女學校教諭　大橋拾三郎
補臺北第三高等女學校教諭
州理事官　政所重三郎
臺中高等女學校長事務取扱ヲ命ス
公立高等女學校長、前川治
補彰化高等女學校長
公立高等女學校教諭　大森丈之助
補彰化高等女學校教諭
公立高等女學校長　濱武元次
補臺南第一高等女學校長
（各通）公立高等女學校教諭　本田喜八
公立高等女學校教諭　堀莊之進
公立高等女學校教諭　黑山眞造
補臺南第一高等女學校教諭
公立高等女學校教諭　橋基道
臺南第二高等女學校長事務取扱ヲ命ス
▲四月四日
稅關監視官　大竹勇
東京及横濱、大阪、神戸、門司ノ各稅關管內ヘ出張ヲ命ス

翻譯官 法水了禪
東京、長崎、兵庫ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲四月五日
州理事官 野口敏治
東京、大阪、廣島、島根、福岡ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲四月六日
遞信局長 吉田平吾
東京、仙臺及名古屋各遞信局管內ヘ出張ヲ命ス

▲四月五日
醫院醫長 於保乙彥
臺北醫院長倉岡彥助不在中代理ヲ命ス

▲四月七日
祕書官 下村充郎
總督官房祕書課長松田三德不在中代理ヲ命ス
參事官 佐藤勤
總督官房祕書課長代理ヲ免ス

▲四月六日
參事官 佐藤勤
東京府及千葉縣下ヘ出張ヲ命ス
總督府技師 森脇虎壽
東京、大阪、鹿兒島、靜岡、千葉ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス
總督府技師 丹野保次
東京、京都、大阪、宮城、石川及富山ノ三府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲四月一日
祕書官 松田三德
歸京ヲ命ス

▲四月七日
總督府技師 東鄉實
總督官房外事課長法水了禪不在中代理ヲ命ス

▲四月一日
總督府技師 高澤壽
殖產局附屬獸疫血清製造所長兼務ヲ命ス
臺灣獸醫檢定委員ヲ命ス

▲四月七日
州事務官 岡本佃
東京府及熊本縣下ヘ出張ヲ命ス

▲四月八日
總督府技手 圖子武八
任總督府技師、土木局土木課兼基隆出張所勤務ヲ命ス
總督府技手 五十嵐大輔
任總督府技師、土木局土木課勤務ヲ命ス
總督府技手 北川幸三郎
任總督府技師土木局土木課勤務ヲ命ス

▲四月十日
郡守 城戶彥市
東京、大阪及鹿兒島ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス
稅關鑑定官 角儀太郎
東京市及橫濱、神戶、大阪、門司ノ各稅關管內ヘ出張ヲ命ス

▲四月十二日
法院判官 鰍澤榮三郎
補臺中地方法院判官
法院判官 山本二郎
補臺南地方法院判官

▲四月一日
公立中學校教諭 田澤清五郎
補臺北第一中學校教諭

▲四月十二日
醫院藥局長 柳榮太郎
上京ヲ命ス

▲四月十四日
公立高等女學校教諭 [illegible]萬道
任公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭
補臺南第二高等女學校長、臺南第二高等女學校長事務取扱ヲ免ス

▲四月一日

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

公立實業學校長　栁澤久太郎
臺中第二中學校長事務取扱ヲ命ス
▲四月七日
殖産局林務課長佐藤勧不在中代理ヲ命ス
總督府技師　山崎嘉夫
殖産局營林所長佐藤勧不在中代理ヲ命ス
總督府技師　重松榮一
▲四月十五日
（各通）法院檢察官　菅野善三郎
法院判官　宇野庄吉
上京ヲ命ス
▲四月十八日
（各通）總督府技師　色部米作
總督府技師　山田秀雄
上京ヲ命ス
中央研究所技師　石田研
東京府下ヘ出張ヲ命ス
▲四月十九日
法院檢察官　松井榮堯
東京、長崎、宮山ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス
▲四月十七日
警務局長　相賀照郷
總督官房臨時國勢調査部副部長ヲ命ス
▲四月十九日
公立實業學校長　平野象一
上京ヲ命ス
鐵道部事務官　石原泰太郎
仙臺、東京、門司各鐵道局ヘ出張ヲ命ス
總督府屬　渡邊覺
兼任總督府通信事務官、臺北郵便局勤務ヲ命ス
▲四月一日
（各通）醫學專門學校教授　春原三喜吉
醫學專門學校教授　瀧野彌市
醫學專門學校教授　川口武男
醫學專門學校教授　杜聰明
補醫學專門學校生徒監
（各通）師範學校教諭　宮森富岐雄
師範學校教諭　大宅寅雄
師範學校教諭　杉本重治
師範學校教諭　山根勇藏
補臺北師範學校舍監
▲四月二十日
公立中學校教諭　河相牛四郎
公立小學校及公立公學校教員檢定常任委員ヲ免ス
▲四月二十二日
總督府海事官　保木利吉
上京ヲ命ス
檢事　伊東榮信
任總督府法院判官、補臺北地方法院判官
（各通）州事務官　本山文平
州事務官　田嶋幸三郎
郡守　兒玉三次郎
上京ヲ命ス
公立高等女學校長　濱武元次
東京、京都、大阪及愛知、鳥取ノ三府二縣下ヘ出張ヲ命ス
▲四月二十四日
稅關事務官　大竹勇
稅關長事務取扱ヲ命ス
稅關事務官　辰野龜男
稅關長事務取扱大竹勇不在中代理ヲ命ス
▲四月二十七日
事務官　佐藤正俊
成德學院長ヲ命ス
▲四月二十七日
（各通）高等學校教諭　春田重之
高等學校教諭　小川正
補高等學校生徒監
▲四月二十六日
州理事官　百東春香
任高等商業學校教授
商業專門學校教授　内田佳雄

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

任高等商業學校教授

　　醫學專門學校敎授　吉田坦藏

醫學專門學校畑內次雄不在中代理ヲ命ス

▲四月二十八日

　　鐵道部長　新元鹿之助

東京、門司兩鐵道局管內ヘ出張ヲ命ス

　　郡守　竹下康之

東京府下及熊本縣下ヘ出張ヲ命ス

　　公立實業學校敎諭　樋口孝

東京府下ヘ出張ヲ命ス

▲四月二十九日

(各通)　警務局長　相賀照鄉

　　事務官　和田一次

警察及監獄職員通譯兼掌者銓衡委員ヲ命ス

　　公立實業學校敎諭　小出梅吉

臺北商業學校長平野象一不在中代理ヲ命ス

寄贈書目

書名	發行所
東亞經濟研究	同　其社
實業之臺灣	同　其社
臺法月報	同　其社
糖業	同　臺灣糖業研究會
臺灣敎育	同　其社
海東公論	同　其社
大觀	同　拓殖新報社
臺灣貿易表	同　臺灣總督府稅務課
朝鮮	同　朝鮮總督府
支那	同　東亞同文會
東拓月報	同　東洋拓植會社
臺政新報	同　其社
會報	同　名古屋市敎育會
臺灣鐵道	同　其社
青島商報	同　其社
臺灣農事報	同　臺灣農友會
稅務月報	同　稅務職員共慰會
博愛	同　臺灣博愛社
貿易	同　日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同　其社
臺灣警察協會雜誌	同　其社
南洋協會雜誌	同　其社
海事新報	同　帝國海事協會
週報(上海貿易)	同　上海日本商業會議所
東洋	同　東洋協會
南洋經濟新報	同　新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同　陸軍偕行社
海友	同　大連海務協會
大陸	同　大陸社
地方行政	同　帝國地方行政學會
內外情報	同　外事課調查課
臺灣パック	同　臺灣パック社
高砂パック	同　高砂パック社
統計學雜誌	同　統計學社
遞信協會雜誌	同　遞信協會
滿蒙實業彙報	同　大連商業會議所
會計	同　明治大學出版部
統計集誌	同　東京統計協會
一味	同　本願寺臺灣開敎々務所
極東	同　極東社
對岸時報	同　福井縣對岸實業協會
國際經濟	同　國際經濟協會
產業事報	同　日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同　醫學專門學校
煙草通信	同　專賣局煙草課
日印協會々報	同　日印協會
臺政新報	同　臺政新報社
大亞	同　大亞義會
まこと	同　臺灣三成協會
大陸	同　大陸社
月報	同　小樽商業會議所
臺灣之茶業	同　臺北茶商公會
戰	同　其社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文欄

廣東市政觀

臺南市理事官 佐藤矢

一

邇來中華民國各地。自地方自治提唱以來。粵省寔為首先舉辦。業於民國九年十二月念三日廣東省長陳烱明。頒布廣州市暫行條例後。翌於十年二月十五日實施之際。任命市長孫科氏以下六局長。乃係民國市制之創辦也。發布條例以來。雖有省議會反對之或其他種々窒礙。陳烱明極力述其理由。堅執不動。嗣後因有條例施行之成績。頗至顯著。市民遂致謳歌新制焉。市長孫科氏。南方政府大總統孫文氏之子。而曾遊美國加州及哥龍大學。肄業于政治經濟之學。且研究各國市政。有素養之力。廣州市暫行條例。乃該氏。循照美國市委員制。立案者也。目下在市政廳。市長以下局長技師等留學于歐米日本者。約有三十名。此等有新知識者。雖乏於經驗。惟與從來之官吏不同高潔真摯而認眞辦理市政。洵為今後廣東寔有可望焉。

廣東市。制于南海番禺二縣之一部。以成一獨立市。歸于直接省政府之監督也。今查該自治市若何。據廣州市暫行條例之附則。內載。俟施行五年後。由省長組織市制修訂委員會。而修改之最後由省議會決定等項。是以廣州市條例。知其有特加暫行二字也。照依該條例則。廣東市政廳之組織。分為市行政委員會。市參事會。及市審計處之三部。市行政委員會則以市長及市財政局長。市工務局長。市公安局長。市衛生局長。市公用局長。市教育局長。之六局長組織。所有市事務。由此合議機關而決定施行。市長為市行政委員會之議

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

長。代表市。而並監督市行政委員會議之議決事項。有施行辦理之責成。選任市長。照據條例第十一條則。應當市民選舉。然在條例修改以前。惟依另開規定。由省長任命。其任期以五年爲限。六局長任命。由市長推薦。但經省長之任命。部局中公安局則。掌警察防火等事之處。而市之警察署。非由市政廳獨立者也。又公用局則管掌舟車瓦斯電氣電話等事。此等聊有差異之感。市參事會是代表市長。對市行政委員會。爲補助市政之代議機關。而其職權。第一如有市民呈請。移送市行政委員會之事。第二將由市行政委員會。移送案件議定之事。第三審查市各局行政成績之事。此等參事會。準定至少每月開會一次。參事員則。有三種之別。第一種省長任命之市民十名。第二種市民自選者十人。第三種由商工兩界選出之代表各三名。由教育律師醫生工程師選出各一名以上。共計三十名。市參事員內。有兩名女子。即如市參事員選舉。每年定行舉辦。乃係普通之選舉。而二十一歲市民。雖有條件。均有選舉權及被選舉權。惟第一種參事員。改定每年各二名民選。現行條例施行五年後則。想必至全部市民之選出。又市審計處。即會計檢查機關。而其處長由省長任命。其任期。雖則一年。亦不妨重任也。以上即係市政廳組織梗概。苟欲爲廣東市政之批判者。此等豫備知識必須緊要之事也。

二

余以視察廣東所感。略爲述焉。然滯留不過三日。故其觀察未必周到。余自香港。搭坐英火船。抵廣東起岸。就投于西堤亞洲酒店。此係大公司內。所設之新式客館。余由四階樓窓。偶見街路電杆上。都寫得格言。試爲一讀則「有智識愈寡。膽斷愈多」或「十二時中莫欺自己」等句。實在寫得有味。倘爲徘徊街上則。見有不能自治者。不能自由或買選舉票者。賤格等字。於是余謂中國。爲文字之國矣。由來中國人以言論與實行。能爲分別使用者。不知此等文字。是否隨伴實行。另有考究之要。

三

廣東市政舉第一可觀者。街道改築也。蓋民國七年。擬立市政公所也。實依前都督胡漢民氏建議。撤去城壁。以爲街路計籌。距今二年前廣東市之城壁仍存。然至今日城趾變成宏濶新式街路。其延長已達二十四哩半。其餘從前狹窄之街路。漸行改築。因之余謂認中國人只爲口舌之徒。此言

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

謬。而能富于實行力矣。又廣東省。自民國九年十二月一日起。嚴禁賭博。不顧每年一千萬元財源減收。希圖厲行民治。廣東市。全行賭場之閉鎖。因此營業者轉徙澳門不少云。又據詳問市參事員選舉之事。就中第二種之直接選舉。由省長任命委員五名之選舉委員會。舉行監督。並無何等弊害。惟關于廣東省九十四縣知事之民選。行於投票之買收。甚屬不雅。故有改爲官選爲愈之意見者。又縣知事民選之時。使每名能出三十仙者投票。棄權者使每名完納三十仙。聞官爲之得二百萬元收入云。又在番禺數縣。有選舉違反者。省長陳烱明氏並不假貸。令其選舉依訴訟而宣告無效。至禁賭及選舉問題。匪一朝一夕可能舉良績。寔屬爲難之事。然認爲正事善舉也。有敢作敢爲之勇。實可贊矣。

四

民國己爲共和國。欲實行民治主義。則徒守民可使由。不可使知之舊法。乃時勢之逆行而非其所宜。因此教育之普及並諸宣傳風靡漸起。今後廣東市民何以不可不學乎。試看條例第四十條內載。能可讀得市暫行條例者」云々算作市民權一資格。其餘省議會議員選舉法及縣議會議員選舉條例中。不識字者。不得爲選舉之權。故市當局。努力于教育普及。民國十年四月訂定義務教育暫行章程。計畫義務教育實行。自去年起。議定設立師範學校。又擬振興社會教育起見。籌設通俗宣講所。圖書館。市政紀念圖書館。巡回文庫。兒童遊樂園。市民大學。公共運動場。通俗教育展覽會等。就中市民大學是與大學擴張運之趣旨相同。學長是推舉市長孫科氏。以教育局長許崇清爲教務長。其他聘請各教育家。市民有志于夜學者。教授高等學術其他有欲試意外施設者。此考慮時代不許置人民於愚境歟。

五

廣東人夙與歐米人交際。比別處。頗爲進步的而長于商才。先覺者亦不少。目下廣東爲始。西南各省。政治社會的革新思想。澎湃而起。又廣東市政。縣長之民選。賭博之禁止。督軍之廢止等。漸奏實效。且大總統孫文理想家而陳烱明氏實際家也。此兩雄肝膽相照提携而行事。則其治績有可觀者。惟爲善隣國將來。現今世上所傳孫陳不和之說。幸屬子虛。是所厚望焉此稿書畢後接廣東來報。據云省長陳烱明氏即於本月念二日辭旋回惠州云。恐廣東市街不免人心動搖。誠爲遺憾。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二一年初十一箇月の米國對外貿易

Le Commerce Exterieur (des Etats Unis) pour les Onze Dremiers Mois en · '21. (M. I. Maes. 25, '22. No. 167, P. 18.)

米國中央政府の行政改革

Executive Reforms at Washington. (W. W. Apr. '22. Vol. XLIII, No. 6, P. 631.)

一九二二年一、二月の米國食料品輸出額

Exports of food Products for Two Months. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 5.)

一九二二年二月中の米國鋼鐵貿易の減退

U. S. Foreign Trade in Steel Declines in Feb. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 14.)

米國靴類貿易(一九二二年二月中の)

U. S. Foreign Trade in Boots and Shoes. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 25.)

一九二二年二月中の米國產石油情況

Trade in Petroleum Products in Feb. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 33.)

米國の皮革輸出情勢

Features of U. S. Leather Export Trade. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 30.)

一九二二年二月中の米國護謨製品輸出額

U. S. Rubber Goods Exports for Feb. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 34.)

米國に於ける製茶市場

American Tea Market. (D. E. I. A. Apr. 10, '22. Vol. IV, No. 75, P. 2278.)

一伸一縮のニューヨーク商況

New York General Trade Conditions were irregular. (M. T. Apr. 13, '22. P. 2.)

合衆國の砂糖消費率;未曾有の高率

Census Bureau Figuers High Sugar Consumption Rate. (M. T. Apr. 13, '22. P. 5.)

米國材木業好況

Lumber Merchant of Chicago Says Market is Better. (M. T. Apr. 20, '22. P. 2.)

中南米諸國

南米通信(ブラジル事情)

Brief aus Suedamerika. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 296.)

ブラジル經濟事情

Die Wirtschaftslage Brasiliens. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 309.)

ブラジルに於けるラヂウム鑛床發見

Entdeckung von Radiumlagern in Brasillien. (D. E. Feb. 9, '22. Nr. 2013, P. 472.)

一九一二、一三、一六、一九、二〇年のブラジル對外貿易

Brazil. (Com. R. Mar. 6, '22. P. 1.)

今年十月ブラジルに開催さる・棉花栽培業會議

Cotton Conference in Brazil. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 620.)

ブラジルの鐵鋼業

The Brazilian Iron and steel Industry. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 746.)

ブラジルの木材市況

Brazilian Lumber Market. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 29.)

ハイチ島及サン・ドミンゴの征服

Conquert of Haiti and San Domingo. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 885. By E. H. Grueuning.)

ボリビヤとチリー對ペルーの角逐

Bolivia and the Chile- Peru Controversy. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 915, By C. Castro- Ruig)

チリーに於ける靴底用材料市況

Market in Chile for Wood for Making Shoe Heels. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 614.)

一九二一年のアルゼンチン羊毛狀態

Argentine Wool Situation in 1921. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 751.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二一年の米國收入條令
The Revenue Act of 1921. (A. E. R. Mar. '22. Vol. XII, No. 1, R. G. Blakey. P. 75.)

米國財政狀態
The state of our National Finances. (A. E. R. Mar. '22. Vol. XII, No. 1, E. R. A. Seligman. P. 21.)

米國北部地方に於ける黒奴現狀
The Negro in the North. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 9, P. 969, E. K. Jones.)

米國政府の肉類及穀類管理
Government Control of Meat and Grain. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 975, By J. Pierce.)

ミッドルボロ(ミソリー州)の革命
The Middle Boro Revolution. (N. M. R. Mar. '22. Vol. XI, No. 3, P. 63, By J. Q. Deraay.)

擴張しつゝあるシカゴ市
Zoning Chicago. (N. M. R. Mar. '22. Vol. XI, No. 3, By E. H. Bennrtt. P. 69.)

アメリカ上院議員の苦力に對する恐怖
The American Senator's Fear of "Coolie" Labor. (A. F. E. Apr. 8, '22. Vol. XX, No. 6, J. B. Powell. P. 207.)

アメリカに於ける米穀調査
Rice Investigation in America. (R. F. E. Apr. 8, '22. Vol. XX, No. 6, Phillip Young. P. 210.)

一九二一年中の米國對外石炭及コークス貿易
U. S. Foreign Trade in Coal and Coke During 1921. (Com. R. Mar. 13, '22. By F. R. Wadleigh. P. 606.)

一九二二年一月中の米國輸出食料品
Exports of Food Products during Jan. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 609.)

一月中の米國護謨輸出額
U. S. Rubber goods Exports for Jan. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 612.)

一月中の米國輸出材木(一九二二年)
U. S. Lumber Exports for Jan. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 614.)

一九二二年一月中の米國對外國別貿易額
U. S. Trade, By Countries, for Jan. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 625.)

一九二二年一月中の米國鋼鐵貿易
U. S. Foreign Trade in Steel during Jan. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 635.)

一九二二年一月米國の靴類輸出額
Export Trade in Boots and Shoes. (Com. R. Mar. 13, '22. 627.)

一九二一年の米國石油輸出貿易
The United State Petroleum Export Trade in 1921. (Com. R. Mar. 13, '22. By W. C. Hill. P. 638.)

カナダ及ニューファウンドランド關稅率と米國
U. S. Tariff and Canada and Newfoundland. (S. Mar. 18, '22. P. 406.)

米國貿易の不振
Dullness of American Trade. (S. Mar. 18, '22. P. 413.)

米國石炭は依然輸出減退
American Coal Exports Continue to Decline. (Com. R. Mar. 20. '22. P. 684.)

一九二二年一月中の米國石油貿易
Trade in Petroleum Products in Jan. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 700.)

在庫不足の歐洲市場に今尙は供給を所望さるゝ米國糖
American Sugar still Needed to Supply Understocked European Market. (M. T. Mar. 24, '22. P. 4.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

イタリー對露通商協約(條文)
Italy 's Trade Agreement with Russia. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 1034.)

ロシアの財政と貿易(一九二一年)
Financial Position and Trade of Russia. (S. Mar. 11, '22. P. 367.)

一九二二年初九箇月間に於けるソヴイエツト・ロシアの軍事費
Soviet Russia 's Military Appropriation for first 9 months of this year. (M. T. Apr. 20, '22. P. 1.)

依然たるスヱーデン鐵工業の不振
Depression in Sweden 's Iron Industry Continues. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 674.)

オーストリーの難局解決
Die Loesung der Oesterreichischen Regierungs Krisis. (D. E. Fed. 9, '22. Nr. 2013, P. 466.)

一九二一年の墺國金屬工業
Austrian Metal Industries in '22. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 748.)

ポーランドに於ける猶太人
The Jews in Poland. (W. W. Apr. '22. Vol. XLIII, No. 6, P. 617.)

■南　米　大　陸■

加　奈　陀

カナダの陶器貿易
Canada 's Trade in Clay Products. (Com. R. Mar. 20, '22. 703.)

カナダ太平洋鐵道と東洋航路汽船
Canadian Pacific Improving Express service to Orient. (M. T. Mar. 22, '22. P. 9.)

カナダの新設橋梁及鐵道
New Bridges and Railways in Canada. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 16.)

■阿　弗　利　加■

埃　及　及　其　他

エヂプトの新時代＝政策の變改
Egypt 's New Era. Changing a Policy. (T. D. Mar. 1, '22. No. 42968, P. 9.)

解放のエヂプト＝新特權の條件
Free Egypt. Terms of the New Charter. (T. d. Mar. 1, '22. No. 42968. P. 10.)

エヂプトの獨立
The Independence of Egypt. (T. d. Mar. 1, '22. No. 42968, P. 11.)

一九二二/二三年エヂプトの豫算
The Egyptian Budget. (1922—23) (T. Ed. S. Mar. 11. '22. P. 116.)

エヂプト輸入の鐵及鋼
Egypt 's Iron and steel imports. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 15.)

エヂプトの輸入工業機械
Egyptian Imports of Industrial Machinery. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 17.)

アルゼリア煙草の輸出入額
Statistique des Importations et des Enpontations de Tabacs algeriens. (E. E. Feb. 26, '22. No. 246, P. 7.)

一九二〇年の佛領西アフリカ貿易(セネガル)
Trade of French West Africa for '20. (Senegal)(Com. R. (S). (Mar. 6, '22. By W. J. Yerby. P. 1.)

南阿金坑の激戰
Fierce Fighting on South African Goldfield. (Stm. mar. 14, '22. P. 7.)

■南　米　大　陸■

北　米　合　衆　國

米國中等學校に於ける社會研究案
Proposed Program of Social Studies in Secondary Schools. (A. E. R. Mar. '22. Vol. XII, No. 1, Commitee of teaching of Economics. P. 66.)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ザール領域の窮乏
Die Not des Saargebiets. (D. E. Feb. 2, '22. Nr. 2012, P. 378.)

ドイツの喪失せる植民地
Unsere verlorenen Kolonien. (D. E. Feb. 2, '22. Mr. 2012, P. 382.)

米獨間の友愛關係
Liebestaetigkeit der Amerika- Deutschen. (D. E. Feb. 2, '22. Nr. 2012, P. 382.)

ドイツ商業政策上の拘束
Deutschlands handelspolitisches Jack. (D. E. Feb. 2, '22. Nr. 2012, P. 400.)

ドイツの賠償炭交附額減量要求
Deutschlands Ausspruch auf der Wiedergutmachungs- Kohlenlieferung. (D. E. Feb. 2, '22. Nr. 2012, P. 401.)

ドイツの對英注文品＝鋼こ銑鐵＝薬品貿易の盛況
German Orders in England. Steel and Pig Iron. Chemical Trade Activity. (T. d. Feb. 4, '22. No. 42947, P. 12.)

ドイツ議會近況
Aus dem Reichslag. (Das Etat fuer '22.) (D. E. Feb. 9, '22. Nr. 2013, P. 464.)

戰前戰後のドイツ對外貿易
La Commerce Exterieur de l'Allemagne. (1913, 1920) (M. I. Feb. 18, '22. No. 162, P. 11.)

シレジア對デンマルク併合
Sleswig 's Reunion with Denmark. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 1066.)

南ドイツの織物業情況
Situation in South German Textile Industry. (Com. R. Mar. 13, '23. P. 619.)

ドイツの財政貿易及工業
German finance, Trade and Industry. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 667.)

西班牙

一九二〇年のスペイン對外貿易
Foreign Trade Spain in 1920. (Com. R. Mar. 96, '22. P. 1.)

スペイン製器具類の販路擴張
Increasing Market for Implements in Spain. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 685.)

スペインの財政經濟狀態
Spanish Financial and Economic Conditions. (Com. R. Mar. 27, '22. By C. H. Cunninggham. P. 734.)

一九二一年のスペイン冶金工業
Spanish Metallurgical Situation in 1921. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 747.)

白耳義及和蘭

ベルギー冶金工業情況
Belgian Metallurgical Situation. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 673.)

ベルギーの產炭額
Belgian Coal Production. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 683.)

ベルギーの米國製乘合自動車買付事情
Why American Cars sell in Belgium. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 737.)

オランダの珈琲市況
Netherlands Coffee Market. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 676.)

オランダの木材貿易
Lumber and Timber Trade of the Netherlands. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 753.)

露西亞及其他

ロシア智識階級の苦難
Sufferings of Russia 's Cultured Classes. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 947. By J. Davis.)

ソヴイエツト・ロシアの財政
Finance in Soviet Russia. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 968.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

佛蘭西

一米國人の佛國平和政策評

Ein Amerikaner uber Frankreiches "Fridens-Politik." (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 283.)

フランスの財政

Les Finances de la France. (M. I. Feb. 11, '22. No. 161, P. 11.)

佛國各商業會議所の決議

Les Resolutions adoptees par les chambres de Commerce de France. (M. I. Feb. 18, '22. No. 162, P. 1.)

佛國各商業會議所の決議(續)

Les Resolutions adoptees par les Chambres de Commerce de France. (suite) (M. I, Feb. 25, '22. No. 163, P. 2.)

佛國對外貿易の革進

L 'Amelioration du Commerce Exterieur. (M. I. Mars. 4, '22. No. 164. P. 6.)

一九二一年初十一箇月佛國對外貿易

Le Commeroe Exterieur de la France Pendant les Onze Premiers Mois de 1921. (M. I. Mars. 4, '22. No. 164, P. 12.)

佛領植民地の善用法

La Bonne Utilisation de nos Colonies. (M. I. Mars. 11, '22. No. 165, P. 4.)

佛領植民地と外國投資

Nos Colonies et les Capitaux Etrangers. (M. I. Mars 11, '22. No. 165, P. 11.)

一九二一年の佛國金屬工業

French Metallurgical industry in 1921. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 625.)

佛國政府公債利率減縮

Erench Government Interest Rates Reduced. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 604.)

佛國の財政的調整

French Financial Adjustments. (Com. R. Mar. 29, '22. P. 669.)

一九二一年の佛國鐵道情況

French Railways in 1921. (Com. R. Mar. 20, '22. By C. d. Westcott. P. 705.)

佛國產糖額

French Production of Sugar. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 741.)

一九二一年のリヨン絹絲情況

Silk Condition at Lyon in '21. (Com. B. Apr. 3, '22. P. 11.)

佛、獨のポッターシュ工業及情勢

Potash Industry and Position of France and Germany. (S. Mar. 18, '22. P. 319.)

獨逸

上院に於けるラテナウ氏の演說

Dr. Rathnaus Rede vor dem Obersten Rate. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 282.)

ドイツに於ける社會的危機

Soziale Kaisen in Deutschland. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 291.)

米國のドイツ小兒救濟

Die Amerikanische Kinderhilfe. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 291.)

一九二一年のドイツ航空交通事業成績

Der deutsche Luftverkehr. 1921. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 93.)

ドイツに於ける婦人の經濟的職業

Wirtschaftliche Fruenberüfe in Deutschland. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 294.)

上部シュプレー河畔に於ける自動車製造地

Die Automobilstadt an der Oberspree. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 311.)

ドイツ議會近況

Aus dem Reichstag. (D. E. Feb. 2, '22. Nr. 2012, P. 374.)

ポアンカレ政策に對するドイツ新聞評

Poincares Programm. (D. E. Feb. 1922, Nr. 2012, P. 377.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲水力電氣業の發達
Hydro-Electric development in Australia. (Com. R. Apr. 3, '22. By A. W. Ferrin. P. 23.)

■歐　　洲■

一　　般

東南歐洲の經濟問題
Das Suedoesteuropaeische Wirtschaftsproblem. (D. E. Feb. 9, '22. Mr. 2013, P. 488.)

歐洲諸邦の實際的和睦
Practical Reconciliation in Europe. (Stm. Apr. 4, '22. P. 6.)

巴留幹及伊太利

ユーゴー・スラヴ同盟構成への傾向
Drifting toward a yugoslav Federation. (C. H. Mar. '22. Vol. XV. No. 6, P. 930. By C. Stephanove.)

ギリシアはトルコより何を獲得せるや
What Greece has won from the Turk. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P, 911, D. P. Gounaris.)

ベネヂクト十五世の崩御とパイアス十一世の選擧
Death of Pope Benedict XV, and Election of Pius XI. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 6, P. 939.)

イタリーに於けるフアスチスチ一黨の擡頭
Rise of the Fascisti in Italy. (C. H. Mar. '22. Vol. XV, No. 9, P. 941, C. Beals.)

英　　吉　　利

英國のポーランド工業界侵入
Englands Eindringen in die Polnische Industrie. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 608.)

英國政界の危機
Political Crisis at Home. (Stm. Mar. 7, '22. P. 7.)

一九二一年英國炭業の損失
Losses of the British Coal industry in 1921. (Com. R. Mar. 13, '22. P. 608.)

英國産業界のトラスト運動(三)
The Trust Movement in British Industry-III. (S. Mar. 18, '22. Vol. VCIX, No. 2299, P. 403.)

一九二二年二月の英國對外貿易
Foreign Trade of the United Kingdom in Feb. (S. Mar. 18, '22. P. 407.)

英國の鐵鋼對外貿易(一九二一年十二月)
British Foreign Trade in Iron and steel. (Com. R. p. 671.)

英國の木材貿易
Timber Trade of the U. K. (Com. R. Mar. 20, '22. By A. V. dye P. 686.)

英國教育費豫算(一九二二年)
The Education Estimates. (T. Ed. S. Mar. 25, '22. P. 139.)

ロンドン教育事情
London Education. (T. Ed. S. Mar. 21, '22. P. 142.)

一九二二年二月中の英國對外貿易
British Foreign Trade for Feb. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 736.)

一九二一年の英國纖維市況
U. K. Fiber Market in 1921. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 751.)

英國炭業踏査(一九二二年二月中の)
Survey of British Coal Industry. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 28.)

一九二二年二月中の英國石炭輸出額
N. K. Coal Exports for Feb. (Com. R. Mar. 3, '22. P. 28.)

英國の中東政策
British Policy of Middle Fast. (Stm. Apr. 5, '22. P. 10.)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

專問家の有望視するミンダナオの油田
Geologist thinks Mindanao still a good Prospect. (M. T. Apr. 7, '22. P. 9.)

ヘンプ輸出額の減退
Hemp Exports drop shown in Table. (M. T. Apr. '22. P. 9.)

巨富の漁業を無視しつゝある比島民
People of Philippines Ignoring Vast Fortune in Fish Business. (M. T. Apr. 8, '22. P. 9.)

マニラ市の新税源
New Sources of Revnue in City are recommended. (M. T. Apr. 8, '22. P. 2.)

イロイロの輸出情況
Iloilo Exports. (M. T. Apr. 10, '22. P. 9.)

セブの輸出情況
Cebu Exports. (M. T. Apr. 10, '22. P. 9.)

一九二二年四月初旬の比島關稅徵集不成績
Customs Collections from Jan 1st to Tenth of Apr. shown P. 2,558 898 drop. (M. T. Apr. 13, '22. P. 5.)

セブの輸出情況
Cebu Exports. (M. T. Apr. 13, '22. P. 5.)

ザムボアンガ輸出情況
Zamboanga Exports. (M. T. Apr. 13, '22. P. 5.)

蘭領東印度

ジャヷ人の開闢說
Die Schoepfungsgeschichte der Javaner. (D. E. Jan. 26, '22. Nr. 2011, P. 304.)

ニューギニアに於ける蕃族
Die Amoklaeufer von Neu-Guinea. (D. E. Feb. 2, '22. Nr. 2012, P. 383.)

蘭領印度のドイツに對する期待
Aussichten fuer Deutsche in Niederlandisch-Indian. (D. E. Feb. 2, '22. Nr. 2012, P. 382.)

皮革に富む蘭領東印度
Netherlands East Indies as a Source for Hides and Skins. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 742.)

ボルネオの將來
Boruneo's Future. (M. T. Mar. 23, '22. P. 4.)

蘭領東印度の富源
The Wealth of the Netherlands East Indies. (A. R. Vpr. '22. Vol. XVIII No. 54, By G. Pollock. P. 300.)

蘭領東印度向米國輸出機械
Machinery Exports the Dutch East Indies. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 19.)

一九二一年蘭印の茶況概觀
General Review of Neth. -Indian Teas in 1921. (D. E. I. A. Apr. 10, '22. Vol. IV No. 75, P. 2276.)

米國の對蘭印輸出貿易
America's Export Trade with the D. E. Indies. (D. E. I. A. Apr. 10, '22. Vol. IV No. 75. P. T. Jurgen. P. 2277.)

一九二二年一月中のジャヷ地價表
Prices of Commodities in Java. Jan. '22 (D. E. I. A. Apr. 10, '22. Vol. IV No. 75, P. 2292.)

濠洲

濠洲對印食料品供給計畫
Australian Food for India. (Stm. Mar. 15, '22. P. 7.)

クインスランド州の開發
Development of the State of Queensland. (Com. R. Mar. 20, '22. By A. W. Ferrin. P. 718.)

濠洲貿易の退步
Recession in Australia's Trade. (Com. R. Mar. 27, '22. BY F. W. Sanger P. 730.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

イ ン ドの財政論
Thoughts on Indian Finance. (T. I. Apr. 8, '22. P. 8.)

上位を占むるインドの農業
India's Greatest Industry. (T. I. Apr. 8, '22. P. 9.)

イ ン ドの事態；サストリ氏の事業
India's Status; Mr. Sastri's Work. (T. I. Apr. 8, '22. P. 10.)

近 東 地 方

一九二〇年のトルコ貿易
Trade of Turkey for 1920. (Com. R. (S) Mar. 6, '22. By G. F. Ravndal. P. 1.)

近東會議(トルコとの新協約)
Near East Conference. (R. G. Mar. 20, '22. P. 26.)

インドと近東問題(カーゾン卿の講演)
India and Near East. (R. G. Nar. 27, '22. P. 10.)

回教徒と近東問題(ロナルドシエー卿の講演)
Moslems and Near East. (R. G. Mar. 27, '22. P. 10.)

近東會議(トルコへの讓步)
The Near East Conference. (R. G. Apr. 3, '22. P. 14.)

トルコに於ける米國の油田獲得要求
American Oil Claims in Turkey. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P. 953. By H. Woodhouse.)

■南 洋 諸 島■

比 律 賓

癩病の桂皮油療法
To Treat Lepers with Cinnamon Oil. (M. T. Mar. 14, '22. P. 2.)

比島一般病院概況(一九二一年後)
2727 People refused Admittance to General Hospital during 1921. (M. T. Mar. '22. P. 4.)

一九二二年一月末現在比島國庫收入
Nearly P. 1,000,000 decrease is reported in Revenues Collected by Province & Town treasurers. (M. T. Mar. 15, '22. P. 9.)

一九二〇年比島產金額
Gold Output of P. J. Mines during 1920 was P. 2,500,000. (M. T. Mar. 18, '22. P. 9.)

比島の財政制度
Philippine Financial Legislation. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 671.)

比島貿易の好況
Increase in Philippine Trade. (Com. R. Mar. 27, '22. By G. L. logan. P. 730.)

預金部を開始せんとする比島ナショナル銀行
National Bank will open savings window. (M. T. Apr. 20, '22. P. 9.)

三月中の比島貿易情況
March balance of Trade was in favour of Islands by P. 8,656,484. (M. T. Apr. 21, '22. P. 1.)

ダヴアオ在住邦人問題と田中大將の來比
Japanese question not taken up with Tanaka Wood states. (M. T. Mar. 31, '22. P. 1.)

ウッド將軍は暴君か
Is Wood a Tyrant ? From "Nueva Fuerga" Cebu. (M. T. Apr. 1, '22. P. 4.)

一九二〇年の比島統計情報
Commerce Bureau issues statistic Bulletin for 1920. (M. T. Apr. 3, "P. 6.)

過去二十三箇年間の對米比島輸出糖(統計)
More than Help of P. 475,000,000 worth of Sugar exported from Islands during last 23 years went to U. S. (M. T. Apr. 6, '22. P. 5.)

一九二一年度マニラ市歲出超過
City Spent P. 731,323; more than Income last year Treasures tells Mayor. (M. T. Apr. 7, '22. P. 2.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

インド貿易：二月中の情況
India's Trade; February Figuers Show Decrease. (Stm. Mar. 24, '22. P. 10.)

一九二二年三月二十四日現在ラングーン米市況
The Rice Market. (R. G. Mar. 27, '22. P. 18.)

インドの情勢
The Situation in India. (A. R. Apr. 1922, Vol. XVIII No. 54, By Lord Meston. P. 181.)

インドに於ける英國の責任
Britains Responsibility in India. (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. 54, By S. H. Craik. P. 185.)

インドに於ける英皇儲殿下
The Prince in India (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. 54, By Everard Cotes. P. 197.)

マラバルの階級と風習
Castes and Customs in Malabor. (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. 54, By H. E. A. Cotton. P. 221.)

インドの水力電氣業
Hydro-Electric Power in India. (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. 54, By A. T. Arnall. P. 258.)

インドに於けるリーデング卿の事業(批評論)
Lord Reading's Task in India. (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. P. 347.)

マドラス會議
Madras Council. (T. I. Apr. 1, '22. P. 3.)

ボンベイ州の教育
Education in the Bombay Presidency. (T. I. Apr. 1, '22. P. 9.)

インドの棉花問題
Indian Cotton Problems. (T. I. Apr. '22. P. 9.)

インドの家畜
Cattle in India. (T. I. Apr. 1, '22. P. 10.)

インドの棉花貿易
The Cotton Industry. (T. I. Apr. 1, '22. P. 10.)

英領インド貿易の減退
Decline in Trade of British India. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 4.)

インド立法部と其責任
The Indian Legislature and Responsibility (R. G. Apr. 3, '22. P. 3.)

インド棉製品市況
The Indian Cotton Good Markets. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 11.)

英國々會に於けるインド問題
India in Parliament. (R. G. Apr. 3, '22. P. 16.)

インド棉花稅
Indian Cotton Duties. (R. G. Apr. 3, '22. P. 16.)

インド中央州の教育
Education in the Central Province. (Stm. Apr. 4, '22. P. 9.)

インドの大學教育
University Education in India. (Stm. Apr. 2. '22. P. 19.)

インドの女子教育
Education of Indian Girls. (Stm. Apr. 2, '22. P. 25.)

"自由民としての私見"モンタギュー氏の辭職演說
"What I think as a Free man." Full Text of Mr. Montagu's Resignation Speeches (Stm. Apr. 4, '22. P. 10.)

首相とモンタギュー氏
Premier & Mr. Montagu. (Stm. Apr. 4, '22. P. 11.)

インドの教育
Indian Education (T. I. Apr. 8, '22. P. 8.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

革新者としてのモンタギュー氏
Mr. Montagu as Reformer. (Stm. Mar. 11, '22. P. 13.)

インドの貿易と財政
Trade and Finance. (T. I. Mar. 11, '22. P. 10.)

運動の巨魁＝ガンヂーの悪意運動
Arch-Agitator of India Gandhi 's Sinister Activities. (T. d. Mar. 11, '22. No. 42977, P. 9.)

ガンヂーの逮捕
Arrest of Gandhi. (T. d. Mar. 11, '22. No. 42977, P. 10.)

ガンヂー氏の拘引
Gandhi arrested for Sedition. (Stm. Mar. 12, '22. P. 11.)

法廷に立てるガンヂー氏
Mr. Gandhi to Plead Guilty; Statement in Court. (Stm. Mar. 14, '22. P. 7.)

インドに於ける藍の調査事業
Indigo Research Work in India. (Stm. Mar. 14, '22. P. 124.)

インド危機の眞相：人種的反目の昂進
India 's Real Danger. Growth of Racial Hate. A Way to Safety. (T. d Mar. 16, '22. No. 42981. P. 12.)

インドの鐵道罷業と石炭業
Railway Strike and Coal Trade. (Stm. Mar. 16, '22. F. S.)

インド輸出米制限撤去
Export of Rice from India: Restrictions removed. (Stm. Mar. 16, '22. P. 8.)

アッサム州の勞働情勢
Labour Conditions in Assam. (Stm. Mar. 18, '22. P. 8.)

インド中央州の教育
Education in Central Provinces. (Stm. Mar. 18, '22. P. 11.)

インド農業の進步
Agricultural Progress in India: New wealth from the Soil. (Stm. 18, '22. P. 15.)

モンタギュー氏の後任發表：ピール伯
Mr. Montagu 's Successor: Viscount Peel. (Stm. Mar. 19, '22. P. 11.)

對ガンヂー氏六箇年禁錮宣告
Gandhi Sentenced to 6 Years. (Stm. Mar. 19, '22. P. 11.)

ガンヂー氏の眞の目的
Gandhi 's Real Aim. (Stm. Mar. 19, '22. P. 12.)

ラングーン米の小賣相場
Retail Price of Rice. (R. G. Mar. 20. P. 2.)

インド最初の陸軍士官學校
Indian 's First Military College. (R. G. Mar. 20, '22. P. 22.)

インド政府の宣言書(カーゾン卿の立場)
Indian Government 's Manifesto. (R. G. Mar. 20, '22. P. 30.)

英首相の政策とインド(モンタギュー氏の論評)
Premier 's Policy and India; Mr. Montagu's Reviews. (Stm. Mar. 21, '22. P. 7.)

インドとゼノア會議
India & the Genoa Conference. (Stm. Mar 21, '22. P. 8)

インドに於ける政治的危機
The Political Crisis in India. (T. d. Mar. 22, '22. No. 42986, P. 13.)

インドと回教徒
India and Islam. (01. Mar. 22, '22. P. 449

ピール伯の任命
The Apointment of Viscount peel. (Stm. Mar. 22, '22. P. 7.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ビルマに於ける米作情況

Situation Rizicale en Birmanie. (Chambre de Commerce de Saigon) (M. I. Feb, 11, '22. No. 161, P. 15.)

ボンベイの生活費

Cost of living in Bombay. (T. I. Jan. 14, '22. P. 8.)

インドの鐵道情況

Indian Railways. (T. I. Jan. 14, '22. P. 11)

ボンベイ會議

Bombay Conference. (T. I. Jan. 21, '22. P. 12.)

ノースクリフ卿の見たるインドの改變

Changes in India, Lord Northcliffs Views. (T. I. Feb. 4, '22. No. 4, P. 1.)

荒亡災厄の教唆 ガンヂー氏の活動

Courting Ruin and Disaster; Gandhi's Activities. (Stm. Feb. 14, '22. P. 6.)

徹底的アグラのボイコット

Complete "Hartal" at Agra. (Stm. Feb. 14, '22. P. 718.)

東印度鐵道の同盟罷業

East Indian Railway Strike. (Stm. 14, '22. P. 12.)

自由同盟とガンヂー

Liberal League and Mr. Gandhi. (Stm. Feb. 15, '22. P. 7.)

對ガンヂー政府態度決定

Official Attitude towards Gandhi Difined. (Stm. Feb. 17, '22. P. 7.)

一米人の印度觀

An American's View of India. (Stm. Feb. 17, '22. P. 13.)

インドの海上貿易；ベンガル州の情況

India's Seaborne Trade. Bengal's Position. (Stm. Feb. 18, '22. P. 6.)

カルカッタに於ける非協力組合

Non-co-operation in Calcutta. (Stm. feb. 18, '22. P. 9.)

インドの銀行業

Banking in India. (T. I. Feb. 18, '22. P. 4.)

インドと國際聯盟

India and the League of Nation. (Stm. Feb. 19, '22. P. 12.)

英國々會に於けるインド問題

Indian Questions in Parliament. (Stm. Feb. 23, '22. P. 9.)

ベンガル州の社會事業

Social Service in Bengal. (Stm. Feb. 23, '22. P. 15.)

高いカルカッタの生活費

High Living Cost in Calcutta. (Stm. Feb. 26, '22. P. 10.)

インドの豫算案

The Indian Budget. (T. I. Mar. 4, '22. P. 2.)

インドと其豫算案

Indian and her Budget. (T. d. Mar. 6, '22. No. 42. 972, P. 13.)

インドの軍事費

Military Expenditure in India. (Stm. Far. 7, '22. P. 17.)

サストリ氏とインドの要求

Mr. Sastori and India's Claim. (Stm. Mar. 9, '22. P. 7.)

印度大臣モンタギュー氏の辭職

Mr. Montagu's Resignation. (T. d. Mar. 10, '22. no. 42976, P. 13.)

英首相とモンタギュー氏；辭職に關する書簡

The Premier and Mr. Montagu. Resignation letters. (T. d. Mar. 10, '22. No. 42976, P. 14.)

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

香港の不安狀態
The Trouble in Hongkong. (T. d. Mar. '22. No. 42971. P. 11.)

香港に於ける過激運動＝罷業强制
Reds busy at Hongkong. Attempt to force General Strike. (T. d. Mar. 4, '22. No. 42971, P. 10.)

滿洲及西伯利亞

一九二一年の滿洲收穫豫想
Manchurian Crop Estimates for 1921. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 677.)

ウラヂオストツクの貿易と工業
Trade and Industry at Vladivostok. (Com. R. Mar. 19, '22. P. 657.)

シベリアのボルシエヴイズム病ノ；セミヨノフ將軍談
Siberians Sick of Bolshevism Says Semenoff. (M. T. Apr. 4, '22. P. 1.)

佛領印度支那

印度支那鐵道の速度
La Vitesse de nos Trains. (E. E. Feb. 5, '22. No. 243, P. 1.)

ヴインードンハ線と老撾の開發
La Ligne de Vinh a Dongha et le Developpement du Laos. (E. E. Fed, 5, '22. No. 243, P. 4.)

印度支那に於けるパラ護謨の栽培と其將來(續)
La Culture de l'Hevea en Indochine et son Avenir. (suite) (E. E. Feb. 5, '22. P. 7.)

印度支那地方債募集
L'Emprunt Indochinois. (M. I. Feb. 18, '22. No. 162, P. 12.)

印度支那と貨幣自治
L'Indochine et l'Autonomie des Colonies. (E. E. Feb. 19, '22. No. 245, P. 7.)

印度支那地方債の發行
L'Emprunt Indochinoise. (E. E. Feb. 19, '22. No. 245, P. 12.)

佛領老撾と其經濟的將來
Le Loas Francais et son Avenir Economique. (M. T. Feb. 25, '22. No. 163, P. 10.)

極東化學工業會社概況(印度支那)
Societe Industrielle de Chimie d'Extreme Orient. (E. E. Mars. 5, '22. No. 247, P. 13.)

交趾支那ジヤヂン州の經濟概況
Coup d'Oeil sur la Situation Economique de la Province de Giadinh. (E. E. Mars. 26, '22. No. 250, P. 3.)

一九二二年開催の河內共進會
La Foire de Hanoi en 1922. (E. E. Mars. 26, '22. No. 250, P. 10)

印度支那地方債の成功
Le Succes de l'Emprunt. (E. E. Mars. 26, '22. No. 250, P. 19.)

印度支那に於ける自動車交通
Les Services Autmobiles en Indochine. (M. I. Mars. 11, '22. No. 165, P. 9.)

北部安南の鐵道
Chemin de Fer du Nord-Annam. (M. I. Mars. 11, '22. No. 165, P. 15.)

印度支那に於ける社會問題
Le Probleme Sociale en Indochine. (M. I. Mars. 18, '22. No. 166, P. 1.)

安南王國とフランス
The Fmpire af Annam and France. (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. 54, By R. D. Belleval. P. 209.)

暹羅緬甸及印度

暹羅鐵道と印度支那鐵道との關係
Les Chemins de Fer Siamois et les Notres. (E. E. Feb. 5, '22. No. 243, P. 11.)

暹羅公債
L'Emprunt Siamois. (E. E. Mars. 19. '22. No. 249, P. 1.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二一年の朝鮮對外貿易
Foreign Trade of Chosen for 1921. (Com. R. Mar. 20, '22. By R. S. Miller. P. 719.)

一九二一年の神戸入港船舶
Shipping at Kobe, Japan, durning 1921. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 770.)

創設の南洋廳
Japan creates Office for her Mandated Lands. (M. T. Apr. 5, '22. P. 1.)

大連會議失敗に對する日本陸軍省の辯明
Japanese War Office explains Reasons Why Dairen Conference failed. (M. T. Apr. 25, '22. P. 5.)

支那及香港

支那に於ける羊毛産出高
Production de la Laine en Chine. (M. I. Feb. 18, '22. P. 9.)

支那關税々率條約(條文)
Treaty on the Chinese Tariff. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P. 1030.)

支那の督軍
The War Lords of China. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P. 918. H. C. Fenn.)

上海に於ける投機取引
The Speculation a Shanghai. (M I. Mars. 4, '22. No. 194, P. 14.)

税關統計と支那商業 (1)
Les Statistiques douaniers et le Comommerce en Chine. I. (M. I. Mars. 18, '22. No. 166, P. 8)

支那の產業化
L'Industrialisation de la Chine. (M. I. Mars. '22. No. 166, P. 708.)

福州港の發展
Development of the Port of Foochow. (Com. R. Mar. 20, '22. P. 708.)

支那に於ける治外法權
L'Extraterritorialite en Chine. (M. I. Mars. '22. No. 167, P. 8.)

安固ならんとする支那貿易
Chinese Trade Approaching Sound. (Com. R. Mar. 27, '22. By. J. Arnold. P. 728.)

支那人の基督教觀
What the Chinese are Thinking About Christianity. (Some modern Discussions of Bible Themes.) (C. R. Apr. '22. Vol. LIII No. 4, By George Chien hsu. P. 241.)

支那に於ける教會の使命
The Message of the Church in China. (C. R. Apr. '22. Vol. LIII No. 4, By K. H. Wood. P. 232.)

支那の建築業
Construction Work in China. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 16.)

遠東に於ける支那の地位
China's Place in the Far East. (R. F. E. Apr. 15, '22. Vol. XX No. 7, By Dr. S. K. Alfred Sze. P. 242.)

上海對米貿易
Shanghai's Trade with the United States. (R. F. E. Apr. 15, '22. Vol. XX No. 7. P. 251.)

非基督教運動
The Anti-Christian Movement. (R. F. E. Apr. '22. Vol. XX No. 8, By V. P. Ting. P. 291.)

一九二二年三月中の支那經濟財政狀態
Economic and Financial Conditions During March 1922. The Chinese-American Bank of Commerse Shanghai Branch. P. 287. (R. F. E. Apr. 22, '22. Vol. XX No. 8.)

直奉戰の切迫
Chihli- Fengtien Fight Imminent. (R. F. E. Apr. 22, '22. Vol. XX No. 8, By Y. S. Yu. P. 283.)

三月に於ける米支貿易の增加
China—America Trade increase during march. (C. P. May, 5. '22.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

對米列國借款表(一九二一年六月現在)
Indebtedness of other Government to the Government of the U. S. —June, 1921. (M. T. Mar 21, '22. P. 5.)

列國公債市況
The foreign Bond Market. (S. Mar. 18, '22. P. 406.)

將來の飛行機
L'Avion de Demain. (M. I. Feb. 4, 1922. No. 160, P. 2.)

華府會議、カンヌ會議、太平洋會議

華府會議の成功;支那前途の安固
Washington's Triumph. China's Future Secure. (T. d. Feb. 2, '22. No. 42, 945. P. 10)

山東に於ける支那の勝利
China's Victory in Shantung. (M. T. Mar. 21, '22. P. 4.)

門戸開放協約(條文)
Text of the Open Door Treaty. (C. H. Mar. 1922, Vol. XV No. 6, P. 1026.)

華府軍備會議の成果
Final Fruits of the Arms Conference. (C. H. Mar. 1922, Vol. XV No. 6, P. 986.)

五大國海軍協定(條文)
The Five-Power Naval Treaty. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P. 1017.)

潜航艇及毒瓦斯協定條約(條文)
Submarines and Poison Gas Treaty. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P. 1025.)

山東條約(條文)
The Shantung Treaty. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P. 1030.)

カンヌとドイツ
Cannes und Deutschland. (D. E. Jan. 26, '22, Nr. 2011, P. 282.)

極東の新時代=四國協約の價値
New Era in the Far East. value of Pacific Pact. (T. d. Feb. 6, '22. No. 948, P. 10.)

太平洋に於ける歐洲の利害
L'Europe dans le Pacipique. (M. I. Feb. 18, '22. No. 162, P. 4.)

太平洋會議に於ける合衆國の遠東顧問
The Far Eastern Advisers of the U. S. at The Conference. (R. F. E. Apr. 8, '22. Vol. XX No. 6, P. 203.)

■亞　細　亞■

一　般

極東問題;米國の態度
Problems of Far East, America's Attitude. (Stn. Feb. 21, '22. P. 13.)

中東に於ける英國の政策(チャーチル氏の所見)
British Policy in the Middle East. (R. G. Mar. 20, '22. P. 26.)

東方の平和
Peace in the East. (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. 54, By S. G. Bower. P. 214.)

英米アジア輸出貿易
The Export Trades of the U. K. and the U. S. to Asia. (A. R. Apr. '22. Vol. XVIII No. 14, By M. frewen P. 299.)

日　本

日本の意圖
What Japanese is thinking. (C. H. Mar. '22. Vol. XV No. 6, P. 923, By T. W. Tefferis.)

一九二一年の日本海外貿易
Japanese Foreign Trade in 1921. (E. Mar. 4, '22. Vol. XCIV No. 4097, P. 456.)

一九二〇年の日本輸出入貿易
Japan. (Com. R. (S). Mar. 6, '22. P. 1.)

激增せる日本の富
Big increase shown in wealth of Japan. (M. T. Mar. 14, '22. P. 2.)

戰時及戰後の日本織物貿易
Japan's textile Trade during and after the war. (Com. R. Mar. 20 '22. P. 684.)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雑誌略號一覽表■

A. R.	Asiatic Review.
C. H.	Current History Magazine.
Com. R.	Commerce Report. (U. S.) Bound Volume With Index.
C. P.	China Press.
C. R.	Chinese Recorder.
D. E. I. A.	Dutch East Indian Archiperago.
E.	Economist.
D. E.	Das Echo.
E. E.	L'Eveil Economique.
E. E. S.	Eastern Engineering Supplment of The London and Chinese Press.
F. E.	The Weekly Review of the Far East.
M. T.	Manila Times, Daily.
O.	Outlook.
R. G.	Rangoon Gazette.
S.	Statist.
T. (d)	Times, London, Daily.
T. T. S.	Times, Trade Supplement.
W. W.	World's Work.
M. I.	Le Moniteur Indochinoise.

■世界一般■

產業及其他

海外經濟事情（南米大陸及東亞、濠洲）
Die Wirtschaftslage in Uebersee. (D. E. Jan. 26, 1922. Nr. 2011, P. 308.)

石炭の新用途
Nouveaux Modes d' Utilisation du Charbon. (M. I. Feb. 11, '22. No. 161, P. 9.)

棉花問題と植民地
Le Probleme du Coton et les Colonies. (M. I. Mars. 4, '22, No. 164, P. 9.)

世界各國の棉花消費情勢
Trend in World 's Cotton Consumption. (Com. R. Apr. 3, '22. P. 10.)

世界の銅
Le Cuivre. (M. I. Mars. '22. No. 164, P. 8.)

世界石油産額
La Production mondiale Petrole. (M. I. Mars. 4, '22. No. 164, P. 12.)

一九二一年に於ける金屬市場
La Marche des Metaux en 1921. (M. I. Mars. 18, '2.. No. 166, P. 11.)

世界に於ける鉛
Le Plomb. (M. I. Mars. 18, '22. No. 166, P. 5.)

世界の金産額（一九一九、二〇、二一年）
World 's Gold Production. (S. Mar. 18, 22. P. 402.)

ドイツの國際警察法案
Germany 's International Police Bill. (O. Mar. 22, '22. P. 450.)

世界の砂糖貿易（一九一八/二一年）
International Trade in Sugar. (Com. R. Mar. 27, '22. P. 740.)

爲替相場の安定
La Stabilisation des changes. (M. I. Mars. 11, '22. No. 156, P. 13.)

一九二一年中の世界爲替相場
Les Changes en 1921. (M. I. Mars. 25, '22. No. 167, P. 12.)

植民地紙幣論（續）
Monnaie de Papier Coloniale. (suite) (E. E. Mars. 19, '22. No. 249, P. 7.)

植民地紙幣論（續）
Monnaie de Papier Coloniale. (suite) (E. E. Mars. 26, '22. No. 250, P. 7.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN